

135
3
271

樋山廣業君校閱
小西嚴次郎君義解

各國 參照 大日本帝國憲法義解

附
議院法
會計法
衆議院議員選舉法
貴族院令

大阪 吉岡氏發行

特 14
321

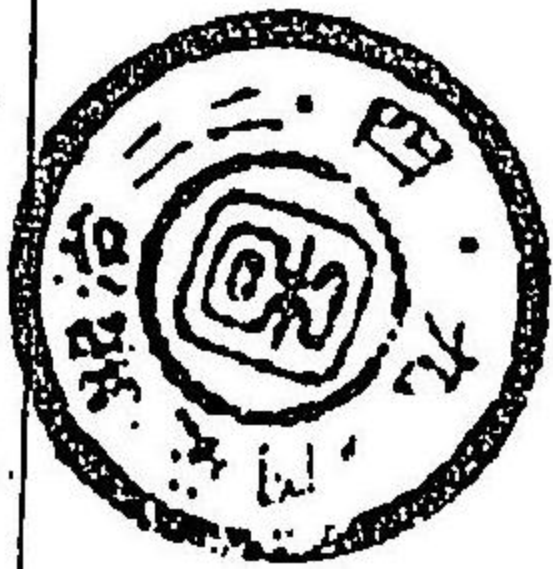
No 16125

帝國憲法

日本帝國憲法義解

樋山廣業君校閱

次郎君義解

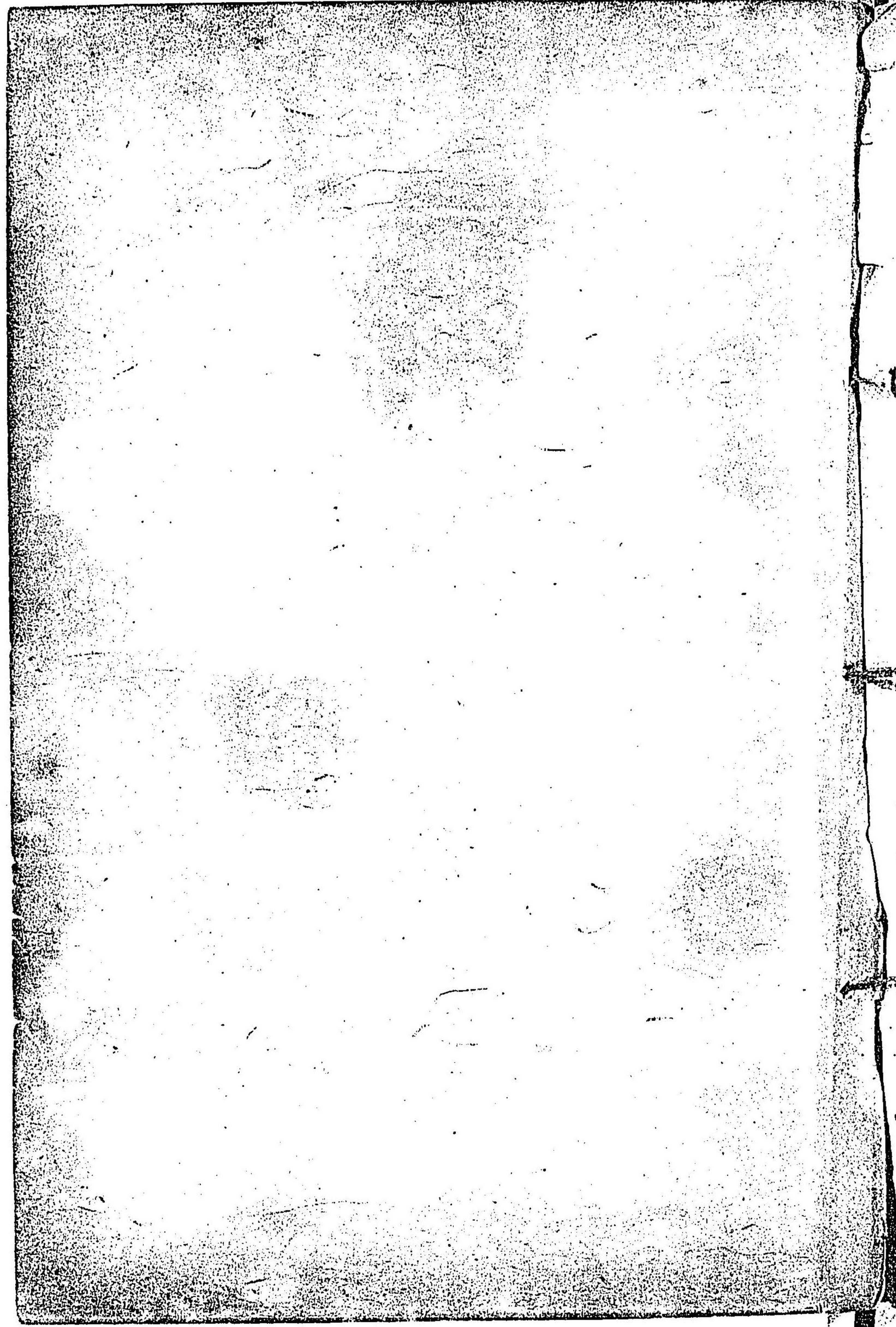


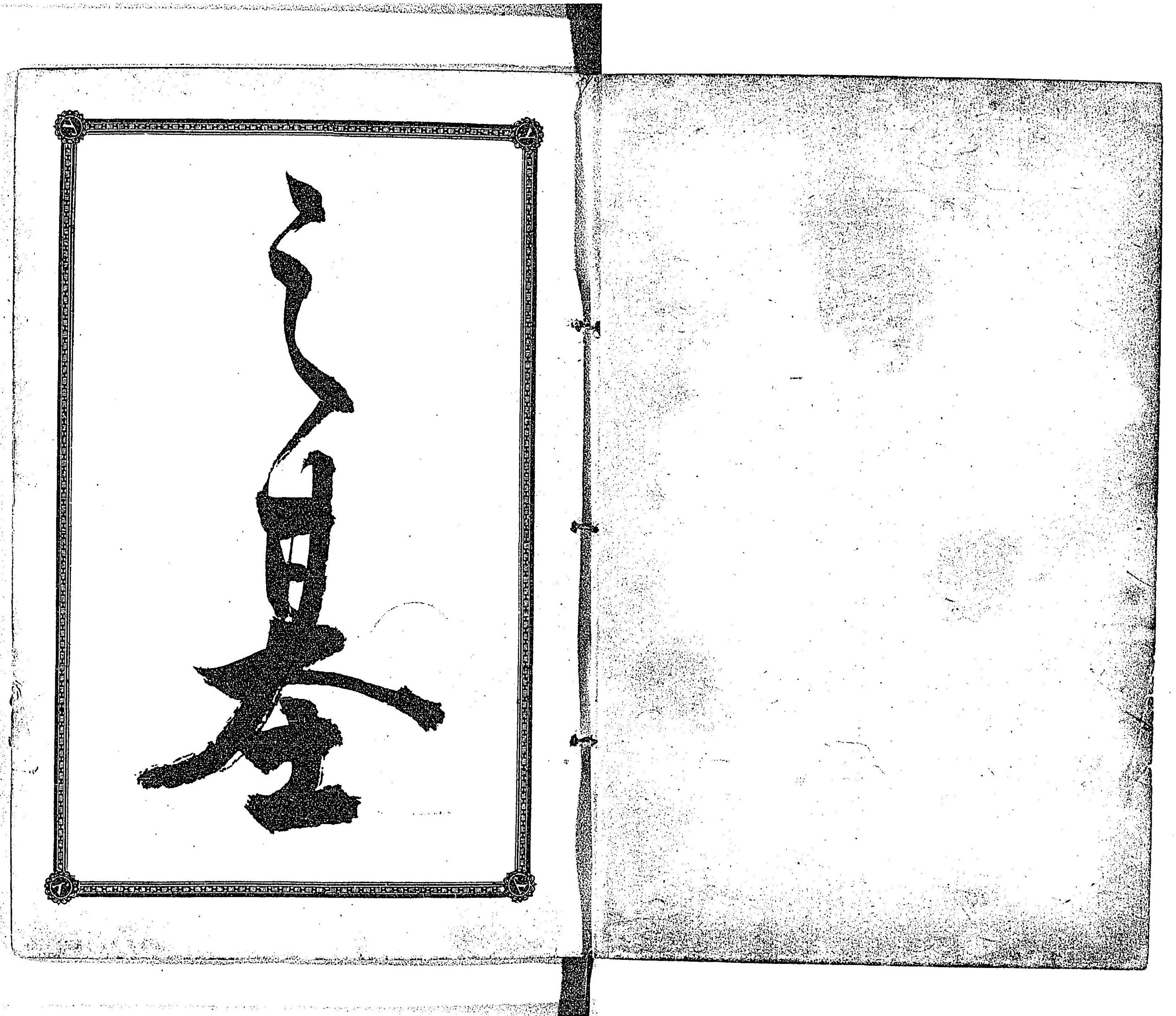
附議院法
衆議院議員選舉法
會計法
貴族院令

大阪

寶文軒發







已丑之秋
李守中書



告文

皇朕クワウワレ謹ツバシミ畏カシミ

皇祖クワウソ

皇宗クワウソウノ神シン靈レイニ請ツケ白マチサク皇朕クワウワレ天テン

壤シヤウ無ム窮キウノ宏クワウ謨ホニ循シタガヒ惟ユ神シンノ寶ハウ祚ソヲ

承シヨウ繼ケイシ舊キウ圖トヲ保ホ持チシテ敢アテ失シツ墜ホス

ルコト無ナシ顧サモンミルニ世セイ局キヨクノ進シン運ウンニ

膺^{アツク}リ人文ノ發達ニ隨ヒ宜ク

皇祖

皇宗ノ遺訓ヲ明徴ニシ典憲ヲ成立

シ^{テウシヤク}條章ヲ昭示シ内ハ以テ子孫ノ率

出スル所ト爲シ外ハ以テ臣民翼贊

ノ道ヲ廣メ永遠ニ遵行セシメ益國

家ノ丕基ヲ鞏固ニシ八洲民生ノ慶

福ヲ増進スヘシ茲ニ皇室典範及憲
法ヲ制定ス惟フニ此レ皆

皇祖

皇宗ノ後裔ニ貽シタマヘル統治ノ

洪範ヲ紹述スルニ外ナラス而シテ

朕カ躬ニ逮テ時ト俱ニ舉行スルコ

トヲ得ルハ洵ニ

皇祖

皇宗及我カ

皇考ノ威靈ニ倚藉スルニ由ラサレ

ハ無シ皇朕レ仰テ

皇祖

皇宗及

皇考ノ神祐ヲ禱リ併セテ朕カ現在

及將來ニ臣民ニ率先シ此ノ憲章ヲ

履行シテ愆ヲサラムコトヲ誓フ庶

幾クハ

神靈此レヲ鑒ミタマヘ

憲法發布勅語

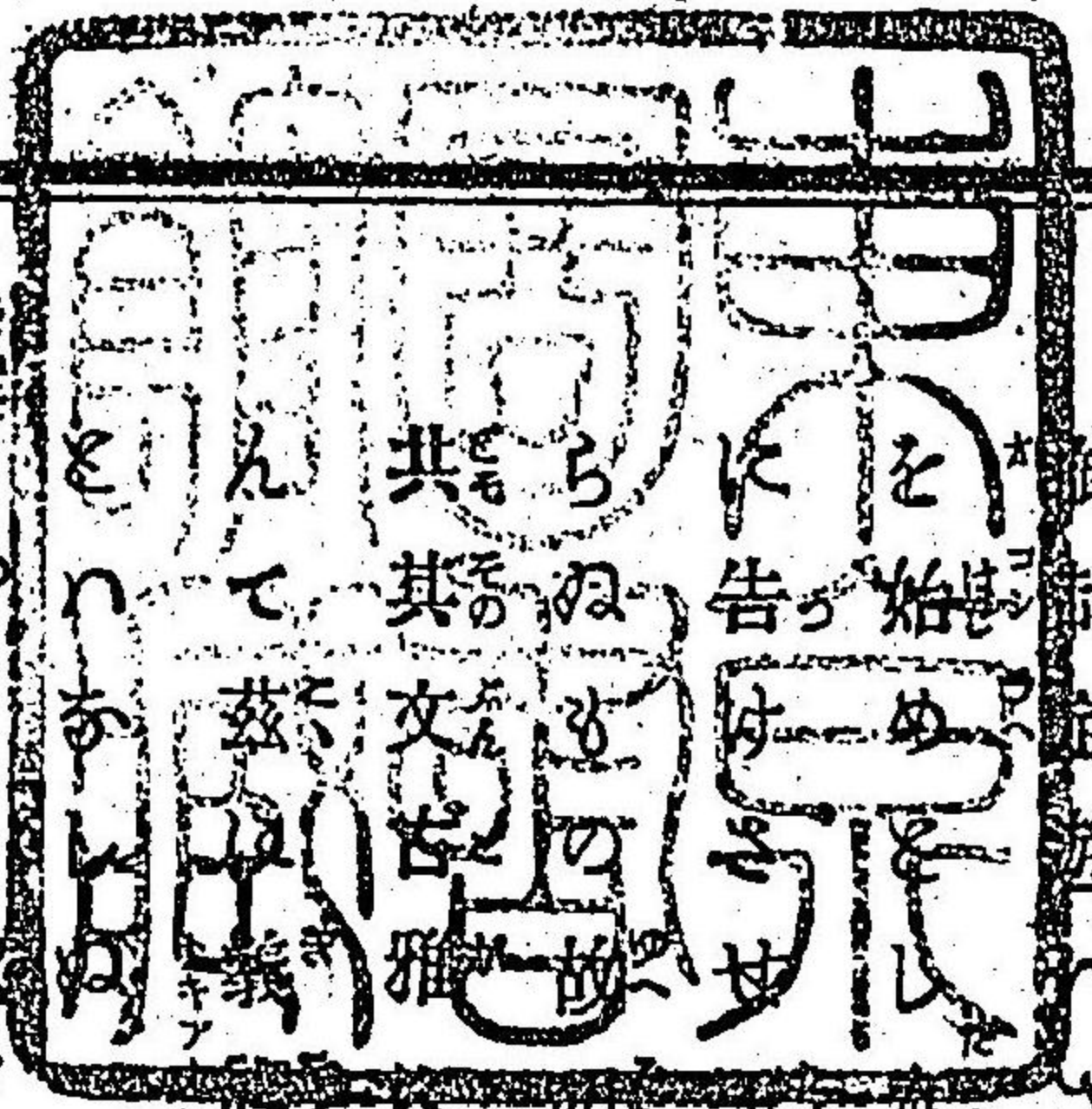
朕チン國家コクカノ隆昌リウシヤウト臣民シンミンノ慶福ケイフクトヲ以モツテ中心チュウシンノ欣榮キンエイトシ朕チンカ祖宗ソウソウニ承ウケクルノ大權ダイケンニ依ヨリ現在ゲンザイ及將來オキヨヒシヤウライノ臣民シンミンニ對タイシ此コノ不磨フヤノ大典ダイテンヲ宣セン布フスニ對タイシ此コノ不磨フヤノ大典ダイテンヲ宣セン布フス惟オモフニ我ワカ祖ソ我ワカ宗ソウハ我ワカ臣民シンミン祖ソ先センノ協力ケリヨク輔翼ホウヨクニ倚ヨリ我ワガ帝國テイコクヲ肇チヤウ

造ザウシ以モツテ無窮ムキウニ垂タレタリ此コレ我ワガ神聖シンセイナル祖宗ソウソウノ威德イデクト並ナラヒニ臣民シンミンノ忠實チュウジツ勇武ユウブニシテ國クニヲ愛アイシ公オホヤケニ殉シタガヒ以モツテ此コノ光輝クワウキアル國史クニシノ成跡セイセキヲ貽ノコシタルナリ朕チン我ワカ臣民シンミンハ即スナハチ祖宗ソウソウノ忠良チュウリヤウナル臣民シンミンノ子孫シソンナルヲ回想クワイソウシ其ソノノ朕チンカ意コトヲ奉體ホウタイシ朕チンカ事コトヲ獎シヨウ

順シ相與ニ和衷協同シ益我カ帝國
ジユン アヒトモ ワウケフドウ マス
 ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ祖宗ノ遺業
クワウエイ チウグワイ センヤウ
 ヲ永久ニ鞏固ナラシムルノ希望ヲ
エイキウ キヤウコ
 同クシ此ノ負擔ヲ分ツニ堪フルコ
オナジ コ フタン リカ
 トヲ疑ハザルナリ
ウタガ

御告文の譯義

恭しく寅んで此の御告文を拜讀し奉るに惶れ多くも我
ウヤク ツシム
 か 明治天皇陛下に今回皇室典範並に帝國憲法を
メイジ テンノウイノ
 を始めとし奉り 神武天皇以下御歴代の天皇の御神靈
ヲハジメトシホウリ
 に告げ奉りしに 御勅文なれども最も尊み敬まらねば
ニツケホウリシニ
 其の文は古雅にして俗人の解し難きを慮り不敬を省みす謹
スノコノ
 んて茲に義を爲し以て 聖意の辱おさを知らしむると
コノ



抑も我カ明治天皇陛下に親しく御歴代の御神前に立
オソモ
 たせ玉ひ謹しみ畏みて 皇祖即ち皇室の御先祖 天照太神
タセタマヒ
 并に 皇宗即ち 神武天皇以下 御歴代の御宗族方の御
ナヒニ

◎御告文の譯義

神靈に告げて曰く日本皇帝の朕れ天地と共に永代窮まり
あき大なる祖先の謨訓に従ひて他に雙ひあき惟た一の神
即ち天照太神の御位を承け継ぎ玉ひて御祖先の古へよ
り定めさせ玉へる版圖即ち日本國を治め保ちて今日に至る
まで敢て他國の侮りを受け玉はず天皇陛下か御懿徳を失
はせ玉ひて地に墜し玉ふ様あとも更らにちくして來玉ひし
か今日に至り既往將來を考へ見玉ふに世の中の人智か次第
に進み行くの時運に當り文明開化に牽き連れて程能く適宜
に皇祖即ち天照太神及び皇宗神武天皇以下御歴代
の御世繼ぎを定め玉へる御規則即ち皇室典範と國家を治め
させ玉へる帝國憲法とを御制定遊のされこれに載する處
の條文章意を明かに人民に示させ玉ひ内部に於て之れを
以て天皇陛下の御皇子御皇孫よりして以下万世の御

未代までも是の皇室典範と帝國憲法とに率ひ由らせ玉へる
ととし又外部に在ての臣下人民か是の法に基つきて天皇
陛下を御補翼申し奉るの道筋を擴め永代末遠き世までも是
の法に遵ひ行きて此上益く日本皇國帝室の丕なる基ひを
堅固に固めて我か此の大八洲に住へる人民蒼生の慶ひと福
を増加し進ませ玉へるとの思召にて茲に皇室の典範と憲
法とを御制定あらせらる惟ふに此れハ皆な皇祖天照太神
と皇宗神武天皇以下御歴代の天皇陛下か御後裔に
胎し置き賜ひて人民を統へ治め玉へる洪ひなる御軌範を受
け紹き叙述し玉へると言ふに些しも異るとなし而して今
上天皇陛下の御世に遠んで時世と俱に此大典を擧げ行な
せらるゝことを得玉ふの洵に皇祖天照太神と皇宗神武
天皇以下御歴代の天皇陛下と今上天皇陛下の皇考

◎御告文の御詔

即ち 父皇孝明天皇陛下の御神靈の御威徳に倚頼し 神威を藉り玉ふに由らざるのなし 天皇陛下か親しく天を仰て 天に在ます 皇祖天照太神と 皇宗神武天皇以下 御歴代の 天皇と 皇考即ち 今上天皇の 父皇孝明天皇陛下の 御神靈に御祐けあらせ玉はらんとを禱らせ玉ひ併せて 今上天皇陛下に 現在と行末に於て日本臣民の先き駈けを爲し玉ひ此の憲法の條章の通りを履み行ひ玉ひて少しも違はせられぬとを 御神前に於て御誓約あらせ玉ふ何卒願くは 天に在ます 御神靈に 陛下か御誓詞の程を 御鑒定あらせ玉はらんとを庶幾ふと日ひしなり

編者謹譯

憲法發布勅語の譯義

寅んで拜讀し奉るに 天皇陛下に我國 皇室の隆んに昌へると臣民の慶ひと幸福とを以て 大御心の御欣ひ御光榮と爲し玉ひ 天皇陛下か 皇祖天照太神と 皇宗神武天皇以下 御歴代の 天皇陛下より御繼承遊へせられし國家人民を統御し玉へる大なる權利に依らせ玉ひて現今所在の臣民と行末々の臣民とに向ひ玉ひて此の万代不易にして磨滅するとのなき大典則ち 皇宝典範と帝國憲法とを茲に宣へ布き玉へるなり 御心を盡させ玉ふに 天皇陛下の御先祖即ち 天照太神と 神武天皇以下 御歴代の 天皇陛下との 今上天皇陛下か 統御し玉へる臣民達の祖先等か力を協せて以て 御歴代の 天皇陛下を御補翼申上げしによりて此の日本帝國を造り

始め玉ひ以て御國の光輝を千代万世の涯りなき末まで遺し
玉ひしとてある此れは畢竟我が國古代の神聖なる御先祖
と御歴代の天皇陛下の御威光御高德と竝ひに皇國臣民等
か皇室に對して忠義を盡し節實を致し勇敢にして武略あ
りしを以て皇國を愛し上旨に殉ひ以て此の光輝ある即
ち一系連綿として萬國に冠絶せる愛て度き日本國の歴史の
名譽を後世に貽すを得玉ひし事である天皇陛下に我
か日本國の臣民達の即ち天皇陛下の御先祖より御歴代
の天皇陛下に仕へ奉り何れも忠義を盡し善良なる心掛け
ありし臣民達の子孫なるを御追想遊ばされたり故に臣下
に於ても其の天皇陛下か右の如く思召さるゝ御意を推
察し奉りて天皇陛下の爲し玉へる御事を務め勵みて從順
に奉仕し互ひに俱々に中善く和らさ睦しく力を協せ心を一

にして此上益々帝國日本の御威光と榮名を我が日本國中の
勿論海外の國々までも宣言稱揚して皇祖皇宗の遺し置
き玉ひし大業を此の世に永く久しく保有して堅固にせんと
するの願望を君臣共に之れを心に掛けねはならぬ併し此の
大なる重荷を擔ふとを臣民にも分ち與へらるゝか何れ能く
其任に堪へて充分職務を盡すてあらふと云ふとの陛下に
於ては少しも御疑念遊ばされすと云ふとなり

◎新注發布勅語の要略

編者謹譯

凡例

一本書ハ明治廿二年二月十一日紀元ノ佳節ニ當リテ我
カ英聖文武ナル日本皇帝陛下カ百官有司ノ面々ヲ
本年新築ノ宮城ニ招集シ玉ヒ親シク宣下アラセラル
タル日本帝國諸法ノ基本ト爲ル可キ大日本帝國憲法
及ヒ之レニ附從ノ帝國議院法、衆議院議員選舉法、會
計法、貴族院令等ノ諸法令ヲ合輯シ以テ一卷トナシ悉
ク之レニ義解ヲ施シタル者ナレハ苟クモ生テ我カ國
土ニ稟ケタル臣民ハ必ス一本ヲ座右ニ備ヘ平時熟讀
シテ以テ君臣ノ分義ヲ明カニシ以テ臣民ノ本分ヲ盡
ス可キナリ

一本書ノ義解ヲ爲スニ當リ其言詞ノ如キ最モ卑俗ノ言
 語ヲ用ヒタルハ專ラ俗人輩ナシテ解得セシメンカ爲
 メナリ故ニ固ヨリ識者ノ嘲笑ヲ受クルハ敢テ自カラ
 期スル所ナリ
 一本書中上欄ニ記載スル所ノ略語ニシテ憲トアルハ(憲
 法)議トアルハ(議院法)選トアルハ(衆議院議員選舉法)會
 ハ(會計法)貴ハ(貴族院令)ナレハ看官之レナ了セラレン
 一ヲ望ム

明治二十二年三月初旬

編者識

大日本帝國憲法義解目次

第一章	天皇	自第一條 至第十七條	一	葉
第二章	臣民權利義務	自第十八條 至第三十二條	十三	葉
第三章	帝國議會	自第三十三條 至第五十四條	廿四	葉
第四章	國務大臣及樞密顧問	自第五十五條 至第五十六條	卅七	葉
第五章	司法	自第五十七條 至第六十一條	卅八	葉
第六章	會計	自第六十二條 至第七十二條	四十二	葉
第七章	補則	自第七十三條 至第七十六條	五十	葉

大日本帝國議院法義解目次

第一章	帝國議會ノ召集成立及開會	自第一條 至第六條	五十七	葉
第二章	議長書記官及經費	自第七條 至第十八條	六十	葉

第三章	議長副議長及議員歲費	第十九條	六十七葉
第四章	委員	自第二十條 至第二十五條	六十九葉
第五章	會議	自第二十六條 至第三十二條	七十四葉
第六章	停會閉會	自第三十三條 至第三十六條	七十九葉
第七章	秘密會議	自第三十七條 至第三十九條	八十一葉
第八章	豫算案ノ議定	自第四十條 至第四十一條	八十三葉
第九章	國務大臣及政府委員	自第四十二條 至第四十七條	八十五葉
第十章	質問	自第四十八條 至第五十條	八十八葉
第十一章	上奏及建議	自第五十一條 至第五十二條	九十一葉
第十二章	兩議院關係	自第五十三條 至第六十二條	九十二葉
第十三章	請願	自第六十三條 至第七十一條	九十九葉

第十四章	議院ト人民及官廳地方議會トノ關係	自第七十二條 至第七十五條	百五葉
第十五章	退職及議員資格ノ異議	自第七十六條 至第八十條	百七葉
第十六章	請暇辭職及補闕	自第八十一條 至第八十四條	百十葉
第十七章	紀律及警察	自第八十五條 至第九十三條	百十三葉
第十八章	懲罰	自第九十四條 至第九十九條	百十八葉

大日本帝國衆議院議員選舉法義解目次

第一章	選舉區畫	自第一條 至第五條	百廿七葉
第二章	選舉人ノ資格	自第六條 至第七條	百卅葉
第三章	被選人ノ資格	自第八條 至第十三條	百卅二葉
第四章	選舉人及被選人ニ通スル規定	自第十四條 至第十七條	百卅五葉

第五章	選舉人名簿	自第十八條 至第廿九條	百卅九葉
第六章	選舉ノ期日及投票所	自第三十條 至第三十三條	百四十九葉
第七章	投票	自第三十四條 至第四十五條	百五十二葉
第八章	選舉會	自第四十六條 至第五十七條	百六十葉
第九章	當選人	自第五十八條 至第六十五條	百六十九葉
第十章	議員ノ任期及補闕選舉	自第六十六條 至第六十八條	百七十三葉
第十一章	投票所取締	自第六十九條 至第七十七條	百七十五葉
第十二章	當選訴訟	自第七十八條 至第八十八條	百七十九葉
第十三章	罰則	自第八十九條 至第九十五條	百八十五葉
第十四章	補則	自第九十六條 至第一百十一條	百九十七葉
○ 附 錄			二百二葉

大日本帝國會計法義解目次

第一章	總則	自第一條 至第四條	二百十五葉
第二章	豫算	自第五條 至第九條	二百十八葉
第三章	收入	第十條	二百二十二葉
第四章	支出	自第十一條 至第十五條	二百二十三葉
第五章	決算	自第十六條 至第十七條	二百二十八葉
第六章	期滿免除	自第十八條 至第十九條	二百三十一葉
第七章	歲計剩餘定額繰越豫算外收入及 定額戻入	自第二十條 至第二十三條	二百三十四葉
第八章	政府ノ工事及物件ノ賣買貸借	自第二十四條 至第二十五條	二百三十八葉
第九章	出納官吏	自第二十六條 至第二十九條	二百四十二葉

第十章

雜則

自第三十條
至第三十一條

二百四十五葉

第十一章

附則

自第三十二條
至第三十三條

二百四十六葉

大日本帝國貴族院令 十三ヶ條

二百五十一葉

宮内省達第二號

二百六十三葉

總目次終

朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ朕カ親愛ス
 ル所ノ臣民ハ卽チ朕カ祖宗ノ惠撫慈養シタマヒシ所ノ
 臣民ナルヲ念ヒ其康福ヲ増進シ其懿德良能ヲ發達セシ
 メムコトヲ願ヒ又其翼贊ニ依リ與ニ俱ニ國家ノ進運ヲ
 扶持セムコトヲ望ミ乃チ明治十四年十月十二日ノ詔命
 チ履踐シ茲ニ大憲ヲ制定シ朕カ率由スル所ヲ示シ
 朕カ後嗣及臣民及臣民ノ子孫タル者ヲシテ永遠ニ循行
 スル所ヲ知ラシム

國家統治ノ大權ハ朕カ之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ傳
 フル所ナリ朕及朕カ子孫ハ將來此ノ憲法ノ條章ニ循ヒ
 之ヲ行フコトヲ愆ラサルヘシ

朕ハ我カ臣民ノ權利及財産ノ安全ヲ貴重シ及之ヲ保護
シ此ノ憲法及法律ノ範圍内ニ於テ其ノ享有ヲ完全ナラ
シムヘキコトヲ宣言ス
帝國議會ハ明治廿三年ヲ以テ之ヲ召集シ議會開會ノ時
ヲ以テ此ノ憲法ヲシテ有効ナラシムルノ期トスヘシ
將來若此ノ憲法ノ或ル條章ヲ改定スルノ必要ナル時宜
チ見ルニ至ラハ朕及朕カ繼續ノ子孫ハ發議ノ權ヲ執リ
之ヲ議會ニ付シ議會ハ此ノ憲法ニ定メタル要件ニ依リ
之ヲ議決スルノ外朕カ子孫及臣民ハ敢テ之カ紛更ヲ試
ミルコトヲ得サルヘシ
朕カ在廷ノ大臣ハ朕カ爲ニ此ノ憲法ヲ施行スルノ責ニ

任スヘク朕カ現在及將來ノ臣民ハ此ノ憲法ニ對シ永遠
ニ從順ノ義務ヲ負フヘシ

御名御璽

明治廿二年二月十一日
內閣總理大臣 伯爵 黑田清隆
樞密院議長 伯爵 伊藤博文
外務大臣 伯爵 大隈重信
海軍大臣 伯爵 西郷從道
農商務大臣 伯爵 井上馨
司法大臣 伯爵 山田顯義
大藏大臣兼 伯爵 松方正義
內務大臣

陸軍大臣 伯爵 大山 巖
文部大臣 子爵 森 有禮
遞信大臣 子爵 榎本 武揚

參看

各國 大日本帝國憲法義解

樋山 廣業 校閱
小西 巖次郎 義解

第一章 天皇

(註) 第一章ハ全體凡テ十七條ヲ以テ成立チタルモノニシテ專ラ
テシノロヘイカノ大權ヲ規定セラレタルモノナリ而シテ此第一章ニ君主ノ
大權ヲ明記スルモノハ抑モ我國ハ開關ヨリ 天皇陛下親ラ國ヲ開キ
玉ヒ親ラ治メ玉ヘルヲ以テ之レヲ首條ニ掲ケラル、ハ實ニ我國體ニ
適當スルモノト云フヘシ

第一條 大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス

(註) 我日本帝國ハ神代ノ往古ヨリ皇統連綿トシテ更ニ變スルナク萬世

(參看)
憲法第二條
第三條
第四條

憲第一條
◎第三條

不易ノモノナリ故ニ我カ日本國ノ皇帝タル 天皇陛下親ヲ國家萬般ノコト
ヲ統テ御治定アラセラル、モノナリ
第二條 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子
孫之ヲ繼承ス
（註） 天皇陛下ノ御位ニ即カモ玉フハ別ニ皇室典範ニ依リテ之ヲ定メラレ
タル 皇男子 皇男孫ニ於テ之ヲ繼承セラル、モノニシテ他ヨリ猥リニ
皇位ヲ侵ス可ク能ハサルモノトス又本法發布ノ后ニ在テハ此條ニ依リ決シテ
女帝ノ立タセ玉フコトハ之ナキモノナリ
（參照） 現今歐洲各國中西班牙、葡萄牙、荷蘭等ノ國々ハ男女ヲ論セス繼承
セラル、モ男ヲ先ニシ女ヲ後ニス然レトモ普魯西、伊太利、白耳義ハ我日本
ト同シク男子ノミ繼承セラル、モノトス

憲第一條
◎第二條

第三條 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス
（註）本條ハ 天皇陛下ノ尊崇ナルコトヲ示シタルモノニシテ尙クモ 天皇

憲第一條
◎第八條
◎第九條

陛下ニ對シ奉リテハ決シテ侵害シ奉ル杯ノヲハ爲シ得サルヲナレハ我國臣
民タルモノハ深ク注意シテ最モ尊敬シ奉リ一日モ忘ル、コトナキヲ要ス
（參照） 現今歐洲各國中西班牙、伊太利、澳地利、丁抹等ハ我日本ト同一ナレ
トモ普魯西、荷蘭、白耳義ノ如キハ侮辱スヘカラスト云フ蓋シ我國ハ各國ト
異ナリ同一ニハ論シ難シト雖モ又以テ參觀トスルノミ

第四條 天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ此
ノ憲法ノ條規ニ依リ之ヲ行フ
（註） 已ニ第一條ニモ述ヘタル如ク我國ハ萬古不易ノ帝國ナレハ 帝位ハ一

日モ空フス可カラサルモノナリ故ニ 天皇陛下ハ我國ノ大主宰ニシテ身體
ニ營フレハ元トモ首トモ云フヘキ程ノ肝腎ナ御方ナレハ國家ヲ統治シ玉フ
可キ權利ハ 天皇陛下御一人ニアリ故ニ 天皇陛下ハ本法ニ定ムル所ノ各
規矩ニ則リ玉フテ親ヲ國家ヲ統治シ玉フノ權利ヲ行ハル、モノナリ

第五條 天皇ハ帝國議會ノ協贊ヲ以テ立法權ヲ行

(參看)
憲第九條
◎第卅七條
議第卅一條
◎第卅二條
會第三十條

フ
(註) 天皇陛下ハ帝國議會即チ國會ノ贊成ヲ以テ法律ヲ設定スルノ權ヲ行ヒ玉フモノナリ故ニ設令帝國議會ト雖モ擅ニ之ヲ行フコトヲ許サス必ス國ノ大主宰タル 天皇陛下御一人ニ其ノ權ノマシモモノナリ
(參照) 現今歐洲各國ニ在テハ葡萄牙ハ行法權ノ首長ハ國王ナリト云ヒ荷蘭ハ行法權ハ國王ニ屬シ丁抹ハ立法權ハ國王及兩院共同シテ之ヲ行ヒ行政權ハ國王ノミニアリトシ伊太利ノ如キモ立法權ハ國王元老院下院合同シテ之ヲ行ヒタリ我國ニ於テハ各國ト異ナリ帝國議會ノ協贊ヲ以テ行ハセラル、コトナリトス

第六條 天皇ハ法律ヲ裁可シ其ノ公布及執行ヲ命ス

(註) 立法ノ權利アル所ノ 天皇陛下ハ法律即チ近來法律第何号トシテ公布セラル、徵兵令及ヒ以前ニ在リテハ刑法治罪法等ノ如キモノヲ裁可シ玉ヒ

憲第四十一條
◎第四十二條
◎第四十三條
◎第四十四條
議第三十三條
◎第三十四條

第七條 天皇ハ帝國議會ヲ召集シ其ノ開會閉會停會及衆議院ノ解散ヲ命ス

(參照) 現今歐洲中西班牙、葡萄牙、丁抹、伊太利、獨逸、澳地利等皆同一ニシテ或ハ制可トアリ或ハ執行ヲ監督ス等アレトモ其意ハ同シキモノトス
(註) 天皇陛下ハ帝國議會即チ本法第三章ニ定メラレタル 貴族院衆議院ノ議員ヲ召集シテ其ノ會議ヲ開クコト又ハ閉鎖スルコト又ハ一時之ヲ停止スルコトヲ命シ玉ヒ又衆議院ニ對シテハ議員ニ解散ヲ命令セラル、モノナリ但シ貴族院衆議院議員等ノコトニ就テハ本條ニ於テ必要ヲ見サルヲ以テ第

○第三十五條
○第三十六條
選第三十條

(參看)
憲第三十七條

三章ニ至リ之ヲ詳述ス可シ

(參照) 現今歐洲中澳地利、伊太利、獨逸、丁抹、荷蘭、葡萄牙、西班牙等皆同一ナリトス

第八條

天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄

ヲ避クル爲メ緊急ノ必要ニ由リ帝國議會閉會ノ場
合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ發ス

此ノ勅令ハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出スヘ
シ若議會ニ於テ承諾セサルトキハ政府ハ將來ニ

向テ其ノ効力ヲ失フコトヲ公布スヘシ
(註) 我國ノ大主宰タル 天皇陛下ハ總テノ安全ヲ保有シ玉ハンカ爲メ又ハ

其災厄ヲ避ケンカ爲メ事急激ノ必要ナル場合ニ於テハ帝國議會ノ閉鎖シア
ル時ニ限り法律ニ代ルヘキ勅令ヲ發シ玉フコトアリ然レトモ法律ハ元來本

法第五條ニ定ムル如ク帝國議會ノ贊成ヲ必要トスルヲ以テ此勅令ハ次ノ會

憲第六條

第九條

天皇ハ法律ヲ執行スル爲メ又ハ公共ノ安

寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル爲メ必
要ナル命令ヲ發シ又ハ發セシム但シ命令ヲ以テ

法律ヲ變更スルコトヲ得ス
(註) 天皇陛下ハ法律ヲ執行セラル、爲メ又ハ國家百般ノ安全秩序ヲ保有

セラル、爲メ及ヒ上大臣ヨリ下衆庶貧民ニ至ルマテ我々臣民ノ幸福ヲ増進
サセンカ爲メ必要ナル場合ニハ 天皇陛下親ヲ命令ヲ發シ又ハ他人ヲシテ

發セシメ玉フコトアリ是レ 天皇陛下ハ公共ノ安全秩序ヲ貴重トシ臣民ヲ
撫育セラル、ノ厚キ御意ヨリ出テタル 聖旨ナレハ宜シク臣民タルモノハ

此 聖意ヲ奉戴セサルハカラス然レモ此命令ヲ以テ法律ノ一部分ヲモ變更シ玉フコトハ出來サルモノニシテ其說明ハ已ニ前條ニ於テ之ヲ詳述シタルヲ以テ茲ニ覆言ノ勞ヲ爲サス

憲第十九條
第五十七條

第十條

天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ及文武官ヲ任免ス但シ此ノ憲法又ハ他ノ法律ニ特例ヲ掲ケタルモノハ各其ノ條項ニ依ル

第十二條

第十一條

天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス

第十三條
第十四條

士

憲義

第二十條

軍以テ之レヲ防禦セサルハカラス實ニ國家ノ安危ハ一ニ陸海軍ニアリトスルモ敢テ過言ニアラサルナリ故ニ此緊要ノ甲兵ハ天皇陛下親ヲ統帥トナリ玉ヒ其大權ヲ握リ玉ヒテ決シテ之レヲ統帥ト他ニ放任セラレサル所以ナリ

第十一條
第二十條

第十二條

天皇陛下親ヲ陸軍海軍ノ組立方及ヒ常備兵即チ當今ノ六師團及ヒ近衛兵ノ如ク常ニ備ヘ置クヘキ兵隊ノ高ナ定メラル、トトス是レ前條ニ已ニ述ヘタル如ク其元帥即チ兵馬ノ大權ヲ握ラセ玉ヘル 天皇陛下ニ於テ其必要ヲ考ヘ玉ヒテ之レヲ定メラル、ハ尤モ當然ノト云ハサルヲ得ス

第十三條

天皇ハ戰ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ條約ヲ締結ス

第十一條
第十二條
第十四條

憲法 第一章 天皇

憲第十一條
第十三條
戒嚴令

(參看)

第十四條

天皇ハ戒嚴ヲ宣告ス

戒嚴ノ要件及効力ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

(註) 戒嚴トハ全國或ハ一地方ヲ區畫シ其地方ヲ警戒スルモノニシテ實ニ重大ノ事柄ナルニ由リ 天皇陛下親ラ之ヲ爲シ玉フモノナリ然レテ緊急ヲ要スル場合ニ限り特ニ師團長又ハ鎮守府長官艦隊司令官ニ於テ之ヲ宣告スルコトモアル可シ其詳細ハ戒嚴令ニ就テ看觀スヘシ但シ戒嚴ノ事ハ別段法律

(註) 陸海軍ノ大元帥タル 天皇陛下ハ戰爭ノアルコトヲ公ニ一般ニ宣布シ

玉ヒ又ハ戰爭ノ和解ヲ爲シ玉ヒ及ヒ陸海軍ニ關スル所ノ萬般ノ條約即チ約

束チ外國ト結ハセラル、ノ權ヲ有シ玉フナリ

(參照) 現今歐洲諸國殊ニ第七條ニ掲ケタル諸國ニ於ケル皇帝國王ハ宣戰講

和ノ權ヲ有シ西班牙ノ如キハ後ニ至リテ必要ナル説明及ヒ書面ヲ國會ニ通

スヘク荷蘭ノ如キハ宣戰ハ即ニ國會ニ通知シ條約モ亦同シ丁抹ハ土地ノ部

分ヲ割キテ與フカ如キ又ハ條約變更ノ如キハ國會ノ承諾ヲ要スルカ如シ

爵位令
叙勳條例

第十五條

天皇ハ爵位勳章及其ノ他ノ榮典ヲ授與ス

(註) 天皇陛下ハ公侯伯子男ノ爵及ヒ九位ヨリ一位ニ至ルノ位勳章其

他學位等ヲ親ラ之ヲ授與シ玉ヒ其他榮譽ニ關スル褒章ヲモ亦親ラ授與セラ

ル、モノニシテ人ノ榮譽ヲ貴重ト御思食サルレハナリ

(參照) 現今歐洲各國中澳地利、荷蘭ノ如キハ明文ヲ掲ケテ之ヲ定メタリ假

第十六條

天皇ハ大赦特赦減刑及復權ヲ命ス

(註) 天皇陛下ハ犯罪人ニ對シ大赦令ヲ發セラレタリ又ハ特ニ一地方罪犯ノ一部分ヲ限リテ其罪ヲ赦免シ玉ヒ及ヒ公權即チ國民タルノ權利ヲ剝奪セラレタル者ニ復ヒ權利ヲ與ヘ玉フ、ノ權ヲ有セラレ其大赦ナル者ハ已ニ本

大赦令
刑法第六
十五條
治罪法第
四百七十七
條以下

年二月十一日ニ發シ玉ヒシ大赦令ノ如キ即チ是ナリ特赦ハ譬ヘハ竊盜チ赦免シ玉ヒ又ハ或ル一人或ル一地ニ限リ特ニ赦免シ玉ヒ減刑ハ罪囚謹慎ノ情アルモノニ限リ一等又ハ二等チ減セラル、モノ是ナリ則チ是レ等ハ皆ナ刑法治罪法等ニ詳出スレハ就テ參照スヘシ

(參照) 現今歐洲各國其政体ノ君主ト共和トチ問ハス其首長ニ此權チ與ヘタリ煩雜ナレハ一々之ヲ明記セス

第十七條 攝政ヲ置クハ皇室典範ノ定ムル所ニ依ル

攝政ハ天皇ノ名ニ於テ大權ヲ行フ

(註) 攝政トハ 天皇陛下カ御位ニ即カセラル、ニ當リ自然御幼少等ニシテ大權チ親カテ執リ行ハセラル、一ノ出來サセ玉ハサル、并ハ御成年即チ十八歳ニ成ラセラル、迄仮リニ代リテ國家ノ政治チ攝行セラル、方チ云フ而シテ尤モ其攝政チ置丸ル、ニハ別段定メラレシ所ノ皇室典範ニ基キ皇族會議

及ヒ樞密顧問ノ議チ經テ成年ニ達セラレタル 皇族方ノ内ヨリ選定アラセラレ總テ 天皇陛下ノ御名チ以テ權チ行ハセ玉フモノナリ委シクハ皇室典範第五章ニ出ツ

(參照) 現今歐洲各國中西班牙、葡萄牙ノ如キハ明文アリテ攝政チ受クト雖モ丁抹ノ如キハ一ノ法律チ以テ別ニ之ヲ定メ其定メサル間ハ參議官假リニ政事チ行ヒ兩院チ徵集ストアリ

第二章 臣民權利義務

(註) 此章ハ全体十五條チ以テ成立チ大日本帝國ノ臣民即チ我々ノ身ニ享有スル處ノ權利ト國ニ盡スヘキ義務トチ記載シテ餘ス所アルチ見ス

第十八條 日本臣民タルノ要件ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

(註) 凡ソ我カ日本帝國ノ人民ニシテ 天皇陛下ノ臣民タラント欲スルモノ

ハ夫々臣民タルノ資格ヲ有スルモノニアラサレハ能ハス故ニ別段ノ法律即チ民法ノ如キモノヲ設定セラレ其臣民タル資格ノ要件ヲ規定シ以テ之レニ依ルモノトセラレタルナリ

(參照) 歐洲中西班牙、葡萄牙ノ二國ニ憲法上之レカ臣民タル要件ヲ舉ケシモ他ハ之レヲ舉ケスシテ民法ニ讓リタリ

第十九條 日本臣民ハ法律命令ノ定ムル所ノ資格ニ應シ均ク文武官ニ任セラレ及其ノ他ノ公務ニ就クユトヲ得

(註) 凡ソ日本國ノ臣民タルモノハ法律命令等ニ規定セラレタル資格アルモノハ何人モ同等ニ文武ノ官吏ニ任命セラレ及ヒ其他總テ公務ヲ執ルヘキ雇吏等ノ職ニモ就クヲ得ヘシ然レトモ白癡瘋癲等ノ不具テアルカ又ハ公權ヲ剝奪セラレタル等ノモノハ固ヨリ官吏タルノ資格ヲ有セサルモノナレハ其職ヘ就クヲ得サル可シ其詳細ハ各法律命令書ニ就テ見ルヘシ

(參看)
憲第十條

憲第十二條
徵兵令第一條

第二十條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス

(參照) 歐洲各國皆此權ヲ臣民ニ與ヘタリ
(註) 一國ノ必要ハ兵ニアリ諺ニ曰ク富國強兵ハ國ノ大本ナリト夫レ兵強ケレハ國必ス富ム故ニ國ノ臣民タルモノハ法律即チ徵兵令等ニ定メラル、所ニ依テ兵役ニ服スル義務ヲ負フモノナリ其兵役ハ國民兵、常備兵、豫備兵、後備兵役等ナリ其ノ詳細ハ徵兵令ニ就テ見ルヘシ

第二十一條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ納稅ノ義務ヲ有ス

(註) 前條ニ於テ既ニ述ヘタル如ク日本人民ハ國家ニ重大ノ義務アルモノナルヲ以テ亦タ稅法稅則等ノ定ムル處ニ據リ諸稅ヲ上納スルノ義務アルモノナリ

第二十二條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ居住

憲第六十三條以下

戶籍法

第二章 臣民權利義務

(參看)

◎市制
◎町村制

及移轉ノ自由ヲ有ス
(註)我國ノ臣民タルモノハ法律ニ於テ定メラレタル所ニ違背セサル限りハ何レノ地ニ居住スルモ亦タ何レノ地ニ移轉シテ住居スルモ其臣民ノ自由ニ任セラル、コナリ是レ何人ト雖モ法律ノ外人ノ自由權ヲ侵害スルヲ得サルノ原則ニ起因シタルモノナリ

◎治罪法令
◎同豫審公判ノ章
◎刑法第二條
◎第五條

第二十三條 日本臣民ハ法律ニ依ルニ非スシテ逮捕監禁審問處罰ヲ受クルコトナシ

(註)日本臣民ハ法律ニ定メラレタル條項ニ依ルニアラスシテ身體ヲ取押ヘラレタリ又ハ或ル場所ニ拘束セラレタリ又ハ取調ヲ受ケタリ又ハ刑罰ニ處分セラル、様ナリハ決シテナシ言ヲ替ヘテ之ヲ言ヘハ裁判官、檢察官、憲兵及ヒ警察官等カ法律正當手續キニヨリテ之レ爲スノ外ハ如何ナル人ニテモ猥リニ他人ヲ拘束スルコトヲ得サルモノニシテ前條ニ述ヘタル原則ニ起因シタルモノナリ

赤

憲法

◎第五十七條

第二十四條 日本臣民ハ法律ニ定メタル裁判官ノ裁判ヲ受クルノ權ヲ奪ハル、コトナシ

(註)法律ヲ以テ定メタル裁判官ハ其定メラレタル範圍内ニ於テ何人ニ對シテモ裁判ヲ爲スヘキモノナルヲ以テ既ニ刑法上ニ於テモ第二百五十三條ニ規定シアル如ク何人ト雖モ裁判官ノ裁判ヲ受クルノ權利ヲ奪取セラル、コトナシ自由權ノ貴重ナル復タ知ルヘキナリ

◎刑法第百七十一條
◎第百七十二條
◎第百七十三條
◎第百七十四條

第二十五條 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外其ノ許諾ナクシテ住所ニ侵入セラレ及搜索セララル、コトナシ

(註)日本臣民タルモノハ則チ臣民タルノ權利アルヲ以テ治罪法第三編ニ定メラレタル規則ニ據ルニアラサレハ何人ト雖トモ猥リニ他人ノ住所ヲ侵シタリ又ハ搜索ヲ受クルコトナシ故ニ刑法第七節第百七十一條同第百七十二條ニ家宅侵入ノ罪ヲ規定セラレ之ヲ罰スルハ是レ即チ臣民ノ權利ヲ保持セ

ラル、ノ厚キニ出タルモノニシテ本法ノ第八條第九條ニ記載セラレタルカ
如ク臣民ノ幸福ヲ増進セラル、ノ一端ナリト云フモ敢テ過言ニアラサルナ
リ

(參照) 歐洲各國中普魯西、澳地利、伊太利、葡萄牙、白耳義等ハ皆明文ヲ憲法
ニ載セ殊ニ伊太利、白耳義ノ如キハ我國ト同一文言ナリトス

第二十六條 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除

(參看)
◎郵便條例
◎電信條例
◎治罪法第
百六十九條

ク外信書ノ秘密ヲ侵サル、コトナシ

(註) 本條ハ又臣民カ自由ニ發スル所ノ信書ノ秘密ヲ侵サレサルノコトヲ規定
セラレタリ然レモ法律ニ依テハ之ヲ侵サル、場合アリ今此ニ一例ヲ舉示ス
レハ豫審判事ハ事實發見ノ爲メ被告人又ハ豫審ニ關係アル者ヨリ發シ若ク
ハ是等ノ者ハ對シ發シタル書類、電報又ハ物件ヲ受取り開披スルコトヲ得
ト是レ治罪法第百六十九條ニ規定セラレタル所ナリ是等ハ既ニ罪犯アリト
シテ告訴又ハ告發ヲ受ケ幾分カ過失ノアルニヨリテ其信書ノ自由ヲ侵サル

モノナレバ亦敢テ失當ノ處分ナリト云フヲ得サルナリ

第二十七條 日本臣民ハ其ノ所有權ヲ侵サル、コ

◎公用土地
買上規則
◎東京市區
改正條例

トナシ 公益ノ爲必要ナル處分ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

(註) 大凡人タルモノハ動産不動産ニ論ナク不正ニ利得スルニアラサレハ何
物タリトモ自由ニ所有スルヲ得ルモノナレハ何人ト雖トモ其所有權ヲ侵サ
ル、ノ道理ナシ然リト雖トモ社會有益ノ爲メニ尤モ必要アル場合ニ於テハ
政府ハ特ニ法律ヲ發シ所有權ノ幾部ヲ侵サル、コトアリ今其必要ナル場合
ノ一例ヲ舉クレハ東京市區改正ニ依リ又ハ公用土地買上規則等ニ依リ國郡
村市ノ便益ニ供スル爲メ人民ノ所有ニ關スル土地ヲ買上クル等ノ丁即チ是
ナリ是レ等ハ何レモ皆ナ公益ヲ保護スル爲メ萬已ムヲ得サルニ出タルモノ
ニシテ敢テ失當ノ處分ニハアラサル可キナリ

(參照) 歐洲各國中普魯西、澳地利、葡萄牙、丁抹等皆之レヲ載ス

第二十八條 日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス

(註) 臣民タルモノハ社會ノ安全ト上下ノ區別ヲ妨害シ及ヒ以上以下ノ各條ニ記載シタル義務アル所ニ背カサル限りハ神教、佛敎、耶穌敎ハ勿論其他世ニ行ハル、所ノ宗教ハ何レヲ信仰スルモ各人ノ自由ノ權内ニアリ何トナレハ人ノ自由權ハ他人ヲ妨害セズ天理ニ適スル以上ハ神教ヲ信スルモ佛敎ヲ信スルモ耶穌敎ヲ信スルモ儒敎ヲ信スルモユニテリアン宗ヲ信スルモ敢テ害ナケレハナリ是レ本條ハ他人ノ自由ヲ害ス可カラサルノ原則ニ起因スルモノナリ

(參照) 歐洲中普魯西ハ基督教ヲ以テ國ノ基礎トセルモ他ノ教ヲ信スルモ之レヲ許シ西班牙、葡萄牙ノ如キハ羅馬正教ヲ以テ國敎トシ葡萄牙ハ他ノ原敎ヲ信スル外國人來ルモ之レヲ問ハス瑞典國王ハ清淨眞敎ヲ奉シ「オ

- ◎集會條例
- ◎出版條例
- ◎新聞紙條例

第二十九條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ言論

(註) 本條モ亦前條ト同シク法律ニ規定セラレタル範圍内ニ於テ他人ノ自由ヲ妨害スル事ナキ限リハ何人ニ向テ發言スルモ如何ナルモノヲ著述スルモ又出版スルモ多人數集會スルモ又ハ會社ヲ結フモ我々臣民ノ自由權内ナルコトヲ示シタルモノナリ然レトモ前ニ已ニ述ヘタル如ク集會條例出版條例諸會社規則及ヒ刑法第三編第一章第十二節ニ記載シタル第三百五十八條以下及ヒ新聞條例懲罰律ニ記シタル條項ヲ犯シタルトキハ直チニ之レカ刑罰ヲ受ケサル可カラス何トナレハ他人ノ榮譽ヲ毀損シ又ハ自由ヲ妨害スルヲ以テナリ

(參照) 現今歐洲中瑞士ハ結社ノ權ヲ許シ丁抹ハ出版、集會、結社ヲ許シ伊太

利ハ出版ハ自由タリ我器ヲ携ヘサレハ集會權アリト定メ澳地利ハ公會結社
言語印刷、繪畫ニヨリ自由ニ思想ヲ述ルノ權ヲ許シタル等皆我國ト大ナル
差ナシトス

◎議第六十
二條以下

第三十條 日本臣民ハ相當ノ敬禮ヲ守リ別ニ定ム

ル所ノ規程ニ從ヒ請願ヲ爲スユトヲ得
(註) 臣民ニシテ自己ノ利益ノ爲メ又ハ社會ノ利益ノ爲メニ各官廳ニ向テ其
事柄ヲ請願スルハ自由ナリト雖トモ是等事柄ニ付テハ敬フヘキハ敬ヒ禮
スヘキハ禮シ決テ不敬ノ所爲ヲナスヲ得ス別ニ定ムル所ノ規程即チ請願規
則等ニ依テ請願シ荷モ強願又ハ官吏ニ對シ抗論シタリ或ハ喧噪ノ舉動ヲ爲
スヲ得ス是レ道理ノ以テ許サル、所ナレバナリ
以上十三條ハ臣民タルモノ、貴重ナル義務ト權利トヲ掲ケタルモノニシテ
他人ノ苟クモ侵スヘカラサルモノナレハ意志ヲ止メテ尤モ弄味セサルヘカ
ラサル所ナリ豈注意セサルヘケンヤ

第三十一條 本章ニ掲ケタル條規ハ戰時又ハ國家

事變ノ場合ニ於テ天皇大權ノ施行ヲ妨クルコト
ナシ
(註) 本條ハ前條ノ末段ニ於テ述ヘタルカ如ク臣民ノ貴重ノ權利義務ヲ定メ
ラレタルモノナレ此章ノ各條ハ戰時又ハ國家ノ事變ニ際シ緊急ノ場合ニ
於テ 天皇陛下カ大權ヲ施行シ玉ヘルヲ妨クルコトナシ以上各條ハ常時ノ
場合ヲ定メタルモノニシテ戰時又ハ國家ノ事變ニ至テハ萬己ムヲ得サルニ
依ルモノナリ

第三十二條 本章ニ掲ケタル條規ハ陸海軍ノ法令

又ハ規律ニ抵觸セサルモノニ限り軍人ニ準行ス
(註) 陸海軍ノ軍籍ニ在ルモノモ同シク我國 天皇陛下ノ臣民ニ相違ナケレ
ハ一般人民カ享ル所ノ權利義務ノ變ルヲナケレ然レ陸海軍ノ籍ニアル
モノハ既ニ法律モ別段ニ定メラレタルヲナレハ自ラ其待遇モ常人ト異ナル

モノナリ元來本章ニ掲ケラレタル條規ハ常人臣民ニ對スルモノナレ陸海軍ノ法令又ハ紀律ニ矛盾セサルモノハ又軍人ニモ適用シ之レニ準シテ施行セラル、コト、定メラレタルモノナリ

第三章 帝國議會

(註) 此章ハ凡テ二十二條ヨリ成立チ專ラ議會ノ組織權限ヲ規定セラレ 天皇陛下カ立法權ヲ行ハセラル、ニ當リテ豫シメ臣民ノ代表者ニ諮詢セラレテ其協同翼贊ヲ得ラル、カ爲メニ構成スヘキ集合体ノ制ヲ記スルモノナリ

第三十三條 帝國議會ハ貴族院衆議院ノ兩院ヲ以テ成立ス

(註) 本條ハ前ニ述フルカ如ク我日本帝國議會ノ成立チヲ掲載セラレタルモノニシテ此議會ハ貴族院ト衆議院ノ兩院ヲ以テ成立スルモノナリ其兩院ノ説明ハ以下各條ニ就テ之ヲ詳述ス可シ

憲法ニ

(參看)

◎貴族院令 第一條

第三十四條 貴族院ハ貴族院令ノ定ムル所ニ依リ皇族華族及勅任セラレタル議員ヲ以テ組織ス

(註) 貴族院ハ貴族院令ヲ以テ別ニ定メラレタル所ニ從ヒ 天皇陛下ノ御血統ナル即チ皇族及ヒ華族及ヒ 天皇陛下ヨリ特ニ勅命ヲ以テ任セラレタル議員ヲ以テ組立タル者ニシテ其議員ノ事務等ハ貴族院令ニ就テ見ルヘシ (參照) 歐洲各國ニ於テハ上院元老院ニシテ皆皇帝又ハ國王又ハ大統領ノ選ム所多シトス

第三十五條 衆議院ハ選舉法ノ定ムル所ニ依リ公選セラレタル議員ヲ以テ組織ス (註) 衆議院ハ所謂ル衆議ヲ爲スノ所ニシテ其選舉法ニ定メラレタル所ノ資

◎選第一條 第八條

◎憲法 第三章 帝國議會

格アルモノハ士族平民ニ論ナク其區域内ニ於テ撰舉セラレタル所ノ議員集
合ニ依リ本院ヲ組織スルモノナリ

(參照) 歐洲各國ニテハ下院又ハ代議士院ト云ヒ我國ト同シク臣民ヨリ公選
セラル、モノトス

第三十六條 何人モ同時ニ兩議院ノ議員タルコト

ヲ得ス

(註) 何人ト雖モ同シ時ニ於テ貴族院ノ議員ト衆議院ノ議員トヲ兼ヌルコトヲ
得サルナリ何トナレハ元來此章ニ定メラル、帝國議會ハ以上ノ兩院ヲ以テ
成立シ其會ノ開閉ハ兩院共ニ同時ニナスモノナレハ一人ノ身體ヲ以テ到底
兩ツノ事ヲ爲スコト得サルノミナラス設シヤ其事ヲ爲シ得ルモノトスルモ
二個ノ議院ニ立テ同一ノ事ヲ議スルハ實ニ無用ノコトナルヲ以テ本條ニ於
テハ斯ク規定セラレタルモノナリ

(參照) 歐洲各國ニ於テモ亦同一トス

(參看)
憲第五條

◎第六條

◎第八條

◎第三十八條

◎議第二十
七條

◎第二十八
條

憲第三十七
條

第三十七條 凡テ法律ハ帝國議會ノ協贊ヲ經ルヲ

要ス

(註) 大凡人ノ身體ヲ拘束スルモノノ財産ヲ奪取スルモ皆テ法律ニ依ルノ外
之レヲ爲スコト得ス語ヲ變ヘテ之ヲ言ヘハ人ノ自由權ヲ剝奪スルモノハ獨リ
法律而已ト云フハ敢テ失當ノ言ニアラサルナリ故ニ此貴重ノ自由權ヲ左右
スル法律ハ帝國議會ニ提出シ我々臣民ノ代議士タル議員ノ協贊ヲ經ルヲ必
要トセラル、ノ聖意ナルヘシ豈ニ憾佩ニ堪エサランヤ

第三十八條 兩議院ハ政府ノ提出スル法律案ヲ議

決シ及各法律案ヲ提出スルコトヲ得

(註) 貴族院并ニ衆議院ハ帝國ノ政府ヨリ持テ出サレタル法律ノ案文ヲ討議
評決シ又ハ此兩議院ヨリ法律ノ案文ヲ政府ニ差出スコトヲ得ルナリ斯ハ已
ニ前條ニ於テ述ヘタル如ク我々ノ代議士タル議員ニ於テハ法律ニ依テ協贊
ノ權利ヲ有スルヲ以テナリ

第三十九條 兩議院ノ一ニ於テ否決シタル法律案ハ同會期中ニ於テ再ヒ提出スルコトヲ得ス

(註) 貴族衆議ノ兩院ノ一方ニ於テ法律ノ原案ヲ否決シタルトキハ其原案ハ同一ノ會期中ニ於テ再ヒ提出ス可キノ必要ナシ何トナレハ同一ノ議員ニ於テ僅少ノ日子中ニ同一議案ヲ再議スルモ到底無用ニ屬スルヲ以テ茲ニ后會ヲ待ツノ必用アルヲ感スルナリ

第四十條 兩議院ハ法律又ハ其ノ他ノ事件ニ付各

其ノ意見ヲ政府ニ建議スルコトヲ得但シ其ノ採納ヲ得サルモノハ同會期中ニ於テ再ヒ建議スルコトヲ得ス

(註) 貴族衆議ノ兩院ハ法律其他社會萬般ノ事柄ニ付何レモ自由ニ其意見ノアル所ヲ政府ニ對シ申立ルコトヲ得ルナリ然レモ若シ其申立タル意見ヲ政府ニ於テ採リ上ケサルハ同一ノ會期中即チ開會ノ期限中ニ再ヒ之レヲ申

憲第七條

第四十一條 帝國議會ハ每年之ヲ召集ス

(註) 貴族院衆議院ノ議員ハ毎年ニ呼ビ集メラレテ其議會ヲ開クモノニシテ其詳細ハ以下各條ニ就テ見ルヘシ

憲第七條

第四十二條 帝國議會ハ三箇月ヲ以テ會期トス必

要アル場合ニ於テハ勅命ヲ以テ之ヲ延長スルコトアルヘシ

(註) 本條ハ帝國議會ノ日數ヲ定メタルモノニシテ其會期ハ三箇月ト制定シアルモ或ハ會議ノ運ヒ困難ノ事柄ニテ手間取ルカ或ハ議事ノ數多アル等ノ故ヲ以テ三箇月間ニ結了セサル杯必要ノ場合ニ於テハ勅命ヲ以テ其會期ヲ延長スル事アルナリ

(參照) 現今歐洲中丁抹ハ二月以上集會スルヲ得サルヲ原則トス白耳義ノ會期ハ四十日間以上トシ葡萄牙ハ每期三ヶ月トシ西班牙ハ少クモ四日間佛

憲第七條
第四十
一條

蘭西ハ五月少クモ會合スルノ類ナリトス

第四十三條 臨時緊急ノ必要アル場合ニ於テ常會ノ外臨時會ヲ召集スヘシ
臨時會ノ會期ヲ定ムルハ勅命ニ依ル

(註) 時ニ臨ミ一時モ猶豫スヘカテサル至急ノ事柄ニシテ尤モ必要ナル場合ニ於テハ毎年一度開ク可キ常會ノ外臨時ニ貴族衆議兩院ノ議員ヲ召集シテ帝國議會ヲ開クコトアリ然レトモ是等ハ大概常時ニアルコトナシ而シテ此臨時會ノ會期モ亦前條ト同シク 天皇陛下ノ命令ニ依ルモノナリ

(參照) 歐洲中ニ在テモ各國ハ皆臨時會ヲ開クノ便アリトス

第四十四條 帝國議會ノ開會閉會會期ノ延長及停會ハ兩院同時ニ之ヲ行フヘシ
衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ貴族院ハ同時ニ停會セララルヘシ

憲第七條
第三十
四條

憲第七條
第三十
條

(註) 帝國議會ハ已ニ前ニモ述ヘタル如ク貴族院衆議院ノ兩院ヲ以テ成立シタルモノナレハ其開會閉會並ニ會期ノ延長及ヒ停會モ兩院共ニ同時ニ之ヲ行ハサルヘカラス何トナレハ帝國議會ハ一院ニテハ成立スルコトヲ得サル者ナレハナリ衆議院已ニ解散ヲ命令セラレタル時ハ是レト同時ニ貴族院ハ停會セサルヘカラス其理由ニ至テハ本條ノ前段ニ於テ已ニ業ニ述ヘタル所ニ異ナルコトナシ

(參照) 國會ヲ設立スル各歐洲帝王國ハ開閉及ヒ解散等皆同時ナリトス

第四十五條 衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ勅命ヲ以テ新ニ議員ヲ選舉セシメ解散ノ日ヨリ五箇月以内ニ之ヲ召集スヘシ
(註) 議會中議員ハ充分ニ論議スルノ權ヲ有スルト雖モ國ノ安寧ヲ妨害スル等ノ事アル時ハ衆議院ハ解散ヲ命セラルヘシ之レヲ命セラレタル時ハ勅命ヲ以テ更ニ衆議院ノ議員ヲ選舉セシメラレ其解散ヲ命セラレタル當日ヨリ

五ヶ月ノ内ニ其新撰ノ議員ヲ召シ出サレテ更ニ議會ヲ開カセラル、モノナ
 リ其解散ヲ命セラル、理由ノ詳細ハ后ニ議院法ニ至リ縷述スヘシ
 (參照) 歐洲中普魯西ハ解散ノ日ヨリ六十日內伊太利ハ四ヶ月內荷蘭、自耳
 義ハ四十日內丁抹ハ二ヶ月內ニ撰舉シテ所議員ヲ召集ス

憲第四十七
 條

第四十六條 兩議院ハ各其ノ總議員三分ノ一以上
 出席スルニ非サレハ議事ヲ開キ議決ヲ爲スコト
 ナ得ス

憲第二十
 七條

(註) 貴族衆議ノ兩院ハ何レモ其院ノ議員ノ總數三分ノ一即チ之レテ例セハ
 九十人ノ總員ナレハ三十人以上出席スルニアラサレハ會議ヲ開キ及ヒ其ノ
 事柄ヲ議シテ之レヲ決定スルコトヲ得サルモノトス

憲第四十六
 條

第四十七條 兩議院ノ議事ハ過半數ヲ以テ決ス可
 否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

(註) 本條ハ兩院ノ議事ノ決定方ヲ指定セラレタルモノニシテ同意者ノ多數
 ナラザルモノトス

憲第三十
 七條

第四十八條 兩議院ノ會議ハ公開ス但シ政府ノ要
 求又ハ其院ノ決議ニ依リ秘密會ト爲スコトヲ得

(註) 貴族衆議ノ兩院ニ於テ爲ス所ノ會議ハ秘密ニ爲スノ目的ニアラサルナ
 リ

以テ公ケニ之ヲ開キ何人ニテモ此會議ヲ傍聽スルコトヲ得ルモノナリ然レ
 トモ政府ハ其議事ノ緊要重大ノ事ニシテ一時他ニ洩泄スルコトヲ憚カルカ
 又ハ其院ニ於テ以上ノ場合アル時ハ傍聽ヲ許サスシテ秘密ニ會議ヲ開クコ
 トヲ得ルナリ

(參看)

○議第三十一條

第四十九條 兩議院ハ各天皇ニ上奏スルコトヲ得

○議第三十二條

(註) 貴族衆議ノ兩院ハ社會公益ノ爲メ何時ニテモ各院ヨリ 天皇陛下ニ對

○議第三十三條

シ奉リ其事柄ヲ上奏スルコトヲ得ルナリ

○議第三十四條

第五十條 兩議院ハ臣民ヨリ呈出スル請願書ヲ受

○議第三十五條

クルコトヲ得

○議第三十六條

(註) 本法第二章第三十條ニ於テ己ニ述ヘタル規定ニ從ヒ我々臣民ヨリ差出

○議第三十七條

ス所ノ請願書各議院ノ何レナルヲ問ハス之ヲ受理スルコトヲ得ルナリ是レ

○議第三十八條

國家樞要欲クヘカラサル兩院ナレハ臣民ノ請願ハ法律ニ違背シタルモノヲ

○議第三十九條

除ク外ハ先ツ之レヲ受理シテ輿論ノ存在スル所ヲ知り各會議ヲ開クモノト

○議第四十條

スルナリ

○議第四十一條

(參照) 歐米各國ノ未タ聞カサル處ノモノナリ

○議第四十二條

第五十一條 兩議院ハ此憲法及議院法ニ掲クルモ

○議第四十三條

トヲ得

○議第十條

ノ、外内部ノ整理ニ必要ナル諸規則ヲ定ムルコ

○第六十一條

トヲ得

○第八十五條

(註) 兩院ノ議員ハ其議會ニ於テ此憲法ト議院法トニ記載セラレタルモノ、

外我國ノ内部ニ關係スル必要ノ諸規則ヲ定ムルコトヲ得ルナリ語ヲ變ヘテ

之レヲ言ヘハ國ノ内部ニ關スル規則ハ即チ請願規則賣藥規則遺失物取扱

規則等ノ如キモノニシテ外國ニ關係セサル規則ヲ云フモノナレハ苟モ外國

ニ跨ル規則ニ於テハ議院ニ於テ定ムルヲ得サルナリ是レ本法ノ第十三條ニ

天皇ハ諸般ノ條約ヲ締結スト記載セラレタル所以ナリ

第五十二條 兩議院ノ議員ハ議院ニ於テ發言シタ

○第九十四條

ル意見及表決ニ付院外ニ於テ責ヲ負フコトナシ

但シ議員自ラ其ノ言論ヲ演說刊行筆記又ハ其ノ

他ノ方法ヲ以テ公布シタルトキハ一般ノ法律ニ

依リ處分セララルヘシ

(註) 貴族衆議兩院ノ議員ハ社會ノ公益ノ爲メ各其院ニ於テ發言スルモノナレハ其院内ニ於テノ發言ニ對シテハ其意見及表決ハ院外ニ於テ責任ヲ負フナシ然レモ其議員ニシテ會議上爲シタル發言意見及表決ハ自ラ演說シ或ハ印行シ或ハ筆ヲ以テ之レヲ記載シ又ハ其他種々ノ仕方ヲ以テ公ケニ布キ知ラシメタル片ハ己ニ自己ニ一ノ犯罪ヲ醸生シタルモノナルニ依リ集會條例又ハ出版條例讒謔律誹毀罪等一般ニ定メタル所ノ法律ニ依リ處分セラル、ハ議員外ノ人ト敢テ異ナルコトナシ

(參看)
憲第二十三條

第五十三條 兩議院ノ議員ハ現行犯罪又ハ内亂外患ニ關ル罪ヲ除ク外會期中其ノ院ノ許諾ヲクシテ逮捕セラル、コトナシ

(註) 兩院ノ議員ハ前ニモ述ヘタル如ク我々臣民ノ代議士ナレハ議院中一日モ欲ク可カラサルモノナルニ付容易ニ之ヲ拘束スヘキモノニアラス故ニ其犯罪ノ明瞭ナル治罪法第三編第二節ニ掲ケル現行犯罪又ハ國家ノ爲メ重大

ナル内亂ノ罪外患ノ罪即チ刑法第二編第二章第一節第二節ニ掲ケタル犯罪ヲ除ク外ハ各其議院ノ許諾ヲ得タル後チニ非ラサレハ逮捕スルコト能ハサルナリ

◎議第四十二條
◎第四十三條
◎第四十九條
◎第五十七條
◎第九十條

第五十四條 國務大臣及政府委員ハ何時タリトモ各議院ニ出席シ及發言スルコトヲ得

(註) 國務大臣トハ内閣總理大臣各省ノ大臣ヲ總稱スルモノニシテ政府委員トハ夫々其當局者ヲ委員ヲ命セラレタルモノヲ云フ是等ノ人々ハ何時ニテモ貴族院衆議院ニ出席シ及ヒ其各議院ニ於テ言語發論ヲ爲スコトヲ得ルナリ是レ議員ニ在テハ常ニ政府内部ノコトヲ知ラサルモノナキニシモアラサレハ公衆ノ爲メニ斯ク定メラレタルモノナランカ

第四章 國務大臣及樞密顧問

(註) 本章ハ全体ニ條ヲ以テ成立シ國務大臣樞密顧問ノ責任ヲ規定セシレタルモノナリ

第五十五條 國務各大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ責ニ

任ス 凡テ法律勅令其ノ他國務ニ關ル詔勅ハ國務大臣

ノ副署ヲ要ス

(註) 内閣總理大臣各省ノ大臣方ハ 天皇陛下ヲ輔弼シ奉リテ其當該ノ事柄

ニ就テハ各大臣何レモ其責任ヲ負フモノトス

(參照) 歐洲各國中西班牙、瑞士、葡萄牙、丁抹、伊太利、獨逸、澳地利等ノ諸國

ハ皆責任ハ執行官ニアリ

第五十六條 樞密顧問ハ樞密院官制ノ定ムル所ニ

依リ天皇ノ諮詢ニ應ヘ重要ノ國務ヲ審議ス

(註) 樞密顧問官ハ別段ニ定ムル所ノ樞密院官制ニ依リテ 天皇陛下ノ御諮

問ニ應ヘ奉リ貴重緊要ナル國家ノ事務ヲ審ニ議スル役目ナリ

第五章 司法

(參看)

◎裁判構成

◎治罪法

◎訴訟法

第五十七條 司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ

裁判所之ヲ行フ

裁判所ノ構成ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

(註) 法ヲ司ルノ權利ハ實ニ重大ナルモノナルニヨリ 天皇陛下ヲ代表スル

所ノ裁判所ニ於テ法律ノ定ル所ニ從ヒ之レヲ執行スルモノナリ所謂裁判官

カ裁判ノ宣告ヲ爲ス等即チ是ナリ

裁判所ノ構成ニ至テハ別ニ法律ヲ以テ定メラル、モノナルニヨリ茲ハ又其

發布ノ時ヲ待テ詳述スル所アルヘシ

第五十八條 裁判官ハ法律ニ定メタル資格ヲ具フ

ル者ヲ以テ之ニ任ス

裁判官ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ處分ニ由ルノ外

其ノ職ヲ免セラル。ユトナシ
懲戒ノ條規ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

(註) 前條ニモ已ニ述ヘタル如ク司法權ハ實ニ貴重ナルモノニシテ之レヲ行
フ裁判官ハ又最モ撰拔セサルヘカラス又學識モナカルヘカラス故ニ別段ノ
法律ヲ以テ其資格ヲ定メテ之ヲ撰任セラル。モノナリ

斯ク貴重ノ裁判官ナルヲ以テ容易ニ其ノ職ヲ免スル等ノ事ハナキモノナリ
故ニ一度裁判官トナリタルモノハ終身裁判官ノ位置ヲ有ス然レトモ若シ罪
アリテ刑法ノ宣告ヲ受ケタルカ又ハ懲戒例等ニ依リテ處分セラレタルモノ
ハ此限リニアラス

懲戒ノ條規ハ別段ニ定ル所ノ法律アリ即チ現今存スル所ノ官吏懲戒例ノ如
キモノ是レナリ

第五十九條 裁判ノ對審判決ハ之ヲ公開ス但シ安
寧秩序又ハ風俗ヲ害スルノ虞アルトキハ法律ニ

(參看)
◎明治八年
三十号布
告
◎治罪法第

二百六十三
條及二百六
十四條

依リ又ハ裁判所ノ決議ヲ以テ對審ノ公開ヲ停ム
ルユトナ得

(註) 裁判所ニ於テ對審ノ判決ヲ爲ストキハ之レヲ公開シテ衆人ニ傍聽ヲ許
スモノナリ即チ刑事ニ在テハ現行治罪法第二百六十三條ニ之ヲ規定セラレ
テ其公行セサルモノハ裁判ノ効ナシトセラル然レモ其對審ノ裁判事件カ國
家ノ安危並ニ上下ノ區別ヲ害スルカ又ハ風俗ヲ害スル等ノ事柄アリテ社會
ニ害アルトキハ法律ヲ以テ傍聽ヲ禁シ又ハ裁判所ノ決議ニ依リ傍聽ヲ禁ス
ルコトアリ即チ現行治罪法第二百六十四條ニ規定スル場合等是レナリ

第六十條 特別裁判所ノ管轄ニ屬スヘキモノハ別
ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

(註) 以上ハ通常ノ裁判所ニ於テ爲スモノヲ掲載セラレタルモノニシテ本條
ハ其以外ノ裁判所ニ於テ管轄スルモノヲ規定セラレタルモノナリ即チ軍人
ヲ管轄スル裁判所ハ軍事裁判所ナリ商事ニ付テハ商事裁判所ナリ然レモ未

(參看)
◎市制
◎町村制

タ我國ニ於テハ商事裁判所ノ設ケアラス

第六十一條

行政官廳ノ違法處分ニ由リ權利ヲ傷

害セラレタリトスルノ訴訟ニシテ別ニ法律ヲ以

テ定メタル行政裁判所ノ裁判ニ屬スヘキモノハ

司法裁判所ニ於テ受理スルノ限ニアラス

(註)凡ソ司法裁判所ハ人ノ權利ヲ傷害シタル等ノ事ハ悉ク其裁判所ノ權

限内ニ在リト雖トモ行政官廳ノ政ヲ行フニ當リ其處分ノ法ニ違フタ

ルヨリ生スル權利ノ傷害ニ付テノ訴訟ニシテ法律ヲ以テ行政裁判所ノ裁判

ニ屬ス可キモノト定メタルモノハ司法裁判所ニ於テハ之ヲ受理セサルナリ

是レ其ノ管轄ノ異ナルカ故ナリ

第六章 會計

(註)本章ハ全体十一條ヲ以テ成立シ國ノ會計即チ金錢ノ出入等ヲ規
定セラレタルモノニシテ一國ノ組立ニ付テハ最モ必要ニシテ欠ク可

カラサルモノナリ

第六十二條

新ニ租稅ヲ課シ及稅率ヲ變更スルハ

法律ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

但シ報償ニ屬スル行政上ノ手数料及其ノ他ノ收

納金ハ前項ノ限ニ在ラス

國債ヲ起シ及豫算ニ定メタルモノヲ除ク外國庫

ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スハ帝國議會ノ協贊

ヲ經ヘシ

(註)元來租稅ナルモノハ地租其他車稅等一々枚舉ニ追アラスト雖モ是等ハ

何レモ臣民ノ權利義務ニ關スルヲ以テ新ニ或ル物ニ對シ租稅ヲ賦課シ又ハ

是迄定メラレタル租稅ノ割合ヲ改ムルニハ必ス法律ヲ以テ決定スルモノナ

リ

但シ行政上其價ヲ臣民ヨリ爲スヘキ手数料ノ如キモノ及ヒ其他租稅ト名

憲第六條
◎第三十七條
◎第三十八條
◎會計法

稱スヘキモノヲ除ク外ノ收納金ハ前項ノ例外ナリ
帝國ノ負債ヲ作り及ヒ前以テ入用ト定メラレタル金額ヲ除ノ外ニ帝國ノ負債トナルヘキ約束ヲ爲スニハ必ス帝國議會ノ贊成ヲ經ルモノニシテ決シテ

何人ト雖モ議會ノ贊成ナクシテ自由ニ負債ヲ作ルコトハ能ハサルモノトス
第六十三條 現行ノ租稅ハ更ニ法律ヲ以テ之ヲ改

メサル限ハ舊ニ依リ之ヲ徵收ス

(註) 現行ノ租稅即チ是迄ニ定メラレタル所ノ稅金ハ新ニ法律ヲ以テ之レカ改正テナサ、ル限りハ是迄定メラレタル稅金ノ額ニ依テ取立ラルヘシ

第六十四條 國家ノ歳出入ハ毎年豫算ヲ以テ帝

國議會ノ協贊ヲ經ヘシ

豫算ノ款項ニ超過シ又ハ豫算ノ外ニ生シタル支出アルトキハ後日帝國議會ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス

憲第六十五條
第三十八條
第四十條
第四十一條

條
會第一條
第八條

(註) 帝國國庫ヨリ毎年支出セラル、所ノ金高及國庫ニ毎年收入スヘキ金高等八年々前以テ計算シ其贊成ヲ帝國議會ニ求メラル、モノナリ然レ其計算ハ實際ニ支出シ又ハ收入シタルニアラサレハ或ハ豫算ノ項目ヲ増シ或ハ豫算ノ外ニ多額ノ金高ヲ支出スルコトアル可シ此場合ニ於テハ後ニ帝國ノ議會ニ出シテ其會ノ承諾ヲ求ムルヲ必要トスルナリ

第六十五條 豫算ハ前ニ衆議院ニ提出スヘシ

(註) 豫算ハ議會開會ノ時ニ當リ貴族院ニ出サ、ル以前ニ於テ先ツ衆議院ニ出サ子ハナラヌトス

第六十六條 皇室經費ハ現在ノ定額ニ依リ毎年國

庫ヨリ之ヲ支出シ將來増額ヲ要スル場合ヲ除ク外帝國議會ノ協贊ヲ要セス

(註) 皇室ノ御入用ノ金高ハ是迄定メラレタル所ニ從フテ毎年帝國ノ國庫ヨリ支拂フモノナレ是レヨリ先キニ於テ其金高ヲ増ス時ノ外ハ帝國議會

憲第六十四條
第四十條
第四十一條
會第五條

ノ協賛ヲ必要トセサルモノナリ言ヲ携ヘテ之レヲ云ヘハ増額スルトキハ則チ帝國議會ニ先ツ提出シテ其賛成ヲ經ルモノナレバ増額セサルニ於テハ別ニ一々議會ニ掛ケサルモノトス

第七十六條

第六十七條 憲法上ノ大權ニ基ツケル既定ノ歳出及法律ノ結果ニ由リ又ハ法律上政府ノ義務ニ屬スル歳出ハ政府ノ同意ナクシテ帝國議會之ヲ廢除シ又ハ削減スルコトヲ得ス

(註) 此憲法ノ權内ニ於テ既ニ定メラレタル歳出金高及ヒ法律ノ結末ニ付又ハ法律ニ因テ政府ヨリ拂出スヘキ金額ハ政府ニ於テ同意セラル、ニアラサレハ帝國議會ニ於テ猥リニ其金高ヲ削リ棄テタリ又ハ少クモ減スルコトカ出來ヌ何トナレハ本法上ノ大權ハ何人モ侵ス可カラス法律上ノ結果及ヒ法律上ヨリ政府ノ義務ニ屬スルモノハ帝國議會ノ協賛ノ結果ナレハナリ

第七十八條

第六十八條 特別ノ須要ニ因リ政府ハ豫メ年限ヲ

定メ繼續費トシテ帝國議會ノ協賛ヲ求ムルコトヲ得

(註) 本法第六十四條ニ定メタル如ク政府ハ毎年豫算ヲ作り帝國議會ノ賛成ヲ得ヘキ筈ナレバ須要欠ク可カラサル事故アルトキハ特別ニ其年限ヲ前以テ定メ置キ繼續費トシテ帝國議會ノ賛成ヲ求メラル、トヲ得ル是レ一ノ例外ナリ

第七十九條

第六十九條 避クヘカラサル豫算ノ不足ヲ補フ爲ニ又ハ豫算ノ外ニ生シタル必要ノ費用ニ充ツル爲ニ豫備費ヲ設クヘシ

(註) 元來豫算ナルモノハ其一年中ニ消費スヘキ金額ヲ預カシメ定メタルモノナレハ他ニ餘地ナキニヨリ若シ天災事變等ニテ一時避クヘカラサル豫算外ノ不足ヲ補フハシテ必要欠クヘカラサル費用ニ充ツルカ爲メ豫備ノ金員ヲ設ケ置クナリ

第七十條 公共ノ安全ヲ保持スル爲緊急ノ需用アル場合ニ於テ内外ノ情形ニ因リ政府ハ帝國議會ヲ召集スルコト能ハサルトキハ勅令ニ依リ財政上必要ノ處分ヲナスコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出シ其ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス

(註)本條ハ政府トナク臣民トナク總テ國家一體ノ無事平穩ヲ保ツカ爲メノ必要ニシテ最モ差急ク要用アル時ハ國家ノ内部外部ノ事情ニ因リ政府ニ於テ帝國議會ヲ召集メルノ暇ナキトキハ勅令即チ天皇ノ命令ニ依テ金錢上缺クヘカラサル須要ノ處分ヲ爲スコトヲ得ヘシ此處分ヲ爲シタル場合ニ於テハ已ニ本法第六十四條後項ニ於テ詳述シタルカ如ク次ノ會期ニ必ス帝國議會ニ提出シテ其承諾ヲ求ムルヲ必要トス然レモ本條ハ第六十四條ノ後段トハ大ニ其事柄ヲ異ニシテ本條ハ特ニ重大ナル第六十四條ノ後段トハ稍

◎會第五條

◎第六條

第七十一條 帝國議會ニ於テ豫算ヲ議定セス又ハ豫算成立ニ至ラサルトキハ政府ハ前年度ノ豫算ヲ施行スヘシ

(註)元來豫算ハ毎年帝國議會ニ於テ議定スヘキ筈ナレモ或ル場合ニ於テ之ヲ議定スル事能ハサル勇又ハ或ル事情ノ爲メニ豫算ヲ定メ提出スルコトノ出來サルトキニ於テハ政府ハ已ムテ得ス前年度ニ帝國議會カ議定シタル豫算高ニ依テ之ヲ支出スルモノナリ

◎會第十六條
◎第十七條

七十二條 國家ノ歳出歳入ノ決算ハ會計検査院之ヲ検査確定シ政府ハ其ノ検査報告ト俱ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ

會計検査院ノ組織及職權ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

(註)日本政府ヨリ年々支出セシタル金高及ヒ年々收入シタル金高ノ計算

ハ會計検査院ニ於テ検査セラレ其違フタルコトナキノ確定マリタル上政
府ハ該院ノ検査報告書ト俱ニ其ノ決算書ヲ帝國議會ニ提出スルモノトス
會計検査院ノ組織立テ方及ヒ其役目ノ權限等ハ法律ヲ以テ別段ニ設定セラ
ル、モノトス

第七章 補則

(註) 此章ハ凡テ七條ニシテ憲法ノ變更及憲法ヲ發布セラル、ニ際シ
テ法律規則ノ互ニ支吾スルモノヲ無効ナリトスルノ類ヲ示サレタリ

(參看)
◎議第六十七條

第七十三條 將來此ノ憲法ノ條項ヲ改正スルノ必
要アルトキハ勅命ヲ以テ議案ヲ帝國議會ノ議ニ
付スヘシ
此ノ場合ニ於テ兩議院ハ各其ノ總員三分ノ二以
上出席スルニ非サレハ議事ヲ開クコトヲ得ス出
席議員三分ノ二以上ノ多數ヲ得ルニ非サレハ改

正ノ議決ヲ爲スコトヲ得ス

(註) 此ノ後茲ニ制定セラレタル憲法ノ各箇條ヲ改正スルノ要用アルトキハ
天皇陛下ノ命令ヲ以テ其ノ改正ノ箇條ヲ記載シタル案文ヲ帝國議會ノ議
事ニ付シ帝國議會ハ之ヲ論決スヘキモノトス然レハ此憲法ハ一國ノ紀本
ルモノニシテ最モ重大ナルモノナレハ他ノ議事ト違ヒ貴族衆議ノ兩院ハ各
其總議員ノ三分ノ二(即チ九十人ニ對シテ六十人)以上議院ニ出席スルニア
ラサレハ其事ヲ議スル能ハス又三分ノ二以上出席スルモ其出席議員ノ三分
ノ二(即チ六十人ニ對シテ四十人)以上ノ贊成ヲ得ルニアラサレハ其改正ノ
事ヲ議決スルヲ得サルモノナリ

第七十四條 皇室典範ノ改正ハ帝國議會ノ議ヲ經
ルヲ要セス
皇室典範ヲ以テ此ノ憲法ノ條規ヲ變更スルコト
ヲ得ス

(註) 皇室ノ典範ハ我々臣民ノ代議士タル兩院ノ議員ト雖モ敢テ侵スヘカラサル者ナレハ其改正ニ當テモ亦帝國議會ニ提出スルノ必要アルヲナシ然レトモ皇室典範ノ改正ニ際シテハ兩院議員ノ議事ニ與ルヘキ此ノ憲法ノ各箇條ヲ改正シ又ハ削減増補スルヲ得サルモノナリ

憲第十七條

第七十五條 憲法及皇室典範ハ攝政ヲ置クノ間之ヲ變更スルコトヲ得ス

(註) 天皇陛下位ニ即カセ玉フモ御幼少等ノ故ヲ以テ假リニ攝政ノ職ヲ置クト雖モ神聖侵スヘカラサルノ大本ニ基キ攝政ニ於テハ皇室典範ヲ改正シタリ又ハ此憲法ノ改正ヲ帝國議會ノ議事ニ付スルヲ得サルモノトス

憲第六十七條

第七十六條 法律規則命令又ハ何等ノ名稱ヲ用井タルニ拘ラス此ノ憲法ニ矛盾セサル現行ノ法令ハ總テ遵守ノ効力ヲ有ス
歲出上政府ノ義務ニ係ル現在ノ契約又ハ命令ハ

總テ第六十七條ノ例ニ依ル

(註) 刑法治罪法ノ如キ法律、請願規則、船稅規則等ノ如キ諸規則及ヒ政府ヨリ發シタル命令又ハ如何ナル名ヲ以テ政府ヨリ發シタルモノニ論ナク此ノ憲法ニ背カサル所ノ現在ノ法令ハ總テ此後ニ於テモ何レモ從ヒ由ルヘキノ効力アルナリ

政府ヨリ年々支拂フヘキ金額ニシテ是レ迄ニ支拂フヘキ約束又ハ支拂フヘキコトヲ命令シタルモノハ本法ノ第六十七條ニ依リ政府ノ同意ナクシテ帝國議會ニ於テ之ヲ除却シ又ハ減殺スヘカラサルモノナリ是レ外國ト臣民トニ關セス一般既ニ約束シタルモノハ容易ニ變更スルヲ得サレハナリ

參看 終

參照 各國 大日本帝國憲法義解終

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ議院法ヲ裁可シ之ヲ公布セシ
メ併セテ貴族院及衆議院成立ノ日ヨリ各々本法ニ依リ
施行スヘキコトヲ命ス

御名御璽

明治廿二年二月十一日
內閣總理大臣 伯爵 黑田清隆
樞密院議長 伯爵 伊藤博文
外務大臣 伯爵 大隈重信
海軍大臣 伯爵 西鄉從道
農商務大臣 伯爵 井上馨
司法大臣 伯爵 山田顯義

大藏大臣兼 伯爵松方正義
 内務大臣 伯爵大山 巖
 陸軍大臣 伯爵森 有禮
 文部大臣 子爵榎本武揚
 遞信大臣 子爵榎本武揚

參看

各國 大日本帝國議院法義解

樋山 廣業 校閱
 小西 巖次郎 義解

議院法

第一章 帝國議會ノ召集成立及開會

(註) 本章ハ凡テ六條ヲ以テ成立シ議會ニ必要ナル議員ノ召集ト議會ノ成リ立チト及ヒ其會ヲ開クヘキ期日トノ三箇ヲ掲載シタルモノニシテ若シ其一ヲ缺ク時ハ到底議會ヲ開クコト能ハス故ニ第一章ニ於テ此ノコトヲ記載シタルモノナリ

第一條 帝國議會召集ノ勅諭ハ集會ノ期日ヲ定メ少クトモ四十日前ニ之ヲ發布スヘシ

◎憲法第四十一條

◎議院法 第一章 帝國議會ノ召集成立及開會

(註)帝國議會ノ召集ハ 天皇陛下ヨリ發セラレタル命令ニ依リ議員ノ集マ
ル期日ハ開會ノ日ヨリ少クモ四十日前ニ其命令ヲ發セラル、モノナリ
(參照)歐洲各國ニ於テハ或ハ會日ヲ定ムルアリ葡萄牙ノ如キハ一月二日荷
蘭國ハ九月第三ノ日曜日ナルカ如シ

議第一條
◎第九十九條
(參看)
第二條 議員ハ召集ノ勅諭ニ指定シタル期日ニ於
テ各議院ノ會堂ニ集會スヘシ

(註)議員ハ前條ニ於テ定メラレタル命令ノ期日ニ兩議院ノ會堂ニ會合スル
モノナリ

(參照)歐洲丁抹ハ政府所在ノ地ニ徵集セリ

第七條
◎第八條
第三條 衆議院ノ議長副議長ハ其ノ院ニ於テ各三
名ノ候補者ヲ選舉セシメ其ノ中ヨリ之ヲ勅任ス
ヘシ

議長副議長ノ勅任セララル、マテハ書記官長議長

ノ職務ヲ行フヘシ

(註)衆議院ノ議長副議長ハ其衆議院ニ於テ議長副議長各々三名ノ當選者ヲ
定メ之レヲ上奏シ 天皇陛下ハ其三名ノ中ニテ之レヲ勅任セララル、モノナ
リ

議長副議長ノ勅任ヲ以テ定メラル、迄ハ豫テ勅任セラレアル書記官長ニ於
テ議長ノ職務ヲ行フモノナリ何トナレハ議長ナケレハ一日モ職務ヲ行フ
能ハサルヲ以テ假リニ書記官長カ之ヲ行フモノトス

(參照)歐洲各國伊太利、丁抹、西班牙ノ如キハ國王ノ選任ニアリ澳大利ハ人
民選舉ニアリトス

議九十五條
第四條 各議院ハ抽籤法ニ依リ總議員ヲ數部ニ分
割シ每部々長一名ヲ部員中ニ於テ互選スヘシ

(註)貴族衆議兩院ハ籤抽キヲ以テ其總議員ヲ數部ニ割リ一部毎ニ部長一名
ヲ置キ部中ヲ治ムルモノナリ部長ハ又其部中ニ於テ互ニ選舉スルモノナリ

(參看)

◎憲第七條

◎第四十四條

議第三十六條

第五條 兩議院成立シタル後勅命ヲ以テ帝國議會開會ノ日ヲ定メ兩院議員ヲ貴族院ニ會合セシメ開院式ヲ行フヘシ

(註) 兩議院ノ組立カ既ニ出來揚リタルハ 天皇陛下ノ命令ニ依テ帝國議會ヲ開ク日限ヲ定メ貴族衆議兩院ノ議員ヲ貴族院ニ集メ帝國議會ヲ開クノ儀式ヲ行ハル、ナリ是レ目下ニ在テ縣會開會式ヲ開クモノ、如シ

◎貴十一條

第六條 前條ノ場合ニ於テ貴族院議長ハ議長ノ職務ヲ行フヘシ

(註) 前條ニ定メラレタル如ク貴族院ニ於テ兩院ノ議員會合シ開會式ヲ行フ場合ニ於テハ其貴族ヨリ成立チシ貴族院ノ議長ハ議長ノ職務ヲ行フ是レ議長タルモノ、二人アルハ不必用ナルヲ以テナリ

第二章 議長書記官及經費

(註) 本章ハ凡テ十二條ヲ以テ成リ立チ議長ノ任期(衆議院)各議長ノ員

議第三條

第七條 各議院ノ議長副議長ハ各一員トス

數各議長書記官ノ職務權限ト經費ヲ記載シタルモノニシテ議院中實ニ必要缺クヘカラサルモノナリ各條規ニ付キ深ク玩味スヘシ

(註) 貴族衆議兩院ニハ其各院ノ議長タルモノ一人ヲ置ク是レ長ノ二人アルハキ等ナケレハナリ然レトモ議長ト雖モ人ナレハ或ハ一時疾病事故アルコトヲ保シ難シ故ニ此時一時之レニ代ラシムル爲メ副議長ナルモノヲ置テ之レカ副ヘ役トス依テ其一院ニ議長一人副議長一人アルナリ

◎選第六十六條

第八條 衆議院ノ議長副議長ノ任期ハ議員ノ任期ニ依ル

(註) 衆議院ノ議員ハ一ノ區畫中ヨリ選舉シタルモノト雖モ元來公選ヲ以テ之ヲ選出シタルモノナレハ又其議員タル任期アリ故ニ其任期アル議員ヨリ出テタル議長ナレハ自ラ議員ト任期ヲ同シクスヘキハ當然ナルヲ以テ本條ノ規定アル所ナリ

（參看）
議第十五條

第九條 衆議院ノ議長副議長辭職又ハ其ノ他ノ事
故ニ由リ關位トナリタルトキハ繼任者ノ任期ハ
仍前任者ノ任期ニ依ル

（註）衆議院ノ議長副議長其長副長タルノ職ヲ辭スルカ又ハ其他ニ病氣等ノ
故障アリテ其議長副議長ノ位置ノ闕ケタルトキハ其議長副議長ノ役目ヲ繼
ク者ノ勤ムル期限ハ仍ホ前ノ議長副議長ノ勤ムヘキ期限ヲ繼クモノナリ例
ヘハ衆議院議員選舉法第六十六條ニ依リ議員ノ任期ハ四箇年トスレハ明治
二十三年ニ於テ議長トナリ明治二十四年ニ於テ職ヲ辭シ其任ヲ繼キタルモ
ノハ未タ四ヶ年ニ滿タサルモ明治二十六年ニ於テ其任ヲ終ハルモノニシテ
其理由ハ既ニ前條ニ詳記シタルヲ以テ茲ニ覆言セス

議第十三條

第十條 各議院ノ議長ハ其ノ議院ノ秩序ヲ保持シ
議事ヲ整理シ院外ニ對シ議院ヲ代表ス

（註）各議院ノ議長ハ其院ノ長ナルヲ以テ各院ノ秩序ヲ保有シテ其議事ヲ整

ヘ議院外ニ向テハ各議院ノ代表者ト爲ル是レ一家ノ主人ノ一家ノ事ヲ他ニ
出テハ代理スルモノニシテ所謂ル其議事ヲ整理スルノ權利アルモノハ之レ
ヲ代理スルノ義務アルナリ

議第二十五條

第十一條 議長ハ議會閉會ノ間ニ於テ仍其ノ議院
ノ事務ヲ指揮ス

（註）議長ハ議會ヲ閉鎖スルモノ仍ホ議院ノ義務アルカ又ハ他ニ事由アルキハ
議長ニ於テ其事務ニ付キ差圖ヲ爲スモノナリ是レ其院中ノ職務ナレハ其院
ヲ代表スル議長ニ於テ之ヲ爲スハ亦當然ノ事ナレハナリ

議第二十條

第十二條 議長ハ常任委員會及特別委員會ニ臨席
シ發言スルコトヲ得但シ表決ノ數ニ預カラス

（註）議長ハ常任委員及ヒ特別委員會ニ出席シテ何時ニテモ發言スルコト自
由ナリト雖モ其多數決ヲ取ルニ當テハ表決ノ數ニ加ハラサルナリ是レ其委
員ニ非ラサルカ故ナリ

議第二十一條

第十三條

(參看)
議第三條
◎第七條

第十三條 各議院ニ於テ議長故障アルトキハ副議長之ヲ代理ス

(註) 貴族衆議兩院ニ於テ議長疾病其他故障アリテ出席セサルトキハ業ニ已ニ前第七條ニ於テ述ヘタル如ク副議長ニ於テ之レカ代理ヲ爲スモノナリ

議第六條

第十四條 各議院ニ於テ議長副議長俱ニ故障アルトキハ假議長ヲ選舉シ議長ノ職務ヲ行ハシムヘシ

(註) 兩議院ノ何レナルヲ問ハス若シ議長副議長俱ニ前條ニ述ヘタル如キ故障アリテ其職務ヲ行フ不能ハサルハ其議員中ニ於テ假リニ議長ヲ選舉シ一時議長ノ職務ヲ行ハシム是レ萬分已ムヲ得サルニ出タルモノニシテ是レ等ノコトハ常ニアルヘキニアラス

議第八條
◎第九條
◎第十六條

第十五條 各議院ノ議長副議長ハ任期滿限ニ達スルモ後任者ノ勅任セラル、マテハ仍其ノ職務ヲ

議第三條
◎第十七條

繼續スベシ

(註) 兩院ノ議長副議長ハ貴族院ニ付テハ同令十一條衆議院ニ付テハ本法第八條及ヒ同第六十六條ニ定メタル任期ノ既ニ滿ツルト雖モ後任者ノ未タ勅任セラレサル以上ハ仍ホ議長ノ職務ヲ行フモノトス何トナレハ前ニ述ヘタル如ク其議長タルモノハ一日モ缺クヘカラサルモノナレハナリ

第十六條 各議院ニ書記官長一人書記官數人ヲ置ク

書記官長ハ勅任トシ書記官ハ奏任トス

(註) 兩議院ニハ其議事ヲ筆記スル爲メニ書記官長一人ト書記官數人ヲ置ク是等職員ハ皆ナ政府ヨリ之ヲ命スルモノナリ

書記官長ハ勅任即チ 天皇陛下ノ命セラル、モノニシテ書記官ハ奏任即チ高等官ナリ

(參照) 歐洲中伊太利ハ上院ハ議員中ヨリ下院ハ一國會ノ初メニ公選セリ

(参看)
第三條
第十六條

第十七條 書記官長ハ議長ノ指揮ニ依リ書記官ノ事務ヲ提理シ公文ニ署名ス
書記官ハ議事録及其ノ他ノ文書案ヲ作り事務ヲ掌理ス
書記官ノ外他ノ必要ナル職員ハ書記官長之ヲ任ス

(註)書記官長ハ其議院ノ長タル議長ノ差圖ニ依リ書記官即チ種々ノモノヲ記載スルノ事務ヲ提理シ及ヒ公ケノ文署即チ往復文等總テノ文書ニ書記官長ノ名ヲ記スルモノナリ
書記官ハ其議院ニ於テ討議シタル事柄ヲ筆記シ及ヒ其他入用ノ文書ノ下拵ヲ爲スノ事務ヲ掌ルモノナリ
而シテ書記官ノ外種々雜務ニ従事セシムル爲メ必要缺クヘカラサル職員ハ書記官長ニ於テ之ヲ任スルモノトス

第十八條
第二十五條
第九條

第十八條 兩議院ノ經費ハ國庫ヨリ之ヲ支出ス

(註)兩議院ハ即チ帝國議會ニシテ國家ノ爲メニ必要缺クヘカラサル議會ノ經費ナルヲ以テ其費用ハ國庫ヨリ之ヲ支拂フモノトス

第三章 議長副議長及議員歳費

(註)本章ハ單一ニシテ議長副議長及ヒ議員ニ給スヘキ歳費ヲ掲載シタルモノニシテ別段深ク述フヘキ事柄ナキヲ以テ茲ニ贅言ヲ爲サス

第十九條 各議院ノ議長ハ歳費トシテ四千圓副議長ハ二千圓貴族院ノ被選及勅任議員及衆議院ノ議員ハ八百圓ヲ受ケ別ニ定ムル所ノ規則ニ從ヒ旅費ヲ受ク但シ召集ニ應セサル者ハ歳費ヲ受クルコトヲ得ス
議長副議長及議員ハ歳費ヲ辭スルコトヲ得ス

官吏ニシテ議員タル者ハ歳費ヲ受クルコトヲ得
ス
第二十五條ノ場合ニ於テハ第一項歳費ノ外議院
ノ定ムル所ニ依リ一日五圓ヨリ多カラサル手當
ヲ受ク

(註) 貴族衆議兩院ノ議長ハ一年間ノ費用トシテ四千圓各副議長ハ二千圓又
貴族院ニ於テ選マレタルモノ即チ貴族院令第一條第三項以下ニ記載シタル
當選者及ヒ衆議院ノ議員ハ八百圓ヲ受ケ又別ニ定ムル所ノ規則ニ依リ參院
及ヒ歸國ノ里程ニ應シ旅費ヲ受ク然レモ事故等ノ在リテ其召集ニ應セサル
モノハ其職事ニ關係セサルヲ以テ歳費ヲ受クルコトヲ得サルナリト是レ議會
ニ出テサルモノハ其費用ヲ受クルノ勞力ヲ費サレハナリ
議長副議長議員ハ各歳費ヲ辞スルコトヲ得スト茲ハ深ク意ノ存スルモノニシ
テ設令ヘ何人ト雖モ使役セシモノニハ之ニ報償セサルヘカラサルハ天下ノ

通理ナルヲ以テ其勞動ニ報償シタルモノナレハ政府及ヒ臣民ニシテ決シテ
人ノ勞動ヲ頼ミ之レニ報償セシテ已ムヘカラサルヲ以テナリ
官吏ナルモノハ已ニ給料ヲ受ケ居ルヲ以テ設令議員ニ勅任セラレ又ハ議員
ニ選マル、モ歳費ヲ受クルコトヲ得サルナリ一人ニシテ二箇ノ事ヲ爲スハ
到底出來サルコトナレハ從テ二箇ノ報償ヲ受クルノ道理ナケレハナリ
第二十五條ニ記載シタル如ク閉會ノ後ニ於テ仍ホ繼續審査スルモノハ一般
議員トハ其勞動ノ甚シキヲ以テ更ニ本條ノ第一項ニ定メラレシ外其議院
ノ定メタル所ニ依リ一日五圓ヨリ多カラサル手當金ヲ受ケ是レ一般議員ト
異ナレハ又其報償モ異ナル所以ナリ
(參照) 歐洲中荷蘭ノ如キモ旅費ハ勿論償給トシテ二千圓ヲ受クルモノトス
瑞士國ニ在テモ又金庫ヨリ歳俸ヲ受ク

第四章 委員

(註) 本章ハ全體六條ヨリ成立チ委員ノ區別委員長ノ職務權限ヲ定メ

(參看)

議第四條

◎第二十一條

◎第二十二條

◎憲法四十六條

◎第四十七條

◎第四十七條

◎第四十七條

タルモノニシテ別ニ註スヘキヲナケレハ前章ト同ク陳述ヲナサス

第二十條 各議院ノ委員ハ全院委員常任委員及特別委員ノ三類トス

全院委員ハ議院ノ全員ヲ以テ委員ト爲スモノトス

常任委員ハ事務ノ必要ニ依リ之ヲ數科ニ分割シ負擔ノ事件ヲ審査スル爲ニ各部ニ於テ同數ノ委員ヲ總議員中ヨリ選舉シ一會期中其ノ任ニ在ルモノトス

特別委員ハ一事件ヲ審査スル爲ニ議院ノ選舉ヲ以テ特ニ付託ヲ受クルモノトス

(註)各議院ニ委員ヲ置ク其委員ハ別ツテ全院委員、常任委員、特別委員ノ三ツニ區別セリ其委員ノ註釋ハ后ニ於テ明カナリ

全院委員トハ其議院ノ總員ヲ以テ委員ト爲シタルモノナリ

常任委員トハ必要的ノ事務アルトキニ臨ンテ數科ニ分テ各々分擔シタル事件ヲ審査スルモノナリ而シテ其委員ハ本法第四條ニ定メラレタル各部

ニ於テ同シ數ノ委員例ヘハ甲部ヨリ三人ナレハ乙部ヨリモ三人ヲ數部ノ議

員中ヨリ選出シ一ケ年ノ會期中其任ニ在ルモノナリ

特別委員ハ一ノ審査スル事件ノ生シタルトキ特別ニ議院ヨリ選舉ヲ以テ付託ヲ受クルモノナリ

第二十條 全院委員長ハ一會期ニ開會ノ始ニ於テ之ヲ選舉ス

常任委員長及特別委員長ハ各委員會ニ於テ之ヲ互選ス

(註)全院委員ニ委員會ノ事ヲ提理セシムル爲メ委員長一人ヲ置クトス而シテ此委員長ハ其委員會ヲ開クノ始メニ於テ委員中ヨリ之レヲ選舉スルモ

議第二十條

◎第二十四條

ノナリ

常任委員長ハ其常任委員會中ニ於テ互選シ特別委員長モ亦其特別委員會中ヨリ互ニ之レヲ選舉スルモノナリ

(參看)

◎憲第四十六條

◎第四十七條

議第二十條

◎第四十六條

第二十二條 全院委員會ハ議院三分ノ一以上常任

委員會及特別委員會ハ其ノ委員半數以上出席ス

ルニ非サレハ議事ヲ開キ議決ヲ爲スコトヲ得ス

(註) 全院委員會ヲ開クニハ議院三分ノ一以上常任委員會及特別委員會ヲ開

クニハ其委員ノ半ハ以上出席シタル時ナルヲ必要トス是レ常任特別ノ二會

ニ於テハ人員ノ少數ナルヲ以テ特ニ半數以上ト定メタルモノナリ又議事ヲ

議決スルニモ前ニ述ヘタル理由アルヲ以テ議決スル能ハサルナリ

◎憲第四十八條

第二十三條 常任委員會及特別委員會ハ議員ノ外

傍聽ヲ禁ス但シ委員會ノ決議ニ由リ議員ノ傍聽

ヲ禁スルコトヲ得

(註) 常任委員會及特別委員會ハ公ケニ之レヲ行フヘキモノニアラサルヲ以テ議員ノ外傍聽ヲ禁スルモノナリ但シ委員會ニ於テ特別ノ理由アリテ議決シタル片ハ議員ト雖モ傍聽ヲ禁スルコトヲ得是レ事情已ムヲ得サルニ出タルモノナリ

議第二十二條

第二十四條 各委員長ハ委員會ノ經過及結果ヲ議

院ニ報告スヘシ

(註) 各委員會ノ委員長ハ其委員會ニ於テ經過シタル日數及ヒ其會ノ結果ヲ

議院ニ對シ報告スヘシ是レ議院中ヨリ出テタル委員會ノヲ議院ニ於テ知

ラサルノ道理ナケレハナリ

議第十九條

第二十五條 各議院ハ政府ノ要求ニ依リ又ハ其ノ

同意ヲ經テ議會閉會ノ間委員ヲシテ議案ノ審査

ヲ繼續セシムルコトヲ得

(註) 各議院ニ於テハ政府ノ求ニ依ルカ又ハ政府ノ同意ヲ經タル片ハ議會ヲ

閉會シタル後ニ議案ヲ審査繼續スルコトヲ得ルナリ是レ政府ニ於テモ事情
已ムヲ得ス必要ノ場合ハ之レヲ議院ニ要求シ議院モ此必要ノ場合ニ於テハ
政府ノ同意ヲ求メ若干ノ委員ヲ定メ繼續審査セシムルモノナリ

第五章 會議

(註)本章ハ全體七條ヲ以テ成立シ本法ノ尤モ眼目トモ稱スヘキ會議
ノコトヲ規定シタルモノニシテ固ト會議ナルモノハ衆人相會シ討論
駁撃シ而シテ終ニ衆人中ニ於テ其過半數以上ノ贊成ヲ得タルモノニ
議決スルモノナレハ實ニ公平タル輿論ニ外ナラサルナリ

◎議第四十七條

第二十六條 各議院ノ議長ハ議事日程ヲ定メテ之
ヲ議院ニ報告ス
議事日程ハ政府ヨリ提出シタル議案ヲ先ニスヘ
シ但シ他ノ議事緊急ノ場合ニ於テ政府ノ同意ヲ
得タルトキハ此ノ限ニ在ラス

(參看)

◎憲第三十八條
◎第四十六條
◎第四十七條

(註)各議院ノ議長ハ豫メ議スヘキ事柄ノ日取りヲ定メ議員ニ之レヲ知ラシ
ムハシ然ラサレハ議員ニ於テ議スヘキコトヲ前以テ知ル能ハサレハナリ
事柄ヲ議スル日取りハ議院ノ議案ト政府ノ議案ト相混交スルトキハ紛雜ナ
ルヲ以テ先ツ政府ヨリ提出セラレタル議案ヲ議了シ而シテ後子議院ノ提出
シタル議案ヲ議スヘシ然レモ政府ヨリ出サレタル外他ノ議事ニシテ一日モ
忽ニスヘカラサル緊要ノ場合ニ於テハ議院ヨリ政府ニ同意ヲ求メ其同意ヲ
得タルトキハ他ノ議事ヲ先キニスルモ妨ナキトス

第二十七條 法律ノ議案ハ三讀會ヲ經テ之ヲ議決
スヘシ但シ政府ノ要求若ハ議員十人以上ノ要求
ニ由リ議院ニ於テ出席議員三分ノ二以上ノ多數
ヲ以テ可決シタルトキハ三讀會ノ順序ヲ省略ス
ルコトヲ得

(註)法律ハ實ニ人ノ權利義務ニ關係ヲ及ボスモノナレハ最モ鄭重ニ爲スヘ

キモノナルヲ以テ先ツ三讀會ヲ經サレハ之ヲ評議決定スヘカラス然レモ政府ヨリ必要アリテ三讀會ヲ經ス議決スルコトヲ要求セラル、カ又ハ議員十人以上ノ要求ニ依リテ其出席シタル議員三分ノ二以上ノ多數ヲ以テ其要求ヲ可決シタルハ三讀會ノ順番ヲ省略スルコトヲ得ルナリ
(參照) 歐洲中丁抹モ亦同シ

◎憲第三十八條
議第二十七條

第二十八條 政府ヨリ提出シタル議案ハ委員ノ審査ヲ經スシテ之ヲ議決スルコトヲ得ス但シ緊急ノ場合ニ於テ政府ノ要求ニ由ルモノハ此ノ限ニ在ラス

(註) 政府ヨリ出サレタル所ノ議案ハ政府ニ必要アリテ出サレタルモノナレハ委員ノ取調ヲ經スシテ議院ニ於テ議決スルコトヲ得ス然レモ緊急ノ場合ニ於テ政府ヨリ要求ヲ受ケタルハ委員ノ取調ナクシテ議決スルヲ得ルハ萬已ムヲ得サルニ出タルモノナリ

第二十九條 凡テ議案ヲ發議シ及議院ノ會議ニ於テ議案ニ對シ修正ノ動議ヲ發スルモノハ二十人以上ノ贊成アルニ非サレハ議題ト爲スコトヲ得ス

(註) 凡ソ會議ニ於テ議案ヲ出シ又ハ議院ノ會議ニ於テ議案ノ修正ヲ發言スルトモ只議員一人又ハ數人ノ發言ヲ以テ議題トスルトキハ實ニ其議題ノ數ヲ増シ混雜スルノミナラス一人又ハ數人ノ言ハ以テ輿論ト云フニモ非ラサレハ之レニ制裁ヲ加ヘテ二十人以上ノ贊成アルニアラサレハ議題ト爲ストヲ得スト定メラレタル所以ナリ

◎憲第二十條

第三十條 政府ハ何時タリトモ既ニ提出シタル議案ヲ修正シ又ハ撤回スルコトヲ得

(註) 政府ハ必要アリテ既ニ議案ヲ提出セラレタルモノナレハ復タ必要アリテ之レヲ修正シ又ハ取り回スコトハ其何レノ時ナルヲ問ハス政府ノ自由ナ

(參看)
◎憲第四十
九條
議第二十七
條
◎第五十四
條

第三十一條 凡テ議案ハ最後ニ議決シタル議院ノ議長ヨリ國務大臣ヲ經由シテ之ヲ奏上スヘシ但シ兩議院ノ一ニ於テ提出シタル議案ニシテ他ノ議院ニ於テ否決シタルトキハ第五十四條第二項ノ規定ニ依ル

(註) 凡テ議案ハ兩院中其最後ニ議決シタル議院ノ議長ヨリ奏上スルハ尤モ便利ナルヲ以テ斯ク規定セラレタルモノナリ尤モ之ヲ奏上スルニハ必ス夫々主任ノ國務大臣ノ手ヲ經由スヘシ決シテ直チニ奏上スルヲ得サルナリ貴族衆議兩院ノ中一院ヨリ提出シタル議案ニシテ他ノ議院ニ於テ否ナリト決議シタルトキハ本法第五十四條ノ二項ニ定メタル如ク兩院ノ協議會ヲ開クヘシ是レ或ハ其議案ノ貫徹セサル等ノ恐レアルヲ以テナリ

◎憲第六條

第三十二條 兩議院ノ議決ヲ經テ奏上シタル議案

議第三十一條

ニシテ裁可セララル、モノハ次ノ會期マテニ公布セララルベシ

(註) 兩院ノ議決ヲ經タルモノヲ公布セララル、ハ何レノ片ニ在ルカト云フニ其奏上ヲ裁可セラレシモノハ次ノ會期即チ翌年ノ會迄ニ公布セララル、ナリ若シ公布セラレサルモノハ裁可セラレサルモノト知ルヘシ

第六章 停會閉會

(註) 本章ハ凡テ四條ヨリ成立チ停會及ヒ閉會ノ下チ記載シタルモノニシテ其停會ニ至テハ一時ノ停會ト衆議院ノ解散ニ依リテ貴族院ノ停會ニナルトノ二種アリテ大ニ其趣ヲ異ニス故ニ以下各條ニ述フル所ニ就テ見セラルヘシ其閉會ニ至テハ兩院共ニ相異ナル所ナシ

◎憲第七條

第三十三條 政府ハ何時タリトモ十五日以内ニ於テ議院ノ停會ヲ命スルコトヲ得
議院停會ノ後再ヒ開會シタルトキハ前會ノ議事

◎議院法 第六章 停會閉會

ヲ繼續スヘシ

(註) 政府ハ會議ノ議事ニ對シ必要アリト見認ムル場合ニ於テハ其ノ何レノ時ヲ問ハス十五日以内仮令ハハ停會ヲ發布スルノ日カ六日ナレハ即チ二十日迄ニ議院ノ停會ヲ爲スヘキコトヲ命スルヲ得ルナリ

一旦議院ノ會議ヲ停メタルノ後再ヒ開會ヲ命シタルトキハ停會以前ニ議シ居タル事ヲ引續キ會議スルモノナリ

(參看)

第三十四條 衆議院ノ解散ニ依リ貴族院ニ停會ヲ

命シタル場合ニ於テハ前條第二項ノ例ニ依ラズ

(註) 衆議院ノ解散ニ依リテ貴族院ニ停會ヲ命セラル、コトアリ此場合ニ於テハ衆議院ハ憲法第四十五條ノ規定ニ依リ更ニ新議員ヲ選舉セサルヲ得サルヲ以テ貴族院ハ前條第二項ノ例ニ依リ前會ニ引續キ會議スル能ハサルモノナリ

第三十五條 帝國議會開會ノ場合ニ於テ議案建議

◎憲第七條

第三十五條 帝國議會開會ノ場合ニ於テ議案建議

士

憲法

憲法

◎第四十四條
議第二十五條

請願ノ議決ニ至ラサルモノハ後會ニ繼續セス但

シ第二十五條ノ場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

(註) 憲法第四十二條ニ定メラレタル如ク帝國議會ハ三箇月ノ會期ナルヲ以テ若シ限リアル會期中ニ議案建議請願ノ議決ニ至ラスシテ帝國會議ヲ閉會セラレタルトキハ其議案、建議、請願ハ後會ニ引續キテ議事ヲ爲スヲ得ス然レレ本法第二十五條ニ依リ委員ヲシテ審査ヲ繼續セシメタルモノハ仍ホ後會ニ繼續シテ審議スルヲ得ルモノナリ

第三十六條 閉會ハ勅命ニ由リ兩議院合會ニ於テ

之ヲ舉行スヘシ

(註) 帝國議會ヲ閉鎖スルニハ勅命ニ由ルモノナリ而シテ其閉會ノ式ハ貴族衆議ノ兩院合會ニテ其式ヲ取り行ハル、モノナリ是レ開會ニ合會シタルモノナレハ閉會モ亦タ合會スヘキトハ自然ノ道理ナリ

第七章 秘密會議

◎憲第七條
◎第四十四條

◎議院法 第七章 秘密會議

(参看)

◎憲第四十八條

議第二十三條

◎第五十八條

(註)本章ハ凡テ三條ヲ以テ成リ立チ祕密會議ニ關スル事柄ヲ記ス
第三十七條 各議院ノ會議ハ左ノ場合ニ於テ公開
ヲ停ムルコトヲ得

一 議長又ハ議員十人以上ノ發議ニ由リ議院之
ヲ可決シタルトキ

二 政府ヨリ要求ヲ受ケタルトキ

(註)貴族衆議ノ兩院ハ左ニ記載シタル事故アルニ於テハ公ケニ會議ヲ開ク
コトヲ停メ衆人ノ傍聽ヲ禁スルコトヲ得ルナリ

一 議長又ハ議員十人以上ノ發議ニ由リ議院ニ於テ其發議ヲ可決シタルトキ

二 政府ヨリ必要アリテ祕密會議ノ求メテ受ケタルトキ

此二箇ノ場合ハ或ハ社會ノ風俗ヲ乱スカ又ハ國家重大ノ事件ニシテ一時他
ニ洩泄シテ不都合ナル恐レアルトキニ限ルモノナリ已ニ此事ニ付憲法第四
十八條ニモ亦タ説明シ置キタルヲ以テ就テ見ルヘシ

議第三十七條

(参照)歐洲中澳地利ノ如キモ又十名以上ニテ祕密會議ヲ開クモノトス
第三十八條 議長又ハ議員十人以上ヨリ祕密會議
ヲ發議シタルトキハ議長ハ直ニ傍聽人ヲ退去セ

シメ討論ヲ用井スシテ可否ノ決ヲ取ルベシ

(註)議長又ハ議員十人以上ヨリ祕密會議ニセンコトヲ發言シタルトキ議長ハ既
ニ一ノ議題トナリ居ルヲ以テ直チニ傍聽人ヲ退去セシメ討論ヲ用キスシテ

直クニ祕密會ト爲スヤ否ヤニ付キ決ヲ取ルヘシ亦タ議題トナリタルモノニ
シテ只タ祕密會ト爲スヤ否ノ一ニアレハ敢テ討論ヲ要セサルヲ以テナリ

第三十九條 祕密會議ハ刊行スルコトヲ許サス

◎憲第四十八條
議第三十七條

(註)祕密會議ハ前已ニ第三十七條ニモ述ヘタル如ク他ニ洩泄スルコトヲ恐ル
モノナレハ素ヨリ印刷ニシテ世ニ出スコトヲ許サ、ルハ尤モ至當ノコトナ
リ

第八章 豫算案ノ議定

◎議院法

第八章 豫算案ノ議定

(參看)

◎憲第六十五條
◎會第五條
議第二十八條

(註) 本章ハ二條ヲ以テ成立シ政府歳入ヲ豫メ計算シテ帝國ノ會議ニ提出シ議定スルコトヲ掲載シタルモノナリ

第四十條 政府ヨリ豫算案ヲ衆議院ニ提出シタル

トキハ豫算委員ハ其ノ院ニ於テ受取リタル日ヨリ十五日以内ニ審査ヲ終リ議院ニ報告スヘシ

(註) 政府ヨリ提出セラル、豫算案、憲法第六十五條ニ定メラレタル如ク前ニ衆議院ニ提出スルモノニシテ其提出セラレタルトキハ豫算ノ事ヲ負擔スル委員ハ其院ニ其案ヲ受取リタル日ヨリ十五日以内ニ審査ヲ終リ議院ニ報告スヘシト斯ク其審査ニ付急速ヲ要スルモノハ國家ニ必要ナル歳入ノ豫算ナルヲ以テ議事ニ付テモ亦重大急速ヲ要シ忽ニスヘカテサルモノナレハナリ

第四十一條 豫算案ニ就キ議院ノ會議ニ於テ修正ノ動議ヲ發スルモノハ三十人以上ノ贊成アルニ

非サレハ議題ト爲スユトヲ得ス

(註) 前條ニモ已ニ述ヘタル如ク豫算案ハ國家重大ノモノニシテ政府ニ於テモ其立案ニ付充分ニ取調ヘテ爲シアルヲナレハ勿論他人ノ容易ニ知り得ル能ハサルモノナリ故ニ其案ニ對シ猥リニ修正ノ動議ヲ發スルモノアリトモ他事件ノ動議ト違ヒ三十人以上ノ同意者ヲ得サルニ於テハ議題トシテ議決スルコトヲ得サルナリ

第九章 國務大臣及政府委員

(註) 本章ハ凡テ六條ヨリ成リ立テ國務大臣及ヒ政府委員ノ帝國議會ニ關係シタル權限ヲ規定シタルモノナリ

第四十二條 國務大臣及政府委員ノ發言ハ何時タ

リトモ之ヲ許スヘシ但シ之カ爲ニ議員ノ演說ヲ中止セシムルコトヲ得ス

(註) 憲法第五十四條ニ於テモ已ニ述ヘアル如ク內閣總理大臣及各省ノ大臣

◎憲第五十四條
◎議第五十七條

又ハ政府ヨリ關係事件ニ付キ夫々命セラレタル所ノ委員ハ何時ニテモ其議院ニ出席シテ發言辯論スルコトヲ許サル、ト雖モ其發言ノ爲メニ議員ノ陳述ヲ止ムルコトヲ得ス是レ議院ニ在テハ議員ハ最モ貴重ニシテ設令何人ト雖モ之レカ發言ノ自由ヲ妨害スルヲ得サレハナリ

(参考)

◎憲第五十四條

議第四十六條

第四十三條 議院ニ於テ議案ヲ委員ニ付シタルトキハ國務大臣及政府委員ハ何時タリトモ委員會ニ出席シ意見ヲ述フルコトヲ得

(註)政府ヨリシテ議院ノ委員ニ付シタル議案ハ國務大臣及ヒ政府委員ヨリ出テタルモノナレハ其意ヲ貫徹セシムルノ必要アルヲ以テ何時タリトモ國務大臣及ヒ政府ノ委員ハ各議院ノ委員會ニ出席シテ充分ニ意見ヲ述フルコトヲ得ルナリ是レ彼我ノ爲メニ最モ利益アルトニシテ且ツ充分ニ其事ノ分明ナルヲ要スレハナリ

議第二十條

第四十四條 委員會ハ議長ヲ經由シテ政府委員ノ

◎第二十三條

説明ヲ求ムルコトヲ得

(註)前條ニ於テ已ニ述ヘタル如ク議案ハ其立案者ノ意志ノ貫徹セサルトキハ委員會ニ於テモ取調ヘ方ニ困難ナル而巳ナラス公共ノ爲メニ又タ不都合アリテハナラサルヨリ委員會ハ議長ヲ經由シテ議案ニ對シ政府委員ノ説明ヲ求ムルコトヲ得ルナリ

◎選第九條

議第四十二條

◎第四十三條

第四十五條 國務大臣及政府委員ハ議員タル者ヲ除ク外議院ノ會議ニ於テ表決ノ數ニ預カラズ
(註)帝國議會即チ貴族衆議兩院ハ議員ヲ以テ成立シ議員ヲ以テ表決スヘキモノナルヲ以テ國務大臣及ヒ政府ノ委員ハ其議院ノ議員タルモノ、外多數決ノ數ニ入ルコトヲ得サルナリ

議第二十條
◎第二十三條

第四十六條 常任委員會又ハ特別委員會ヲ開クトキハ每會委員長ヨリ其ノ主任ノ國務大臣及政府委員ニ報知スヘシ

(註) 國務大臣及ヒ政府委員ハ何時タリトモ常任委員會及ヒ特別委員會ニ出席シ發言スルノ權アルヲ以テ又之レカ開會ノ時ヲ知ルヲ必要トス故ニ常任委員會及ヒ特別委員會ノ委員長ハ其會ヲ開ク毎ニ其議事ノ事件ヲ管轄スヘキ主任ノ國務大臣及ヒ政府委員ニ報知スルヲ必要トスルモノナリ

條第二十六

第四十七條 議事日程及議事ニ關ル報告ハ議員ニ分配スルト同時ニ之ヲ國務大臣及政府委員ニ送付スヘシ

(註) 憲法第五十四條ニ定メラレタル如ク國務大臣及ヒ政府委員ハ何時ニテモ各議院ニ出席シ發言スルコトヲ得ルモノナルヲ以テ議事ノ日取り及ヒ議事ニ關スル報告ハ知ラサルヘカラス故ニ議事日程及ヒ議事ニ關スル報告ハ各議員ニ配付スルト同時ニ議長ハ國務大臣及ヒ政府委員ニモ全樣其議事日程ヲ送付スルノ必要アリ

第十章 質問

(註) 本章ハ凡テ三條ヨリ成リ立チ政府萬般ノ事ニシテ議員ニ於テ質問ヲ要スルト之ヲ質問スルノ手續ヲ定メタルモノナリ

條第四十九

第四十八條 兩議院ノ議員政府ニ對シ質問ヲ爲サムトスルキハ三十人以上ノ贊成者アルヲ要ス

條第五十

質問ハ簡明ナル主意書ヲ作り贊成者ト共ニ連署シテ之ヲ議長ニ提出スヘシ

(註) 貴族、衆議兩院ノ議員ハ議事萬般ノ事ニ關シ政府ニ對シ質問ヲ爲スコトヲ得ルト雖モ其質問ヲ爲サントスルトキハ其質問スルコトニ議員三十人以上ノ贊成者アルコトヲ必要トス

條第四十八

第四十九條 質問主意書ハ議長之ヲ政府ニ轉送シ

(參看)
議第五十條

國務大臣ハ直ニ答辯ヲ爲シ又ハ答辯スヘキ期日ヲ定メ若答辯ヲ爲サ、ルトキハ其ノ理由ヲ示明スヘシ

(註) 前條ニ規定シタル質問主意書ヲ議長受取リタルトキハ議長之ヲ政府ニ送り而シテ之レニ答辯ヲ爲スヘキ主務ノ國務大臣ハ直チニ其ノ質問ニ付キ答辯ヲ爲シ又ハ其事情繁雜等ノコトアリテ取調ヘテ要シ即時ニ答辯シ能ハサルモノハ其答辯ヲ爲スヘキ日限ヲ定メ之ヲ議院ニ報告シ若シ又答辯ヲ爲スノ必要ナシト見認ムルトキハ其答辯ヲ爲ス必要ナキ理由ヲ明カニ舉示シテ之レヲ議院ニ報告スヘキモノナリ

議第四十八條
○第四十九條

第五十條 國務大臣ノ答辯ヲ得又ハ答辯ヲ得サルトキハ質問ノ事件ニ付議員ハ建議ノ動議ヲ爲スコトヲ得

(註) 兩院ノ議員ハ國務大臣ニ質問シ其ノ答辯ヲ得ルモ其答辯ニ對シ意見ア

○憲第四十九條
議第五十二條

ルカ又ハ答辯ヲ得サルトキハ其質問シタル事件ニ就テ更ニ之ヲ政府へ建議スルコトノ動議ヲ爲スコトヲ得是レ議員ニ於テ再三國務大臣ノ答辯又ハ答辯ヲ爲サ、ルコトニ付國務大臣ニ反問スルハ獨リ日子ヲ費スノ恐レアルヲ以テ直チニ建議ノ動議ヲ爲スヲ得ルノ必要アル所以ナリ

第十一章 上奏及建議

(註) 本章ハ二條ヲ以テ成リ立チ 天皇陛下ニ上奏ヲ爲シ又ハ政府ニ對シテ建議ヲ爲サンコトヲ申出ルノ手續方法ヲ指定シタル條規ナリ

第五十一條 各議院上奏セムトスルトキハ文書ヲ奉呈シ又ハ議長ヲ以テ總代トシ謁見ヲ請ヒ之ヲ奉呈スルコトヲ得

各議院ノ建議ハ文書ヲ以テ政府ニ呈出スヘシ
(註) 貴族衆議ノ各議院ヨリ 天皇陛下ニ對シ奉リ何カ申立ヲ爲サントスルニハ凡テ文書ニ其事柄ヲ認メ之レヲ奉呈シ其院ノ長タル議長ヲ議員ノ總代

者トシテ 天皇陛下ニ謁見^{エツケン}ヲ請ヒ其文書ヲ陛下ニ奉呈スルヲ得ルナリ
又各議院ニ於テ建議セントスル文書ハ之レヲ政府ニ呈出スルモノニシテ其
建議スル事柄ハ必ス文書ニ認ムルヲ必要ナリトス
(參照) 歐洲中丁抹^{フシマク}ハ建言スルノ權アルコトヲ定ム

(參看)

◎憲第四十
九條

議第五十一
條

第五十二條 各議院ニ於テ上奏又ハ建議ノ動議ハ
三十人以上ノ贊成アルニ非サレハ議題ト爲スコ
トヲ得ス

(註) 貴族院又ハ衆議院ニ於テ 天皇陛下ニ對シ奉リ事情ヲ上奏シ又ハ政府
ニ對シ建議セントスルノ動議ハ議員中三十人以上ノ贊成ヲ爲スモノアルニ
アラサレハ一ノ議題トシテ議決スルヲ得サルナリ是レ前第四十八條ニ於
テ詳述^{シヤウシユツ}シタルカ如ク實ニ重大^{シツ}ノコトナルヲ以テ上奏建議ニ於テモ亦三十
人以上ノ贊成者ヲ要スルヲナリ

第十二章 兩議院關係

(註) 本章ハ凡テ九條ヨリ成リ立テ兩議院ノ關係ヲ規定シタルモノニ
シテ帝國議會ハ此兩院ヲ以テ成立スルモノナレハ其關係ハ尤モ離ル
ヘカラサルモノナリ

◎憲第六十
五條

第五十三條 豫算^{ヨサン}ヲ除ク外政府ノ議案ヲ付スルハ
兩議院ノ内何レヲ先ニスルモ便宜ニ依ル

(註) 豫算案ハ憲法第六十五條ニ規定アルカ如ク先ツ最初ニ之レヲ衆議院ニ
提出スルト雖モ其外政府ヨリ議院ニ付スル議案ハ兩議院ノ内何レノ院ハ先
キニ提出スルモ政府ニ於テ便利ノ處置ニ依ルモノナリ

議第三十一
條

第五十四條 甲議院ニ於テ政府ノ議案ヲ可決シ又
ハ修正^{シユ}シテ議決シタルトキハ乙議院ニ之ヲ移ス
ヘシ乙議院ニ於テ甲議院ノ議決ニ同意シ又ハ否
決シタルトキハ之ヲ奏上スルト同時ニ甲議院ニ
通知スヘシ

乙議院ニ於テ甲議院ノ提出シタル議案ヲ否決シタルトキハ之ヲ甲議院ニ通知スヘシ

(註) 貴族院又ハ衆議院ニ於テ政府ノ提出シタル議案ヲ可決シ又ハ之レヲ修正シテ議決シタルトキハ貴族院ノ分ハ衆議院ニ衆議院ノ分ハ貴族院ニ互ニ其議案ヲ送ルモノナリ而シテ貴族院ハ衆議院ノ議決衆議院ハ貴族院ノ議決ニ同意スルカ又ハ其議決ヲ否決シテ同意セサルトキハ之レヲ 天皇陛下ニ上奏スルト同時ニ貴族院ナレハ衆議院ニ衆議院ナレハ貴族院ニ其可決又ハ否決シタルコトヲ通知スヘシ

又貴族院ノ提出シタル議案ヲ衆議院ニ於テ衆議院ノ提出シタル議案ヲ貴族院ニ於テ之レニ同意セサルトキハ貴族院ハ衆議院ニ衆議院ハ貴族院ニ各々互ニ其議案ニ賛成同意セス否決シタルコトヲ夫々通知スルモノナリ

第五十五條 乙議院ニ於テ甲議院ヨリ移シタル議案ニ對シ之ヲ修正シタルトキハ之ヲ甲議院ニ回

(參看)
議第三十一條
◎第五十六條

付スヘシ甲議院ニ於テ乙議院ノ修正ニ同意シタルトキハ之ヲ奏上スルト同時ニ乙議院ニ通知スヘシ若之ニ同意セサルトキハ兩院協議會ヲ開クコトヲ求ムヘシ

甲議院ヨリ協議會ヲ開クコトヲ求ムルトキハ乙議院ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

(註) 貴族院ヨリ衆議院ニ送附シタル議案ニ對シ又ハ衆議院ヨリ貴族院ニ送附シタル議案ニ對シ互ニ其議案ヲ修正シタルトキハ貴族院ノ分ハ衆議院ニ衆議院ノ分ハ貴族院ニ回送スルモノナリ而シテ其回付ヲ受ケタル貴族院又ハ衆議院ニ於テハ其議案ノ修正ニ同意シタルトキハ之ヲ 天皇陛下ニ奏上スルト同時ニ貴族院ハ衆議院ニ向ケ衆議院ハ貴族院ニ向ケテ互ニ通知ヲ爲シ若シ其修正シタル議案ニ同意ヲ爲サス否決シタルトキハ貴族院ハ衆議院ニ對シ衆議院ハ貴族院ニ對シ互ニ兩議院ノ協議ノ爲メ會議ヲ開クコトヲ求

ムヘシ

貴族衆議兩院互ニ協議ノ爲メ會議ヲ開クコトノ求メテ一方ヨリ受ケタルトキハ貴族院ハ衆議院ニ對シ衆議院ハ貴族院ニ對シ其求メテ拒絕スルコトヲ得サルナリ是レ兩院ノ立案及ヒ修正案ノ意志ノ貫徹スルコトヲ圖ル所以ナリ

第五十六條 兩院協議會ハ兩議院ヨリ各十人以下同數ノ委員ヲ選舉シ會同セシム委員ノ協議案成立スルトキハ議案ヲ政府ヨリ受取り又ハ提出シタル甲議院ニ於テ先ツ之ヲ議シ次ニ乙議院ニ移スヘシ
協議會ニ於テ成立シタル成案ニ對シテハ更ニ修正ノ動議ヲ爲スコトヲ許サス

(註) 兩議院ノ協議會ハ其議事ノ紛雜スルコトヲ恐レ兩議院ヨリ各々十人以

下假ヘハ貴族院ヨリ九人ナレハ衆議院ヨリモ九人ト同シ數ニ委員ヲ選ヒ會合セシムルモノナリ而シテ其委員カ協議ノ上議案ノ成リ立チタルハ政府ヨリ提出シタル議案ナレハ之レヲ政府ヨリ受ケ取り又議院ヨリ提出シタル議案ナルトキハ其最初提出シタル議院ニ於テ先ツ之ヲ議シ次ニ他ノ一方ノ議院ニ移スモノナリ例ヘハ最初政府ヨリ貴族院ニ提出シタル議案ナルトキハ政府ヨリ之ヲ貴族院ニ受ケ取り又最初衆議院ヨリ提出シタル議案ナレハ先ツ衆議院ニ於テ之レヲ議シ而シテ後チ貴族院ニ送ルノ類是レナリ
本條ニ定ムル協議會ニ於テ成リ立チタル議案ニ對シテハ後各院共ニ更ニ之レヲ修正スルノ動議ヲ爲スコトヲ得サルモノナリ

第五十七條 國務大臣政府委員及各議院ノ議長ハ何時タリトモ兩院協議會ニ出席シテ意見ヲ述フルコトヲ得

(註) 國務大臣政府委員ハ其提出シタル議案ニ對シテハ必要缺クヘカテサル

(參看)
議第四十二條

(參看)

議第五十五條
第五十六條

第五十八條 兩院協議會ハ傍聽ヲ許サス

(註) 兩院ノ協議會ハ公ケニ開クモノナラサレハ衆人ノ傍聽ハ許サ、ルナリ

○憲第四十七條

第五十九條 兩院協議會ニ於テ可否ノ決ヲ取ルハ

議第五十五條

無名投票ヲ用井可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

(註) 兩院ノ協議會ハ可決否決ヲ取ルニ至テハ無名ノ投票ヲ以テ之レヲ爲スモノナリ是レ公會ナラサルヲ以テナリ然レモ其可否同數ナルトキハ議長ニ於テ之レカ決ヲ取ルモノナリ

第六十條 兩院協議會ノ議長ハ兩議院協議委員ニ

於テ各一員ヲ互選シ每會更代シテ席ニ當ラシムヘシ其ノ初會ニ於ケル議長ハ抽籤法ヲ以テ之ヲ

定ム

(註) 兩院協議會ノ議長ハ貴族院ハ其院ヨリ選出シタル委員中ニ於テ一員ヲ選舉シ衆議院ハ其院ヨリ選出シタル委員中ニ於テ一員ヲ選舉シ協議會ヲ開ク毎ニ更代シテ議長トナラシム而シテ其最初ノ開會ニ於テノ議長ハ兩院互ニ籤抽キノ法ヲ以テ之レヲ定ム是レ兩院ノ協議會ナルヲ以テ委員モ同數ニシテ議長モ亦同數ヲ選出スルノ所以ナリ

第六十一條 本章ニ定ムル所ノ外兩議院交渉事務

ノ規程ハ其ノ協議ニ依リ之ヲ定ムヘシ

(註) 此章ニ定ムルノ外兩議院ニ關係スル事務ノ規定ハ兩院協議ノ上ニテ適宜ニ定ムルモノトスルナリ

第十三章 請願

(註) 本章ハ凡テ十條ニシテ請願ノ方法手續及請願書ノ受否ノヲ定メタルモノナリ

(參看)
◎第五十條

第六十二條 各議院ニ呈出スル人民ノ請願書ハ議員ノ紹介ニ依リ議院之ヲ受取ルヘシ

(註) 貴族衆議ノ兩院ニ人民ヨリ呈出スル所ノ請願書ハ先ツ各院ノ議員ニ渡シ議員ノ手ヲ經タル以上ニ於テ之ヲ議院ニ受取ルモノナリ

(參照) 歐洲中伊太利ハ親ヲ書面ヲ進呈スルヲ禁セリ

議第六十四條
◎第六十五條

第六十三條 請願書ハ各議院ニ於テ請願委員ニ付シ之ヲ審査セシム

請願委員請願書ヲ以テ規程ニ合ハスト認ムルトキハ議長ハ紹介ノ議員ヲ經テ之ヲ却下スヘシ

(註) 人民ヨリ呈出スル所ノ請願書ハ各議院ニ於テ豫テ定メアル請願ニ關スル事務ヲ負擔スル委員ニ於テ先ツ之レカ審査ヲ爲スモノナリ

請願委員ニ於テ請願書ヲ審査スルニ當リテハ其請願書カ憲法第三十條ニ定メラレタル請願ノ規定ニ違背シタルト認ムルハ議長ハ其請願書ヲ兼テ呈

議第六十三條
◎第六十五條

出ノ紹介ヲ爲シタル議員ノ手ヲ經テ其請願ヲ爲シタル人民ニ却下スルモノナリ

第六十四條 請願委員ハ請願文書表ヲ作り其ノ要領ヲ録シ每週一回議院ニ報告スヘシ

請願委員特別ノ報告ニ依レル要求又ハ議員三十人以上ノ要求アルトキハ各議院ハ其ノ請願事件ヲ會議ニ付スヘシ

(註) 請願委員ハ請願文書表ナルモノヲ作り置キ其請願ニ係ル必要ノ事ヲ摘載シ七日間ニ一度ツ、議院ニ報告スヘキモノナリ

請願委員ヨリ請願事件ニ付特別ニ會議スヘキノ報告ヲ爲スカ又ハ各議院ノ議員ニ於テ三十人以上ヨリ會議スヘキヲ要求シタルトキハ各其請願ヲ受ケタル議院ニ於テ其請願事件ヲ會議ニ付シテ討議スルモノナリ

◎第四十七條

第六十五條 各議院ニ於テ請願ノ採擇スヘキユト

(參看)

議第六十三條

第六十四條

ナ議決シタルトキハ意見書ヲ附シ其ノ請願書ヲ政府ニ送付シ事宜ニ依リ報告ヲ求ムルコトヲ得
(註)前條ニ記載シタル如ク人民ノ請願ヲ採用スルコトヲ議院ニ於テ議決シタルトキハ議院ハ其請願書ニ意見書ヲ添ヘテ其書面ヲ政府ニ送付スルモノナリ而シテ其請願ノ事柄等ニ依リ政府ヨリ報告ヲ得ント欲スルトキハ議院ハ其報告ヲ政府ニ求ムルコトヲ得ルナリ

第六十六條 法律ニ依リ法人ト認メラレタル者ヲ除ク外總代ノ名義ヲ以テスル請願ハ各議院之ヲ受クルコトヲ得ス

(註)法律ニ依リ法人ト認メラレタルモノ即チ政府ノ許可ヲ得テ會社ヲ結ビタル其會社ノ社長等總テ法律上數人又ハ數町村ノ代表者タルコトヲ認メタルモノハ法律上一人ト見做スヲ以テ總代者ノ名義ヲ以テ是等ノ者ヨリ請願ヲ爲スモ自由ナリト雖モ此他單ニ數人又ハ數町村ノ總代ノ名義ヲ以テスル

◎憲第七十三條

請願ハ各議院ニ於テ之レヲ受理スルコトヲ得サルナリ何トナレハ人民ニ於テ自己ノ意見ヲ請願スル爲メ或ハ他人ヲ眩惑シ或ハ強テ自己ノ意見ヲ伸張シ人ノ權利ヲ害スルノ恐レアレハナリ

第六十七條 各議院ハ憲法ヲ變更スルノ請願ヲ受クルコトヲ得ス

(註)前ニ屢々述ヘタル如ク憲法ハ實ニ容易ニ動スヘカラサル國家重大ノ基本ナレハ一人一己ノ容易ニ啄テ容ルヘキモノニアラス故ニ兩議院ニ於テモ憲法ヲ改正スル等ノ請願ハ決シテ他ヨリ受理スルコトヲ得サルナリ

第六十八條 請願書ハ總テ哀願ノ體式ヲ用ウヘシ若請願ノ名義ニ依ラス若ハ其ノ體式ニ違フモノハ各議院之ヲ受クルコトヲ得ス

(註)請願書ハ憲法第三十條ニ定メラレタル如ク相當ノ敬禮ヲ守ルヘキモノナレハ其文趣モ哀願ノ體裁ニ認メ其名義モ請願ノ名義ト爲スヘキモノナリ

然ルヲ若シ其體裁哀願ノ趣意ニ背キ其名義ヲ請願ト爲サ、ルモノハ各議院ニ於テ其書面ヲ受理スルコトヲ得サルナリ

第六十九條 請願書ニシテ皇室ニ對シ不敬ノ語ヲ用井政府又ハ議院ニ對シ侮辱ノ語ヲ用井ルモノハ各議院之ヲ受クルコトヲ得ス

(註)前條ニ定メタル如ク其名義ハ請願書ナリト雖モ 天皇 三后 皇太子ノ各陛下及ヒ皇族方ニ對シ不敬ノ語ヲ用井タリ又ハ政府及ヒ貴族衆議ノ兩議院ニ對シ侮辱スルノ言語ヲ用井タル請願書ハ兩議院ニ於テハ之ヲ受理スルコトヲ得サルナリ

第七十條 各議院ハ司法及行政裁判ニ干預スルノ請願ヲ受クルコトヲ得ス

(註)裁判權ハ 天皇陛下ノ御名ヲ以テ各裁判所ニ於テ之レヲ行フハ已ニ憲法ニ定メラレタル所ナレハ司法及ヒ行政上ノ裁判ニ關スル所ノ請願ハ此

亦

條

兩院ニ於テ受クルコトヲ得サルナリ

第七十一條 各議院ハ各別ニ請願ヲ受ケ互ニ相干預セス

(註)各議院ハ各々別々ニ請願書ヲ受ケ取り互ニ其請願事件ニ關係セサルモノナリ故ニ貴族院ニ請願シタル書面ハ貴族院ノ委員之ヲ審査シ衆議院ニ請願シタル書面ハ衆議院ノ委員之レヲ審査スルナリ

第十四章 議院ト人民及官廳地方議會トノ關係

(註)本章ハ凡テ四條ヲ以テ成立シ各議院カ一般ノ人民ト諸官廳ト各地方ノ議會トニ對スル關係事件ヲ記ス

七十二條 各議院ハ人民ニ向テ告示ヲ發スルコトヲ得ス

(註)各議院ハ一般ノ人民ニ對シテ告示等ヲ發スル様ナ勝手ケ問敷クハ之レヲ爲スコトヲ得サルナリ

(參看)
附第二十八條

第七十三條 各議院ハ審査ノ爲ニ人民ヲ召喚シ及議員ヲ派出スルコトヲ得ス

(註)各議院ハ何レモ國政ヲ議スル大權ハアレ共議案ヲ審査スル爲メニ直接人民ヲ召喚シタリ又ハ議員ヲ各地ニ出張セシムル如キコトハ爲スコトヲ許サルナリ

附第二十一條

第七十四條 各議院ヨリ審査ノ爲ニ政府ニ向テ必要ナル報告又ハ文書ヲ求ムルトキハ政府ハ祕密ニ涉ルモノヲ除ク外其ノ求ニ應スヘシ

(註)各議院ハ政府トハ最モ親密ノ關係アルヲ以テ其議事ヲ審査スル爲メ政府ニ向テ必要ナル報告ヲ受クルコトモ出來ル又議事ノ都合ニヨリテ之レニ必要ナル文書ヲ請求スルコトモ出來ルカ此場合ニ於テハ政府ハ直チニ其求メニ應スヘキモノナレ其事務柄祕密事件ニシテ他ニ洩泄スルコトヲ恐ルモノハ其議院ノ求メニ應セサルモノナリ

第七十五條 各議院ハ國務大臣及政府委員ノ外他ノ官廳及地方議會ニ向テ照會往復スルコトヲ得ス

(註)各議院ハ國務大臣及ヒ政府委員トハ密接ノ關係ナルヲ以テ直接照會往復スルコトヲ得ルト雖モ其他ノ官廳及ヒ地方議會等ハ如何ナルコトアリトモ直接之レニ對シ照會往復スルコトヲ得サルナリ

第十五章 退職及議員資格ノ異議

(註)本章ハ凡テ五條ヨリ成立チ兩議員ノ退職及ヒ議員ノ資格ニ付テノ異議ノ出來タルルニ應用スヘキ要件ヲ記ス

第七十六條 衆議院ノ議員ニシテ貴族院議員ニ任セラレ又ハ法律ニ依リ議員タルコトヲ得サル職務ニ任セラレタルトキハ退職者トス

(註)衆議院ノ議員カ其ノ選舉法ニ依リテ衆議院ノ議員ニ選舉セラレ居ル者

◎附第三十六條
◎附第九條
◎附第十條
◎附第十一條
◎附第十二條

カ事由アリテ重子テ貴族院ノ議員ニ任セラレタルトキハ憲法第三十六條ニ定メラレタル如ク一人ニシテ兩議院ノ議員タルコトハ能ハサルヲ以テ衆議院ノ議員ヲ退職シタルモノトスルナリ又法律ニ依テ議員タルコトヲ得サルノ職務即チ衆議院議員選舉法第九條ニ定メラレタル即チ宮内官、裁判官、會計検査官、收税官及警察官其他官吏ノ職務ニ妨害アル官ニ任セラレタル者又ハ同法第十條第十一條第十二條ノ官職ニ任セラレタルモノハ亦退職者トスルモノナリ

(參看)

第七十七條 衆議院ノ議員ニシテ選舉法ニ記載シ

◎選第十四條
◎第十五條

タル被選ノ資格ヲ失ヒタルトキハ退職者トス

◎第十六條
◎第十七條

(註)衆議院ノ議員ニ選舉セラレタルモノニシテ議員選舉法第三章第四章中ニ規定サレタル各條ニ抵触スル資格トナリタル者ハ議員ノ退職者トスルナリ

第七十八條 衆議院ニ於テ議員ノ資格ニ付異議ヲ

生シタルトキハ特ニ委員ヲ設ケ時日ヲ期シ之ヲ審査セシメ其ノ報告ヲ待テ之ヲ議決スヘシ
(註)衆議院ノ議員ニシテ其資格ニ付異議ノ出來シタルトキハ特別ニ之レニ關スル委員ヲ設ケ日限ヲ極メ其異議ノ事ヲ審査セシメ其委員ノ取調ヘ報告ヲ得タル後チニ於テ之レヲ議決スルモノナリ

第七十九條 裁判所ニ於テ當選訴訟ノ裁判手續ヲ爲シタルモノハ衆議院ニ於テ同一事件ニ付審査スルコトヲ得ス

◎選第二十條
◎第七十八條

(註)裁判所ニ於テ議員當選ノ可決等ニ付訴訟ヲ受理シ其裁判ノ手續キニ着手シタルトキハ其事件ニ付テハ前條ト異ナリ審査スルコトヲ得サルナリ是レ裁判權ハ何人ト雖モ侵スヘカラサルモノナレハナリ

第八十條 議員其ノ資格ヲキコトヲ證明セラレハニ至ルマテハ議院ニ於テ位列及發言ノ權ヲ失ハ

ス但シ自身ノ資格審査ニ關ル會議ニ對シテハ辯明スルコトヲ得ルモ其ノ表決ニ預カルコトヲ得ス

(註) 議員タルモノハ他ノ議員又ハ他ヨリ資格ノ異議ヲ申立ラル、トモ其資格ナキコトヲ證明セラル、迄ハ其議院ニ於テ議員ノ列ニ加ハリ及ヒ發言スルノ權利ヲ失ハス且ツ自己ノ資格審査ノ會議ニ於テ其議決ニ加ハルヲ得ス是レ何人ト雖モ自己ノ不利ニ同意スルモノナキヲ以テナリ乍去設令自己ノ資格審査ノ會議ト雖モ其議員タルノ資格アルコトヲ辨明スルハ自己ノ權利ヲ伸張スルモノナルヲ以テ勝手ナリ

第十六章 請暇辭職及補闕

(註) 本章ハ三條ヲ以テ成リ議員ノ身體ニ就キ故障アリテ議場ニ出席セラレサルノ場合ニ於テハ暇ヲ請フヲ得ルノ手續ヨリシテ辭職及ヒ欠員補足等ノ手續ヲ記ス

(參看) 議第九十九條

第八十一條 各議院ノ議長ハ一週間ニ超エザル議員ノ請暇ヲ許可スルコトヲ得其ノ一週間ヲ超ユルモノハ議院ニ於テ之ヲ許可ス期限ナキモノハ之ヲ許可スルコトヲ得ス

(註) 各議員ヨリ事故アリテ暇ヲ請フモノアルトキハ貴族院ノ議員ニ在テハ其院ノ議長衆議院ノ議員ニ在テハ其院ノ議長ニ於テ一週間ヲ超エサルノ暇ヲ許可スルコトヲ得ルナリ若シ一週間以上ノ暇ヲ請フ議員アルトキハ議院ノ決議ヲ以テ之レヲ許可スルモ若シ其請暇日數ニ期限ナキモノハ之レヲ許可スルコトヲ得サルナリ

議第九十九條

第八十二條 各議院ノ議員ハ正當ノ理由ヲ以テ議長ニ届出スシテ會議又ハ委員會ニ關席スルコトヲ得ス

(註) 貴族衆議兩院ノ議員ハ己ムヲ得サル疾病其他正當ノ事故アルトキハ其

理由ヲ届出テ欠席スヘシ然ラサレハ會議又ハ委員ノ會議ニ闕席スルコトヲ得サルナリ

第八十三條 衆議院ハ議員ノ辭職ヲ許可スルコトヲ得

(註)衆議院ノ議員ニシテ其職ヲ辭セントスルモノアルトキハ其議院ニ於テ之レガ辭職ヲ許可スルコトヲ得是レ衆議院ノ議員ハ勅任ニアラサルヲ以テナル可シ

第八十四條 何等ノ事由ニ拘ラス衆議院議員ニ闕員ヲ生シタルトキハ議長ヨリ内務大臣ニ通牒シ補闕選舉ヲ求ムヘシ

(註)病氣其他如何ナル事柄ヲ論セス事故アリテ衆議院ノ議員ニ闕員ヲ生シタルハ衆議院ノ議長ハ内務大臣ニ其事ヲ通知シ其議員ノ闕ヲ補フ爲メ選舉ノ事ヲ要求スルモノナリ

(參看)
議第七十六條
◎第七十七條
◎第八十三條
◎選第六十七條
◎第六十八條

第十七章 紀律及警察

(註)本章ハ凡テ九條ヨリ成立シ議院ノ紀律ト議院内部外部ニ關スル警察ノ事ヲ記載シ議院ノ秩序ト公共ノ秩序紛擾ヲ避クルカ爲メニ設定シタルモノナリ

第八十五條 各議院開會中其ノ紀律ヲ保持セムカ爲メ内部警察ノ權ハ此ノ法律及各議院ニ於テ定ムル所ノ規則ニ從ヒ議長之ヲ施行ス

(註)各議院ニ於テ議會ヲ開キタル間ハ其議會ノ紀律ヲ保護スル爲メニ其議院ノ内部ニ於テ警察ヲ指揮スルノ權利ハ此法律及ヒ各議院ニ於テ定ムル所ノ別ノ規則ニ從ヒテ議長カ之レヲ施行スル者ナリ

第八十六條 各議院ニ於テ要スル所ノ警察官吏ハ政府之ヲ派出シ議長ノ指揮ヲ受ケシム
(註)貴族衆議ノ兩院ハ實ニ衆人ノ傍聽ヲ許ス所ニシテ或ハ紛雜スルコトナ

議第八十七條
◎第八十八條
◎第八十九條

キニシモアラス故ニ其制止等必要ナル職務ニ充ル警察吏ハ政府ヨリ之レヲ
派出セシメ其警察吏ハ議長ノ命ニヨリテ職務ヲ爲スモノナリ

第八十七條 會議中議員此ノ法律若ハ議事規則ニ
違ヒ其ノ他議場ノ秩序ヲ紊ルトキハ議長ハ之ヲ
警戒シ又ハ制止シ又ハ發言ヲ取消サシム命ニ從
ハサルトキハ議長ハ當日ノ會議ヲ終ルマテ發言
ヲ禁止シ又ハ議場ノ外ニ退去セシムルコトヲ得
(註) 議員ハ會議中發言スルコトハ自由ナリト雖モ其發言カ法律又ハ議事ノ
規則ニ違ヒ其他議場ノ秩序ヲ紛亂シタルモノト認メタルトキハ議長ニ於テ
其議員ヲ戒メ又ハ其發言ヲ止メ又ハ已ニ發言シタルヲ取消サシム而シテ
議長ノ命ニ從ハサル者アルトキハ議長ハ當日ノ會議ヲ終ルマテ言語ヲ發ス
ルノ自由ヲ禁シ又ハ會議ノ場所外ニ退カシムルコトヲ得ルナリ

第八十八條 議場騷擾ニシテ整理シ難キトキハ議

長ハ當日ノ會議ヲ中止シ又ハ之ヲ閉ツルコトヲ
得

(註) 議事ヲ中止スルコトハ容易ナラサレモ或ハ騷擾ニシテ議事ヲ整理スル
ノ困難ナルトキハ先ツ當日ノ會議ヲ中止シ又ハ其會議ヲ閉鎖スルコトヲ得
ルナリ是レ萬已ムヲ得サル次第ナリ

第八十九條 傍聽人議場ノ妨害ヲ爲ス者アルトキ
ハ議長ハ之ヲ退場セシメ必要ナル場合ニ於テハ
之ヲ警察官廳ニ引渡サシムルコトヲ得
傍聽席騷擾ナルトキハ議長ハ總テノ傍聽人ヲ退
場セシムルコトヲ得

(註) 傍聽人ニ於テ議場ニ入り妨害ヲ爲スモノアルトキハ議長ハ議場外ニ退
去セシメ又ハ犯罪等アリテ警察官廳ノ手ニ引渡スヘキ者トスルトキハ之レ
ヲ引渡スヘシ

傍聽席ノ騷擾ニシテ其議會ニ妨害アルコトノ甚シキニ至テハ議長ハ總テノ傍聽人ヲ議場外ニ退去セシムルコトヲ得ルナリ

第九十條 議場ノ秩序ヲ紊ル者アルトキハ國務大臣政府委員及議員ハ議長ノ注意ヲ喚起スルコトヲ得

(註) 議場ノ秩序ハ實ニ最モ貴重スヘキモノナルニヨリ若シ秩序ヲ紊ルモノアルモ議長ノ之ヲ知ラサルカ且ツ知ルモ之ヲ制セサルハ國務大臣政府委員及議員ヨリシテ議長ニ注意ヲ促シ其秩序ヲ紊亂スルコトヲ告ケ知ラスコトヲ得ヘキモノナリ

第九十一條 各議院ニ於テ皇室ニ對シ不敬ノ言語論說ヲ爲スユトヲ得ス

(註) 貴族衆議兩院ノ議員ハ最モ大切ナル國事ヲ議スルノ重職ナレハ凡テ吾カ身ヲ謹慎セサルヘカテサルハ勿論最モ尊崇スヘキ皇室ニ對シ不敬ノ言語

ヲ發シタリ又ハ不敬ノ論說ヲ爲スヲ得サルナリ

第九十二條 各議院ニ於テ無禮ノ語ヲ用ヅルコトヲ得ス及他人ノ身上ニ涉リ言論スルコトヲ得ス

(註) 凡ソ人タルモノハ禮ヲ失スルハ道理ノ許サ、ル所ナルヲ以テ議院ニ於テ無禮ノ言語ヲ用ユルコトヲ得サルハ勿論別シテ他人ノ一身上ニ付會議スヘキ所ニアラサレハ決シテ他人ノ身上ニ涉リ言語ヲ發シ討論スルコトヲ得サルナリ

第九十三條 議院又ハ委員會ニ於テ誹毀侮辱ヲ被

リタル議員ハ之ヲ議院ニ訴ヘテ處分ヲ求ムヘシ私ニ相報復スルコトヲ得ス

(註) 議院又ハ委員會ニ於テ誹毀侮辱セラレタル議員ハ議院ニ之ヲ訴ヘテ議院ノ處分ヲ求ムヘシ決シテ復讐主義ヲ以テ言語ヲ以テ之レニ報復スルヲ得サルモノナリ

第十八章 懲罰

第九十四條 各議院ハ其ノ議員ニ對シ懲罰ノ權ヲ有ス
(註) 本章ハ六條ヨリ成立シ各議員ノ過失ヲ譴責懲罪スルヲ記ス

第九十五條 各議院ニ於テ懲罰事犯ヲ審査スル爲ニ懲罰委員ヲ設ク
懲罰事犯アルトキハ議長ハ先ツ之ヲ委員ニ付シ
審査セシメ議院ノ議ヲ經テ之ヲ宣告ス
各委員會又ハ各部ニ於テ懲罰事犯アルトキハ委員長又ハ部長ハ之ヲ議長ニ報告シ處分ヲ求ムヘシ
(註) 各議院ニ於テ懲罰セラルヘキ事ヲ犯シタル議員アルトキハ之レヲ審査

(參看)

第九十九條

第九十六條 懲罰ハ左ノ如シ

- 一 公開シタル議場ニ於テ譴責ス
 - 二 公開シタル議場ニ於テ適當ノ謝辭ヲ表セシム
 - 三 一定ノ時間出席ヲ停止ス
 - 四 除名
- 衆議院ニ於テ除名ハ出席議員三分ノ二以上ノ多

セサルヘカラス故ニ之レヲ審査スル爲メニ懲罰委員ヲ設クルモノナリ

懲罰ノ事ヲ犯シタル議員アルトキハ議長ハ先ツ之ヲ懲罰委員ニ付シ審査セシメタル上議院ノ會議ヲ經タル後子之ヲ宣告スルモノナリ

各委員會ニ於テ懲罰ノ事ヲ犯シタルモノハ委員長、各部ニ於テ懲罰ノ事ヲ犯シタルモノハ部長ニ於テ之レヲ議長ニ報告シ其懲罰ノ處分ヲ求ムヘキモノナリ

數ヲ以テ之ヲ決スヘシ

(註) 懲罰ハ左ノ四箇ナリ

- 一 傍聴ヲ許シ開會シタル議場ニ於テ其事犯ヲ譴責スルコト
- 二 傍聴ヲ許シ開會シタル議場ニ於テ其事犯ニ付正當ナル謝辭ヲ述ヘシムルコト
- 三 定マリタル時間議會ノ席ニ出ツルコトヲ停止スルコト
- 四 議員ノ名義ヲ除却スルコト

衆議院ニ於テハ其議員ノ名ヲ除却スルニハ當日出席スル所ノ議員ノ三分ノ二以上ノ多數ヲ以テ議決シタル時ニアラサレハ此事ヲ施行スルコトヲ得サルナリ

(參看)
◎選第六十六條

第九十七條 衆議院ハ除名ノ議員再選ニ當ル者ヲ拒ムコトヲ得ス

(註) 衆議院ニ於テ一度除名シタル議員ニテモ再ヒ人民ニ選舉セラレ當選シ

北

憲法

タル并ハ其者ノ議員タルコトヲ議院ニ於テ拒ムコトヲ得サルナリ

第九十八條 議員ハ二十人以上ノ贊成ヲ以テ懲罰ノ動議ヲ爲スコトヲ得

懲罰ノ動議ハ事犯アリシ後三日以内ニ之ヲ爲スヘシ

(註) 議員中ノ一人ニシテ懲罰セラルヘキ事件ヲ犯シタルトキハ他ノ議員ニ於テ二十人以上ノ贊成者アルトキハ懲罰ヲ爲スノ動議ヲ爲スコトヲ得ルナリ

然レモ懲罰ノ動議ヲ爲サントスルトキハ其事ヲ犯シタル日ヨリ三日内ニ之レヲ爲スヘシ

議第二條
◎第八十二條
◎第八十一條
◎第八十條

第九十九條 議員正當ノ理由ナクシテ勅諭ニ指定シタル期日後一週間内ニ召集ニ應セサルニ由リ又ハ正當ノ理由ナクシテ會議又ハ委員會ニ出席

スルニ由リ若ハ請暇ノ期限ヲ過キタルニ由リ議長ヨリ特ニ招狀ヲ發シ其ノ招狀ヲ受ケタル後一週間内ニ仍故ナク出席セサル者ハ貴族院ニ於テハ其ノ出席ヲ停止シ上奏シテ勅裁ヲ請フヘク衆議院ニ於テハ之ヲ除名スヘシ

(註) 議員タルモノハ勅諭ヲ以テ指定シタル期日ニ會合スヘキハ勿論ノ事ナレバ實ニ數百里ノ外ニアルモノアルヲ以テ本條ニ於テ一週間ノ猶豫期日ヲ與ヘタルモノ、如シト雖モ決シテ之レヲ與ヘタルニアラス只タ一週間内ヲ不問ニ付シタルニ過キサルナリ故ニ議長ハ左ノ議員ニハ特ニ招狀ヲ發スルモノナリ

一 議員正當ノ理由ナクシテ指定ノ期日後七日内ニ其議院ニ會同セサルモノ

二 正當ノ理由ナクシテ會議及ヒ委員會ニ闕席シタルモノ

三 暇ヲ請ビタルモノニシテ其期限ノ過キタルモノ

以上三箇中ノ一ツアルモノニハ議長ヨリ招狀ヲ發シ尙ホ其招狀ヲ受ケタル後七日内ニ故ナク出席セサルモノハ貴族院ニ在テハ其出席ヲ停止シ 天皇陛下ニ上奏シテ勅裁ヲ請フモノナリ是レ皇族及ヒ有爵者及ヒ勅任セラレタル議員ナルヲ以テナリ然レモ衆議院ハ人民中ヨリ選舉シタルモノナルニ付上奏ヲ爲スモ勅裁ヲ仰カスシテ直ニ之ヲ除名スルモノナリ

參看終

各國參照大日本帝國議院法義解終

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ衆議院議員選舉法及附録ヲ裁可シ之ヲ公布セシメ併セテ帝國議會ヲ召集スルノ年ヨリ本法ニ依リ選舉ヲ施行セシムヘキコトヲ命ス

御名御璽

內閣總理大臣 伯爵 黑田清隆
 樞密院議長 伯爵 伊藤博文
 外務大臣 伯爵 大隈重信
 海軍大臣 伯爵 西鄉從道
 農商務大臣 伯爵 井上馨
 司法大臣 伯爵 山田顯義

大藏大臣兼 伯爵松方正義
 內務大臣 伯爵大山 巖
 陸軍大臣 伯爵大山 巖
 文部大臣 子爵森 有禮
 遞信大臣 子爵榎本武揚

參看

各國 大日本帝國衆議院議員選舉法義解

樋山 廣 業 校 閱
 小西 巖 次 郎 義 解

衆議院議員選舉法

第一章 選舉區畫

(註) 本章ハ凡テ五條ヨリ成立シ專ラ衆議院ノ議員ヲ選舉スルノ手續
 及ヒ規律ヲ記ス

第一條 衆議院ノ議員ハ各府縣ノ選舉區ニ於テ之
 ナ選舉セシム其ノ選舉區及各選舉區ニ於テ選舉
 スヘキ定員ハ此ノ法律ノ附録ヲ以テ之ヲ定ム

(註) 衆議院ノ議員ヲ選舉スルニハ各府縣ニ於テ其區畫ヲ定メタル區域内ニ

於テ之レヲ選舉スルモノナリ其選舉區畫並ニ各其選舉區ニ於テ選出スヘキ議員ノ數ハ此法律ノ附録トシテ別ニ定メテレタルニ依リ就テ見ルヘシ
(參照) 歐洲中伊太利ニ於テモ亦同一ニシテ選舉區ヨリ之レヲ出セリ

第二條 府縣知事ハ其ノ府縣ノ選舉區ノ選舉ヲ監督ス

一 選舉區ノ選舉ハ郡長又ハ市長其ノ選舉長トナリ之ヲ管理ス

(註) 各府縣ノ知事ハ各其府縣下ノ選舉區域内ニ於テ議員ヲ選舉スル事ヲ監督スルモノナリ

一 選舉ヲ爲スニ就テモ之レカ長トナリ之レカ管理ヲ爲スモノナカルヘカラス故ニ郡長又ハ市長ハ其選舉區ノ選舉ニ付選舉長トナリ其選舉ノ事ヲ管理スルモノナリ

第三條 一 選舉區ニシテ數郡市ニ涉ルトキハ府縣

憲法

知事ハ其ノ郡長又ハ市長ノ一人ヲ命シ選舉長トナシムヘシ

(註) 一 選舉區内ニシテ數郡内又ハ數市内ニ跨ルトキハ其選舉ヲ監督スル所ノ府知事縣知事ハ其郡長又ハ其市長ノ一人ニ選舉長タルコトヲ命スルモノナリ

第四條 一 市ノ域内ニ於テ數選舉區アルトキハ府

縣知事ハ區長ヲシテ其ノ選舉長トナシムヘシ

(註) 例ヘハ東京大阪ノ如ク一市ノ區域内ニ選舉區ノ數多アルハ府縣知事ハ其中ノ區長ヲシテ選舉長タルヲ命スヘシ

第五條 選舉ニ關ル費用ハ地方稅ヲ以テ支辨スヘシ

(註) 前條ニ已ニ規定セラレタル如ク各府縣ヲ區畫シ議員ヲ選舉スルヲ以テ其選舉ノ費用ヲ地方稅ヨリ支辨スルハ至當ノ事ナリ

(參看)
選第百六條

第二章 選舉人ノ資格

(註) 本章ハ二條ヲ以テ成立シ專ラ議員ヲ選舉スルヲ得ヘキ人達ノ身分ヲ規定ス

(參看)

選第七條

◎第十八條

◎第八十九條

◎第一百條

第六條

選舉人ハ左ノ資格ヲ備フルコトヲ要ス

第一 日本臣民ノ男子ニシテ年齢滿二十五歲以上ノ者

第二 選舉人名簿調製ノ期日ヨリ前滿一年以上其ノ府縣内ニ於テ本籍ヲ定メ住居シ仍引續キ住居スル者

第三 選舉人名簿調製ノ期日ヨリ前滿一年以上其ノ府縣内ニ於テ直接國稅十五圓以上ヲ納メ仍引續キ納ムル者
但シ所得稅ニ付テハ人名簿調製ノ期日ヨリ前

滿三年以上之ヲ納メ仍引續キ納ムル者ニ限ル

(註) 議員ヲ選舉スルコトヲ得ルモノハ左ノ資格ヲ具備スルモノニ限ルナリ

第一 日本帝國ノ臣民中男子ニシテ年齢滿二十五歲以上ノモノ

第二 議員ヲ選舉シ得ヘキモノ、人名簿ヲ調製セラレタルノ日限ヨリ以前ニ於テ滿一年間以上其府縣内ニ本籍ヲ定メテ住居ヲ爲シ仍ホ將來引續キ住居スル者

第三 前同上ノ日限ヨリ以前ニ於テ滿一年間以上其府縣内ニ於テ地面ノ租稅及ヒ所得稅等ノ如キ政府ヘ對シテ直接ノ國稅十五圓以上ヲ納メ仍ホ引續キ納ムルモノ

但シ其所得稅ニ付テハ人名簿調製ノ期日ヨリ以前滿三年間以上之ヲ納メ仍ホ引續キ納ムルモノニ限ルナリ

(參照) 現歐洲各國中西班牙ハ滿二十五歲ノ男ニシテ土地ヲ有スルモノハ之ヲ許シ瑞士ハ滿二十歲ニシテ本住ノ邦地ノ法律ニ因リ劍奪セサルモノハ投

票權アリトシテ抹、伊太利ハ民權アリテ滿三十歳ニ至レハ選舉權ヲ有ス
 第七條 家督ニ由リ財產ヲ相續シタル者ハ其ノ財產ニ付前財產主ノ納稅額ヲ以テ其ノ納稅資格ニ算入ス
 (註)家督相續ニ依リ財產ヲ相續シタルモノハ其前ノ財產所持主ノ納稅額ヲ以テ其納稅シタルノ資格ニ算入ス

第三章 被選人ノ資格

(註)此章ハ凡テ六條ヲ以テ成立ス而シテ專ラ衆議院ノ議員ニ選舉セラル、人々ノ資格ヲ規定セラル、ナリ

(參看)
 第八條 被選人タルコトヲ得ル者ハ日本臣民ノ男子滿三十歳以上ニシテ選舉人名簿調製ノ期日ヨリ前滿一年以上其ノ選舉府縣内ニ於テ直接國稅十五圓以上ヲ納メ仍引續キ納ムル者タルヘシ
 ◎第一百十條

但シ所得稅ニ付テハ人名簿調製ノ期日ヨリ前滿三年以上之ヲ納メ仍引續キ納ムル者ニ限ル

(註)本條ハ前六條ニモ述ヘタル如ク選舉人ノ資格ト大差アルニアラス只タ其年齡ノ異ナルト其府縣内ニ住居シ居ラサルモ可ナルノ差アルノミ茲ハ衆人ノ希望ニ依リテ議院ニ立チ日本國ノ政治ヲ討議スルノ重任ヲ負フモノナルニヨリ選舉人ヨリハ一段年齡ヲ増シテ從來ノ經驗アル者ヲ舉クル意ナリ又其府縣内ニ住居セストモ之ヲ舉クルハ若シ寒村僻地ニシテ議員ト爲ル可キ人物一人モナカリセハ甚タ不都合ナルヲ以テ斯クハ定メラレタルモノナラン

(參照)現歐洲中荷蘭ノ如キハ其國民ニシテ滿三十歳トナリタル公民權ヲ有スルモノハ被選人タリトス

第九條 宮内官裁判官會計検査官收稅官及警察官ハ被選人タルコトヲ得ズ

選第一條
 ◎第八條

(参考)

選第一條
◎第八條

選第一條
◎第八條

選第一條
◎第八條

◎憲第三十
六條
◎府縣會規
則

前項ノ外ノ官吏ハ其ノ職務ニ妨ケサル限ハ議員
ト相兼ヌルコトヲ得

第十條 府縣及郡ノ官吏ハ其ノ管轄區域内ニ於テ
被選人タルコトヲ得ス

第十一條 選舉ノ管理ニ關係スル市町村ノ吏員ハ
其ノ選舉區ニ於テ選舉人タルコトヲ得ス

第十二條 神官及諸宗ノ僧侶又ハ教師ハ被選人タ
ルコトヲ得ス

(註) 以上四條ハ被選人トナルコトヲ得サルモノヲ列記シタルモノニシテ敢
テ詳述ヲ要セサルナリ

第十三條 府縣會ノ議員ニシテ衆議院ノ議員ニ選
舉セラレ當選ヲ承諾シタルトキハ其ノ前職ヲ辭
スヘキモノトス

(註) 衆議院ノ議員ニ選舉セラレタルモノニシテ若シ府縣會ノ議員ナルトキ
ハ其選舉ノ當選ヲ承諾シタルトキヨリ直チニ府縣會ノ議員ヲ辭職スヘキモ
ノナリ

第四章 選舉人及被選人ニ通スル規定

(註) 此章ハ凡テ四條ヲ以テ成立シ選舉人ト被選人トニ通用スルノ
規則ヲ掲ク

第十四條 左ノ項ノ一ニ觸ル者ハ選舉人及被選
人タルコトヲ得ス

- 一 瘋癲白癡ノ者
- 二 身代限ノ處分ヲ受ケ負債ノ義務ヲ免レサル者
- 三 公權ヲ剝奪セラレタル者又ハ停止中ノ者
- 四 禁錮ノ刑ニ處セラレ滿期ノ後又ハ赦免ノ後

選第六條
◎第八條
◎明治五年
六月第百八
十七号布告
身代限規則
◎刑法第三
十一條
◎第三十三
條
◎第六十三
條
◎第六十四
條

(參看)
◎刑法第六十五條
◎明治十七年一月第一號布告賭博犯所分規則選罷百條

- 五 滿三年ヲ經サル者
舊法ニ依リ一年以上ノ懲役若ハ國事犯禁獄ノ刑ニ處セラレ滿期ノ後又ハ赦免ノ後滿三年ヲ經サル者
 - 六 賭博犯ニ由リ處刑ヲ受ケ滿期ノ後又ハ赦免ノ後滿三年ヲ經サル者
 - 七 選舉ニ關ル犯罪ニ由リ選舉權及被選權ノ停止中ノ者
- (註) 左記ノ七項中ノ一ヶ條タリトモ之レニ觸ル者ハ選舉人被選舉人トナルヲ得サルナリ
- 一 一時精神錯亂シテ事理ヲ辯スル能ハサル瘋癲病者又ハ性來白癡ノ者
 - 二 裁判所ニ於テ身代限ノ處分ヲ受ケ未タ其借金ヲ拂ヒ盡サ、ルモノ
 - 三 刑法第三十一條ニ規定セラレタル公權ヲ剝奪セラレ又ハ停止中ノ者

憲法

- 四 重禁錮ノ刑ニ處セラレ滿期又ハ大赦特赦ニ依テ放免セラレタル後ナルモ未タ滿三ヶ年ヲ經過セサル者
 - 五 舊法即チ新律綱例改定律例等ニ依リテ一年以上ノ懲役若クハ國事犯ニテ禁獄ノ刑ニ處セラレ滿期トナリ又ハ大赦特赦ニ依リテ放免セラレシ後未タ滿三ヶ年ヲ經サル者
 - 六 賭博犯ニ由リ處刑ヲ受ケ刑期滿チテ出獄ノ後前同標滿三ヶ年ヲ經サル者
 - 七 議員選舉ニ關スル犯罪ニ由リ其選舉被選ノ權利ヲ停止セラレ居ル者
- 第十五條 陸海軍軍人ハ現役中選舉權ヲ行フコトヲ得ス及被選人タルコトヲ得ス其ノ休職停職ニ在ル者亦同シ
- (註) 陸海軍々人ニシテ現役中ノ者或ハ休職停職ニアルモノモ選舉ノ權ヲ行フヲ得ス又被選人タルコトヲ得サルナリ何トナレハ陸海軍々人ハ元來

(參看)

◎貴第三條
◎第四條

第十六條 華族ノ當主ハ衆議院議員ノ選舉人及被選舉人タルコトヲ得ス

(註)華族ノ當主ハ貴族院ニ於テ議員トナリ又ハ議員ノ選舉人被選人タル資格ヲ有シ居ルヲ以テ衆議院議員ノ選舉人被選人タルヲ得サルナリ

◎治罪法第百二十七條
◎第百二十八條
◎第二百十條以下

第十七條 刑事ノ訴ヲ受ケ拘留又ハ保釋中ニ在ル者ハ其ノ裁判確定ニ至ルマテ選舉權ヲ行フコトヲ得ス及被選人タルコトヲ得ス

(註)刑事ノ訴訟ニ付拘留セラレ又ハ保釋セラレタルモノハ其裁判ノ確定スルニ至ル迄選舉權ヲ行ヒ又被選人タルヲ得サルナリ

第五章 選舉人名簿

(註)此章ハ凡テ十二條ヨリ成立シ議員選舉人ノ名簿ヲ調製スルニ付テノ規則ヲ載ス

選第六條
◎第八條
◎第八十九條

第十八條 選舉長ハ毎年四月一日ヲ期トシ各町村長ヲシテ一ノ投票區域内ニ於テ選舉資格ヲ有スル者ヲ調査シ人名簿二本ヲ調製シ同月二十日マテニ其ノ一本ヲ差出サシムヘシ

選舉人名簿ハ選舉人ノ姓名官位職業身分住所生年月納ムル所ノ直接國稅ノ總額竝ニ納稅地ヲ記載スヘシ

(註)各町村長ハ選舉長ノ命ニ依リ毎年四月一日ヲ期限ト定メ一ノ投票區域内ニ選舉權即チ本法第六條ニ定ムル資格ヲ有スル者ヲ取調ヘ人名簿二冊ヲ作り選舉長ニ差出シ其一冊ヲ同月二十日マテニ選舉長ハ府縣知事ニ差出スヘキモノナリ

記載スヘシ

(参照) 歐洲中西班牙ハ人名表ハ永存ナリ

(参考)
選第十八條
◎市制第一條

第十九條

市ニ於テハ左ノ方法ニ依リ選舉人名簿ヲ調製スヘシ

第一 一市又ハ市内ノ一區ヲ以テ一選舉區ト爲シタル場合ニ於テハ選舉長其ノ人名簿ヲ調製スヘシ

第二 市内ニアル數區ヲ合シテ一選舉區ト爲シタル場合ニ於テハ各區長ヲシテ其ノ區内ノ人名簿ヲ調製シ選舉長ニ差出サシムヘシ

第三 郡市ヲ合シテ一選舉區ト爲シタル場合ニ於テ郡長其ノ選舉長トナリタルトキハ市長ヲシテ其ノ人名簿ヲ調製シ之ヲ差出サ

シムヘシ

第四 第三ノ場合ニ於テ市長其ノ選舉長トナリタルトキハ市長其ノ市内ノ人名簿ヲ調製スヘシ

(註) 本條ハ市ニ於テ選舉人名簿ヲ作ルノ方法ヲ定メタルモノニシテ其方法ハ即チ左ノ如シ

- 第一 一市又ハ市内ノ一區ヲ以テ一ノ選舉區ト定メアル場合ハ選舉長ハ市長又ハ區長ナルヲ以テ自ラ其市内又ハ區内ノ人名簿ヲ作ルナリ
- 第二 市内ニアル數區ヲ合シテ一ノ選舉區ト定メタル場合ハ其人籍ヲ管理スル各區長ニ於テ區内ノ人名簿ヲ作り之レヲ選舉長タル市長ニ出スヘキモノナリ
- 第三 市ト郡ト合セテ一ノ選舉區ト定メアルトキニシテ郡長選舉長トナリタルトキハ市長ハ市内ノ人名簿ヲ作り之ヲ其ノ選舉長ニ差出スモノ

ナリ

第四 以上第三ノ場合ニ於テ市長選舉長トナリタルトキハ尙ホ其市内ニ就テハ市長人名簿ヲ作ルモノナリ

(參看)

選第二十一條

選第二十二條

第二十條 選舉人其ノ住居スル投票區域ノ外ニ於テ直接國稅ヲ納ムルトキハ納稅地ノ町村長又ハ市長若ハ區長ノ證狀ヲ得テ選舉人名簿調製ノ期日マテニ其ノ投票ヲ管理スル町村長又ハ市長若ハ區長ニ差出スヘシ

(註) 選舉人ノ資格ヲ有スルモノニシテ其人ノ住居スル投票區域外例ヘハ大阪府下東區ニ住居スルモノニシテ住吉郡ニ於テ直接國稅ヲ納ムルトキハ其住吉郡ノ町村長又ハ市内ナルトキハ其市長ノ證明スル書面ヲ得テ人名簿ヲ作ルヘキ期日即チ毎年四月一日マテニ其投票ヲ管理スル町村長又ハ市長若シクハ區長ニ差出スヘシ

選第二十條
選第二十二條

第二十一條 選舉長ハ各町村長又ハ市長若ハ區長

ヨリ差出シタル選舉人名簿ヲ合シ一選舉區ヲ以テ一冊トシ選舉管理ノ郡役所又ハ市役所若ハ區役所ニ備置キ其ノ副本ヲ府縣知事ニ送致スヘシ
(註) 選舉長ハ前第十八條第十九條ニ規定シタル選舉人名簿ヲ作ルヘキモノヨリ出シタル人名簿ヲ合シ一選舉區ヲ一冊トシ其選舉ヲ管理スヘキ所ノ役所即チ郡役所ナルトキハ郡役所、市役所ナルトキハ市役所、區役所ナルトキハ區役所ニ備置キ其副本ヲ毎年四月二十日マテニ府縣知事ニ選舉長ヨリ差出スヘシ

選第二十一條

第二十二條 選舉長ハ毎年五月五日ヨリ十五日間一選舉區選舉人名簿ノ寫ヲ其ノ選舉管理ノ郡役所又ハ市役所若ハ區役所ニ於テ縦覽セシムヘシ
(註) 選舉長ハ毎年五月五日ヨリ同月廿日マテノ十五日間内ニ選舉人名簿ノ

(參看)

選第二十四條

選第二十五條

寫チ作り其寫チ以テ選舉ヲ管理スル郡役所又ハ市役所若シクハ區役所ニ於テ衆人ノ縱覽ヲ許スヘシ人名誤脱又ハ誤載アラサルヲ示ス爲メナリ

第二十三條 凡テ選舉資格アル者選舉人名簿ニ於テ人名ノ脱漏又ハ誤載アルコトヲ發見シタルトキハ其理由書及證據ヲ具ヘテ縱覽期限内ニ選舉長ニ申立テ其ノ改正ヲ求ムルコトヲ得

縱覽期限ヲ經過シタル後前項ノ申立ヲ爲スモ其ノ効ナシ

(註) 前條ノ如ク縱覽ヲ許シタル後チ選舉權チ有スルモノニシテ人名ノ脱漏又ハ誤載アルコトヲ發見シタルトキハ自己ノ權利ヲ伸張スル爲メ其理由ヲ記載シタル書面ニ證據トナルヘキモノヲ添ヘ其縱覽ノ期限内ニ選舉長ニ申立テ其ノ改正ヲ求ムルコトヲ得ルナリ既ニシテ縱覽ノ期限ヲ過キ脱漏又ハ誤載ノ申立ヲ爲シ改正ヲ求ムルモ選舉長ハ之レヲ取上ケサルナリ

士

百四十五

選第二十三條

選第二十六條

第二十四條 選舉長ニ於テ脱漏ノ申立ヲ受ケタルキハ其ノ理由及證據ヲ審査シ申立ヲ受ケタル日ヨリ廿日以内ニ之ヲ判定スヘシ若其ノ申立ヲ以テ正當ナリト判定シタルトキハ直ニ其ノ人名ヲ記載シ其ノ由ヲ當人所在地ノ町村長又ハ市長若ハ區長ニ通知シ併セテ選舉區内ニ告示スヘシ

(註) 選舉長ニ於テ前條ノ申立ヲ受ケタルトキハ其脱漏セシヤ又ハ誤載シタルモノナルヤヲ調査シ其申立ヲ受理シタル日ヨリ二十日以内ニ之レヲ判定シ若シ其申立正當ナルトキハ即時ニ其人名ヲ記載シ其理由ヲ當人ノ住居スル地ノ町村長市長又ハ區長ニ通知シ同時ニ其事ヲ選舉區内ニ告示スヘキモノナリ

選第二十三條

選第二十六條

第二十五條 選舉長ニ於テ誤載ノ申立ヲ受ケタルトキハ其ノ理由及證據ヲ審査シ必要ナル場合ニ

於テハ申立人又ハ被告人ヲ召喚審問シ申立ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ之ヲ判定スヘシ若誤載ナリト判定シタルトキハ直ニ之ヲ削除シ其ノ由ヲ被告人所在地ノ町村長又ハ市長若ハ區長ニ通知シ併セテ選舉區内ニ告示スヘシ

(註) 選舉長ニ於テ選舉ノ資格ナキモノヲ選舉人名簿ニ誤載シタルノ申立ヲ受ケタルトキハ其理由ヲ記載シタル書面ト其證據ヲ取調ヘ仍ホ審査上必要ノ事アルトキハ其誤載ナルコトヲ申立タル人又ハ誤載ナルコトヲ申立ラレタル人ヲ其選舉ヲ管理スル郡役所市役所若シクハ區役所ニ呼出シ取調ヲ爲スモノナリ而シテ其判決ハ其申立ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ爲スモノナリ若シ其判定ニ誤載ナリトシタルトキハ直チニ其人名ヲ削除シ其ノ由ヲ申立ラレタル人ノ住居スル町長村長又ハ市長若シクハ區長ニ通知シ併セテ其誤載ナリシコトヲ其選舉區内ニ告示スルモノナリ

(參看)

選第二十四條

選第二十五條

第二十六條 申立人又ハ被告人ニ於テ選舉長ノ判定ニ服セサルトキハ選舉長ヲ被告トシ判定ノ日ヨリ七日以内ニ始審裁判所ニ出訴スルコトヲ得

(註) 選舉長ニ誤載ナルコトヲ申立タル人及ヒ其事ヲ申立ラレタル人ニシテ選舉長ノ判定ニ服從セサルトキハ選舉長ヲ被告トシテ始審裁判所ニ出訴スルコトヲ得ルナリ然レトモ其出訴ヲ爲スニハ七日以内ニ之レヲ爲スヘシ其日限ヲ過キタルトキハ出訴スルヲ得サルナリ

選第二十七條

第二十七條 始審裁判所ニ於テ前條ノ訴訟ヲ受取リタルトキハ他ノ訴訟ノ順序ニ拘ラス速ニ其ノ裁判ヲ爲スヘシ

(註) 始審裁判所ニ於テ前條ニ記載シタル訴訟ヲ受理シタルトキハ他ニ前ニ受理シタル訴訟アリト雖モ其順番ニ拘ハラス急速ニ其裁判ヲナスヘシ是レ議員ナルモノハ獨リ自己ノ利益ノミナラス公衆ノ利益ニ關スルヲ以テ斯ク

(参考)

選第二十八條

◎明治十年二月第九号
控訴上告手續

其裁判ヲ差急クモノナリ

第二十八條 前條ニ於ケル始審裁判所ノ裁判ハ控訴スルコトヲ許サス但シ大審院ニ上告スルコトヲ得

(註) 前條ニ詳述シタル始審裁判所ノ裁判ハ一ノ判定ニ對シ出訴ヲ受ケタルモノナレハ控訴裁判ノ効力ヲ有スルヲ以テ其裁判ニ不服アリトモ控訴院ニ向テ控訴ヲ爲スヲ許サス是レ覆審ヲ再度マテ爲スヘキモノニアラサル所以ナリ然レトモ大審院ニ向テ上告ヲ爲スコトヲ得ルモノナリ

選第十八條

第二十九條 選舉人名簿ハ六月十五日ヲ以テ確定期限トシ次年ノ調製ノ日マテ之ヲ据置クヘシ但シ裁判言渡書ニ依リ改正スヘキモノハ選舉長ニ於テ其ノ言渡書ヲ受取リタル時ヨリ二十四時内ニ之ヲ改正シ其ノ由ヲ申立人又ハ被告人所在地

ノ町村長又ハ市長若ハ區長ニ通知シ併セテ選舉區内ニ告示スヘシ

(註) 本條ハ選舉人名簿ノ確定ノ期限ヲ定メラレタルモノニシテ其期限ハ六月十五日ナリ而シテ其人名簿ノ確定シタル上ハ其名簿ヲ次キノ年ノ之ヲ調製スル日マテ其儘ニ据置クヘシ然レハ前條ニモ詳述シタル如ク裁判所ノ言渡ニ依テ改正ヲ要スヘキモノハ其裁判ニ於テ被告タル選舉長ニ言渡書ヲ受取リタル日ヨリ廿四時間内ニ選舉長ニ於テ改正シ其理由ヲ通知シ及ヒ告示スル手續ハ第二十四條第二十五條ト異ナルコトナシ

第六章 選舉ノ期日及投票所

(註) 本章ハ四條ヨリ成立シ議員選舉ノ日限ト其投票ヲ差出ス可キ場所ヲ規定シタルモノナリ

第三十條 選舉ノ投票ハ通常七月一日ニ之ヲ行フ但シ衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ勅令ヲ以

◎憲第四十四條
◎議第三十四條

◎衆議院議員選舉法 第六章 選舉ノ期日及投票所

(參看)
◎議第八十
一條

テ臨時選舉ノ期日ヲ定メ少クトモ三十日以前ニ
公布スヘシ

(註)本條ハ選舉ノ期日ヲ定メタルモノニシテ通常ハ七月一日ニ於テ之レヲ
行フモノナリ然レモ衆議院ニ於テ會議中國ノ安寧ヲ妨害シ又ハ法律規則等
ヲ犯スノ故ヲ以テ衆議院ニ解散ヲ命セラレタルトキハ勅令ニ依リ臨時選舉
會ヲ開クコトアリ而シテ其期日ハ少クトモ開會ノ當日ヨリ三十日以前ニ於
テ之レヲ公布セラル、モノナリ

選第百六條
◎第百七條

第三十一條 投票所ハ町村役場又ハ町村長ノ指定
シタル場所ニ於テ之ヲ設ケ町村長之ヲ管理ス

(註)投票ヲ提出スヘキ役所ハ町村ノ役場又ハ其事ヲ管理スル町村長ノ豫メ
指定シタル場所ニ之ヲ設ケテ町村長カ之ヲ管理スルモノナリ

第三十二條 一町村ニ於テ選舉人少數ニシテ一ノ
投票所ヲ設クルニ足ラサルトキハ數町村ヲ合併

スルコトヲ得

此ノ場合ニ於テハ郡長ハ府縣知事ノ認可ヲ經テ
合併ノ町村及投票所並ニ投票所管理ノ町村長ヲ
指定スヘシ

(註)一町村中ニ選舉人ノ少數ナルニモ拘ハラス其町村内ニ一ヶ所ノ投票所
ヲ設クルハ實ニ無用ニ人ト時トヲ費スノ道理ナルヲ以テ此場合ニ於テハ數
町村ヲ合併シテ投票所ヲ設クルコトヲ得ルナリ

此ノ場合ニ於テ數町村ノ役場アリ數町村長アルヲ以テ其何レノ役場ヲ以テ
投票所トナシ何レノ町村長ヲ投票所管理者トナスカヲ定メサルヘカラス故
ニ郡長ハ府知事縣知事ノ認可ヲ得タル後投票役所及ヒ投票所管理ノ町村長
ヲ指定スルモノナリ

選第百七條
◎第百二條

第三十三條 町村長ハ其管理スル投票區域内ニ於
ケル選舉人中ヨリ立會人二名以上五名以下ヲ定

◎衆議院議員選舉法 第六章 選舉ノ期日及投票所

メ遅クトモ選舉ノ期日ヨリ三日以前ニ之ヲ本人ニ通知シ選舉ノ當日投票所ニ參會セシムヘシ立會人ハ正當ノ事故ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

(註)投票ノ事ヲ管理スヘキ町村長ハ其管理スル區域内ニ在ル選舉權ヲ有スル人ノ中ヨリ投票ニ曖昧ノコトナキヲ證スル爲メ立會人トシテ二人以上五人以下ノ人ヲ定メ遅クトモ選舉ノ日限ヨリ三日以前ニ立會人ト定メタル人ニ通知ヲ爲シ選舉ノ當日投票所ニ立會ヲサシムルモノナリ立會人トシテ町村長ヨリ參會ノ通知ヲ受ケタルモノハ疾病其他正當ノ事故アルニアラサレハ其立會ノ職ヲ辭スルコトヲ得サルモノナリ

第七章 投票

(註)本章ハ凡テ十二條ニテ投票スヘキ時間ト其投票ヲ管守スルノ方法及ヒ投票ノ方法ト其投票ヲ選舉長ニ送致スルノ方法ヲ定メタルモ

(參看)

選第三十條

第三十四條 投票ハ午前七時ニ始メ午後六時ニ終ル

ノナリ

(註)投票ノ事ニ付キ其制限ヲ定メ置カサルトキハ何レノ時間ナルヲ問ハス之ヲ差出スヲ得ルモノニシテ實ニ紛雜ナルヲ以テ本條ニ始終ヲ定メタルモノナリ

選第三十三條

第三十五條 投票函ハ二重ノ蓋ヲ造リ二種ノ鑰ヲ設ケ其ノ一ハ町村長之ヲ管守シ其ノ一ハ立會人之ヲ管守スヘシ

(註)議員ノ投票ハ社會公衆ノ爲メニ利害得失ニ關係スルモノナルヲ以テ或ハ他人ノ疑ヒヲ醸スモ難計故ニ其疑ヲ避クル爲メニ投票函ハ二重ノ蓋ヲ作リ之レニ二箇ノ錠ヲ設ケ其鍵ノ一ハ町村長ニ於テ之レヲ管守シ一ハ立會人ニ於テ之ヲ管守シ互ニ自由ニ開閉スルヲ能ハサルヲ證スルモノナリ

第三十六條 町村長ハ投票ノ初ニ當リ立會人ト共ニ參會シタル選舉人ノ面前ニ於テ投票函ヲ開キ其ノ空虚ナルコトヲ示スヘシ

(註) 町村長ハ選舉人ニ於テ投票ヲ投票函ニ入ルノ初メニ於テ投票函ハ空虚ニシテ何物モ其内ニアラサルコトヲ示ス爲メ立會人ト共ニ投票函ヲ開キ參會人即チ投票ヲ爲スタメニ出頭シタル選舉人ニ示スモノナリ

(參看)
選第六條
第十八條
第八十九條

第三十七條 選舉人ハ選舉ノ當日日本人自ラ投票所ニ至リ選舉人名簿ノ對照ヲ經テ投票スヘシ

(註) 議員ヲ投票スルハ最モ貴重ナルコトハ前已ニ本法ノ第三十五條ニ詳述シタル所ナルカ若シ他人ヲ頼ミ投票ヲ爲サシムル等ノコトアルハ其頼ミヲ受ケタル爲メ自己ノ利益ニ投票ヲ爲スヤモ計ル可カラス故ニ選舉人ニシテ議員ヲ選舉セントスルモノハ自ラ投票所ニ出頭シ選舉人名簿ノ照合ヲ經タル上投票ヲ爲スヘキモノナリ

第三十八條 投票用紙ハ各府縣各一定ノ式ヲ用井選舉ノ當日投票所ニ於テ町村長ヨリ之ヲ各選舉人ニ交付スヘシ

選舉人ハ投票所ニ於テ投票用紙ニ被選人ノ姓名ヲ記載シ次ニ自己ノ姓名住所ヲ記載シテ捺印スヘシ

(註) 選舉人ハ議員ヲ選舉スルニ當リ各々投票スヘキ用紙ナカルヘカラス然ルニ之レチ一定セサルハ獨リ其取り纏メニ困難ナル而已ナラス或ハ紛雜ヲ免カレサレハ各府縣毎ニ一定ノ式ニ依リ用紙ヲ作り選舉ノ當日投票ヲ管理スル町村長ヨリ投票所ニ於テ各選舉人ニ渡スモノトセラレタルナリ
議員ヲ選舉スル者ハ投票所ニ於テ選舉スヘキ人ノ姓名ヲ記載シ而シテ次ニ選舉人即チ自己ノ姓名住所ヲ記載シテ其名ノ下ニ印ヲ押スヘキ者ナリ
(參照) 歐洲中葡萄牙ノ如キハ代議士員ハ直接選舉ヲ以テスト蓋シ同一タリ

第三十九條 選舉人ニシテ文字ヲ書スルコト能ハサル由チ申立ツルトキハ町村長ハ吏員ヲシテ代書セシメ之ヲ本人ニ讀ミ聞カセ捺印投票セシメ其ノ由チ投票明細書ニ記載スヘシ

(註) 選舉人ニシテ投票ヲ爲ス爲メ投票所ニ出頭シタルモ字ヲ書スル能ハスト申立タルトキハ町村長ハ筆生等ノ吏員ヲシテ其投票紙ニ代書セシメ其記載シタルコトヲ本人ニ讀聞カセ本人異議ヲ申立サルモノハ捺印ノ上投票ヲ爲サシムルモノナリ此場合ニ於テハ其ノ由チ町村長ハ投票明細書ニ記載シテ後チノ參考トナスヘキモノナリ

第四十條 二人以上ノ議員ヲ選舉スヘキ選舉區ニ於テハ連名投票ヲ用ウヘシ

(註) 一ノ選舉區ニ於テ二人以上ノ選舉ヲ爲ストキハ投票用紙ニ選舉セラルヘキ人ノ姓名ヲ連記シテ投票スヘキモノナリ是レ手數ヲナスノ必要ナケレ

(參看)
選第三十八條

ハナリ

選第十八條
◎第三十八條

第四十一條 選舉人名簿ニ記載セラレタル者ノ外投票スルコトヲ得ス但シ選舉人名簿ニ記載セラレヘキ裁判言渡書ヲ所持シ選舉ノ當日投票所ニ至ル者アルトキハ町村長ハ投票用紙ヲ交付シ投票セシメ其ノ由チ投票明細書ニ記載スヘシ

(註) 選舉人名簿ハ選舉人ヲ確定シタル簿冊ナルヲ以テ此人名簿ニ記載ナキモノハ議員ヲ投票スルヲ得ス乍去人名簿ニ記載ナキ者ト雖モ裁判言渡ニ依リ選舉スルヲ得ルコト、ナリタルルハ其言渡書ヲ以テ證明シ選舉ノ當日投票所ニ來レハ其管理者タル町村長ハ投票用紙ヲ渡シテ投票ヲナサシメ其言渡書ヲ以テ證明シタル由チ投票明細書ニ記載シ置クモノナリ

第四十二條 投票終ルノ時期ニ至リタルトキハ町村長ハ其ノ由チ告ケ投票函ヲ閉鎖スヘシ投票函

選第三十四條

閉鎖ノ後ハ總テ投票スルコトヲ許サス

(註) 投票ヲ終ルノ時期即チ選舉ノ當日午後六時ニ至リシトキハ投票ヲ終ル可キコトヲ町村長ヨリ出席者一同ニ告ケ投票函ヲ閉鎖スルモノナリ其閉鎖ノ後チニ在テハ設令選舉人名簿ニ記載アル者ト雖モ投票ヲ爲スコトヲ許サス是レ其人ハ定式ノ時間中ニ來テサリシハ自ラ投票ヲ拋棄シタルモノト見做サル、カ故ナリ

第四十三條 町村長ハ投票明細書ヲ作り投票ニ關ル一切ノ事項ヲ記載シ立會人ト共ニ署名スヘシ

(註) 投票ヲ管理スル町村長ハ投票明細書ヲ作りテ投票ニ關スル一切ノ事項ヲ記載スルモノニシテ其明細書ニハ之レニ立會タル選舉人ト共ニ姓名ヲ記載ス可シ

第四十四條 町村長ハ一名又ハ數名ノ立會人ト共ニ投票ノ翌日投票函及投票明細書ヲ併セテ選舉

(參看)
選第三十五條
選第三十三條

管理ノ郡役所又ハ市役所若ハ區役所ニ送致スヘシ

(註) 町村長ハ以上ノ條々ニ依リ投票ヲ爲シタル翌日ニ於テ立會人ノ一名又ハ數名ト共ニ投票函及ヒ投票明細書ヲ併セテ選舉ヲ管理スル即チ選舉長ノアル郡役所市役所若シクハ區役所ニ送致スルモノナリ

第四十五條 一選舉區内ニアル島嶼ニシテ前條ノ

期限内ニ投票函ヲ送致スルコト能ハサル情況アルトキハ府縣知事ハ人名簿確定ノ日ヨリ選舉ノ期日マテノ間ニ於テ適宜ニ其ノ投票ノ期日ヲ定メ選舉會ノ期日マテニ其ノ投票函ヲ送致セシムルコトヲ得

(註) 一ノ選舉區内ニ島嶼アリテ波濤ノ爲メ又ハ遠隔ノ爲メ前條ニ記載スル期限内ニ投票函ヲ選舉ヲ管理スル役所ニ送致スルコト能ハサル場合アルト

選第四十二條
選第四十一條
選第四十八條

選第四十四條

キハ府知事縣知事ハ選舉人名簿確定ノ日ヨリ選舉ノ期日マテ即チ本法第二十九條ニ定ムル六月十五日ヨリ同第三十條ニ定ムル七月一日迄適宜投票ノ期ヲ定メ選舉會ノ當日迄ニ其投票函ヲ送致セシムルノ處分ヲ爲スモノニシテ其情況實ニ己ムヲ得サルニ出タルモノニシテ又如何トモナスヘカラサルナリ

第八章 選舉會

(註) 本章ハ十二條ヨリ成リ立チ專ラ選舉ノ場所選舉會ヲ開クノ手續投票點檢ノ方法及ヒ投票ノ有効無効ヲ列記シタルモノナリ

第四十六條 選舉會ハ選舉管理ノ郡役所又ハ市役所若ハ區役所ニ於テ之ヲ開ク

(註) 本條ハ選舉會ヲ開クヘキ場所ヲ定メタルモノニシテ其場所ハ選舉ヲ管理スル郡役所又ハ市役所若シクハ區役所ニ於テ開クナリ是レ至當ノコト、謂ハサルヲ得ス

憲法

(參看)

條 第三十三

第四十七條 選舉長ハ各投票所ヨリ參會シタル立會人ノ中ヨリ抽籤ヲ以テ選舉委員三名以上七名以下ヲ定ムヘシ

(註) 選舉長ハ選舉區内ノ各投票所ヨリ出席シタル立會人ノ中ヨリ抽籤ノ法ヲ以テ三人以上七人以下ノ選舉委員ヲ定メ投票函ヲ開クコト等ニ付キ不都合ナキコトヲ證ス可キモノナリ

條 第四十四

第四十八條 選舉長ハ投票函送達ノ翌日選舉委員立會ノ上各投票函ヲ開キ投票ノ總數ト投票人ノ總數トヲ計算スヘシ若投票ト投票人トノ總數ニ差異ヲ生シタルトキハ其ノ由ヲ選舉明細書ニ記載スヘシ

(註) 選舉長ハ管理スル選舉區内ヨリ送致シタル投票函ノ送達ヲ受ケタル翌日選舉委員ノ立會ヲ以テ之ヲ開キ投票ノ總高ト投票人ノ總高トヲ計算スル